

平成 2 5 年 1 2 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日 開会

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日 閉会

浪 江 町 議 会

平成25年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（12月10日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	19
渡邊泰彦君	19
佐々木勇治君	32
紺野榮重君	40
松田孝司君	60
馬場 績君	73
延会について	98
延会の宣告	98

第 2 号（12月11日）

議事日程	99
出席議員	100
欠席議員	100
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	100
職務のため出席した者の職氏名	100
開議の宣告	102
議事日程の報告	102
一般質問	102
鈴木幸治君	102
議案第63号から報告第2号一括上程、説明	108

次回日程の報告	1 2 7
散会について	1 2 8
散会の宣告	1 2 8

第 3 号 (1 2 月 1 8 日)

議事日程	1 2 9
出席議員	1 3 1
欠席議員	1 3 1
地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 3 1
職務のため出席した者の職氏名	1 3 1
開議の宣告	1 3 3
議長不信任案について	1 3 4
議事日程の報告	1 3 8
資格決定の件	1 3 8
議案第 6 3 号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第 6 4 号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第 6 5 号の質疑、討論、採決	1 4 4
議案第 6 6 号の質疑、討論、採決	1 4 4
議案第 6 7 号の質疑、討論、採決	1 4 8
議案第 6 8 号の質疑、討論、採決	1 5 0
議案第 6 9 号の質疑、討論、採決	1 5 0
議案第 7 0 号の質疑、討論、採決	1 5 2
議案第 7 1 号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第 7 2 号の質疑、討論、採決	1 5 8
議案第 7 3 号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第 7 4 号の質疑、討論、採決	1 5 9
議案第 7 5 号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第 7 6 号の質疑、討論、採決	1 6 0
議案第 7 7 号の質疑、討論、採決	1 6 1
同意第 8 号の質疑、採決	1 6 1
報告第 2 号の質疑	1 6 2
発委第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 6 2
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	1 6 3
町長あいさつ	1 6 3
閉会の宣告	1 6 4

浪江町告示第 5 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、
平成 2 5 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成 2 5 年 1 1 月 1 5 日

浪江町長 馬 場 有

1 期 日 平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日（火） 午前 9 時

2 場 所 福島県二本松市北トロミ 5 7 3 番地
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番 渡 邊 泰 彦 君
 3 番 鈴 木 幸 治 君
 5 番 平 本 佳 司 君
 7 番 山 崎 博 文 君
 9 番 佐々木 恵 寿 君
 11 番 泉 田 重 章 君
 13 番 紺 野 榮 重 君
 15 番 三 瓶 宝 次 君

2 番 佐々木 勇 治 君
 4 番 小 黒 敬 三 君
 6 番 松 田 孝 司 君
 8 番 若 月 芳 則 君
 10 番 山 本 幸一郎 君
 12 番 佐 藤 文 子 君
 14 番 吉 田 数 博 君
 16 番 馬 場 績 君

不応招議員（0名）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

平成 2 5 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

平成 2 5 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１６名）

１番	渡 邊 泰 彦 君	２番	佐々木 勇 治 君
３番	鈴 木 幸 治 君	４番	小 黒 敬 三 君
５番	平 本 佳 司 君	６番	松 田 孝 司 君
７番	山 崎 博 文 君	８番	若 月 芳 則 君
９番	佐々木 恵 寿 君	１０番	山 本 幸一郎 君
１１番	泉 田 重 章 君	１２番	佐 藤 文 子 君
１３番	紺 野 榮 重 君	１４番	吉 田 数 博 君
１５番	三 瓶 宝 次 君	１６番	馬 場 績 君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	副 町 長
馬 場 有 君	檜 野 照 行 君
副 町 長	教 育 長
渡 邊 文 星 君	畠 山 熙一郎 君
代 表 監 査 委 員	総 務 課 長
山 内 清 隆 君	谷 田 謙 一 君
復興再生事務所長	復興推進課長
兼 婦 町 準 備 室 長	
山 本 邦 一 君	宮 口 勝 美 君
町 民 税 務 課 長	産業・賠償対策課長
高 倉 敏 勝 君	大 浦 泰 夫 君
ふるさと再生課長	復 旧 事 業 課 長
岩 野 寿 長 君	中 田 喜 久 君
健康保険課長兼 津島支所長兼 仮設津島診療所事務長	介 護 福 祉 課 長
紺 野 則 夫 君	佐 藤 尚 弘 君
生 活 支 援 課 長	会 計 管 理 者
	兼 出 納 室 長
佐 藤 良 樹 君	吉 田 公 明 君
教 育 委 員 会	
教 育 次 長	
鈴 木 敏 雄 君	

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	次 長
岩 野 善 一	清 水 佳 宗

書

記

中 野 夕 華 子

○議長（小黑敬三君） おはようございます。東日本大震災から、2年9カ月となりました。12月定例会に先立ち、地震津波により犠牲となられた方々はもちろん、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対して、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと思います。

ご起立ください。黙とう。

[黙とう]

○議長（小黑敬三君） ありがとうございます。ご着席ください。

◎開会の宣告

○議長（小黑敬三君） ただいまの出席議員は16人であります。
定足数に達しておりますので、平成25年12月浪江町議会定例会を開会いたします。

(午前 9時00分)

◎開議の宣告

○議長（小黑敬三君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小黑敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小黑敬三君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、1番、渡邊泰彦君、2番、佐々木勇治君、3番、鈴木幸治君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（小黑敬三君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は配付のとおり、本日より19日までの10日間といたします。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小黑敬三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から19日までの10日間といたします。

会期中の会議についてお諮りいたします。10日、11日、18日、19日を本会議、12日、13日、16日、17日を委員会等のため休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議は、そのとおり決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小黒敬三君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、印刷してお手元に配付しておりますのでご了承願います。

◎行政報告

○議長（小黒敬三君） 日程第4、行政報告を行います。行政報告は町長から行います。

町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

○町長（馬場 有君） おはようございます。

平成25年浪江町議会12月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。

東日本大震災、原子力発電所事故の発生から1,000日を超える、明日で2年9カ月が経過いたします。

改めてこの災害により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、いまなお、県内外に避難を余儀なくされ、先行きが見えないなか、つらく厳しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞い申し上げます。

さて、自民党の東日本大震災復興加速化本部より「原子力事故災害からの復興加速化に向けて」と題した提言が、安倍総理に提出されました。その提言は、放射線量が低い地域のインフラ復旧を急ぎ早期帰還を促す一方で、放射線量が高く、長期間帰還が困難な地域では、国が住民に移住するかどうかの判断材料を提示する責任がある。との内容であります。

先月13日に自民党大島本部長から説明を受けましたが、全体的には、具体性に欠けた総花的な内容であり、全町帰還を原則としていた本町にとり、提言にある方針転換は到底容認できるものではなく、あくまでも国直轄による町内全域の除染を行い、全ての町民が帰還できること。賠償については格差をつけないで一律に行うこと。健康管理については、低線量被ばくの影響を考慮した恒久的な医療費無料化、中間貯蔵施設については、住民が安心して住むことができるようモニタリングを実施し、万全の対策を講じ、住民、自治体に

しっかり説明すること。などを直接指摘をしてきたところであります。なお、以上の指摘事項について、去る3日、内閣総理大臣、復興大臣等に要望書を提出してまいりました。

町といたしましても、この提言に対する意見を明確に打ち出すべきとの考えから、関係各課により提言内容を精査し政府に対し、今後個別協議を具体化いたします。

いずれにいたしましても、長期化する避難生活に疲弊している中、将来の方向性を示すことが喫緊の課題であるとの認識に変わりはありませんが、そのことにより地域が分断され、町民が離れ離れになるような不平等があってはならぬことを肝に銘じ、今後も復旧・復興業務に努力を重ねてまいります。

続きまして、町政の執行状況について報告させていただきます。

始めに、浪江町名誉町民顕彰式・功労者表彰式について、ご報告いたします。

文化の日の11月3日、浪江町名誉町民顕彰式・第41回浪江町功労者表彰式を二本松市内にて開催いたしました。浪江町名誉町民の称号をお贈りしたのは、浪江町出身の民謡歌手である原田直之氏で、氏は民謡名人位などの輝かしい経歴をお持ちであり、数々の賞を受賞され、日本歌手協会の理事長を務められるなど、郷土の名誉を著しく高められました。また、故郷に対しては観光親善大使やふるさと浪江会長を務められるなど、震災以前から郷土の発展に御協力いただいております。震災後は物心両面から被災した町民が勇気づけられ、特段のご支援をいただいております。町としては、平成6年の荒義尚様、松浦京様以来20年ぶり、3人目の名誉町民となります。

表彰者については、特別功労表彰は5名の方々と、長年にわたり地域社会における産業振興や地方自治、学校教育等の分野で日夜御尽力された方々、並びに身を挺して震災対応をされた方です。功労表彰は14名の方々と、地方自治、地方行政、伝統芸能の継承に日夜御尽力された方々、身を挺して震災後の対応をされた方、震災以降浪江町民を援助下さった方です。善行表彰は、31名の方々と、多年にわたり消防団として尽力された方、震災時に模範的な行動をとられた方、震災以降浪江町民を援助下さった方です。総計50名に賞状及び記念品を贈呈し、ご功績を讃えたところでもあります。

浪江町復興計画【第一次】の進行管理及び個別計画の検討について、ご報告いたします。

浪江町復興計画【第一次】の、着実かつ適切な実施を進めるため、町民協働により計画の進行管理をする部会と、復興計画に掲げたまちづくりの方向性をより具体的にまとめるための個別計画となる、

まちづくり整備計画の検討をする部会に分け検討を進めております。

「町民協働による進行管理部会」は、これまで7回の部会を開催し、復興計画に掲げた施策を分野ごとに成果確認、課題抽出、対応策の検討をしてまいりました。11月6日の第2回復興計画策定委員会（全体会）におきまして、最終確認を行い町へ提言をいただいたところであります。

今後は、いただいた提言内容をしっかりと受け止め、復興・復旧に関する施策への反映をしていきたいと考えております。

「まちづくり計画検討部会」については、これまで7回の部会を開催し、帰還に向けたふるさとのもちづくりについて議論を行ってきました。また、10月20日には「ふるさと浪江町を考える懇談会」を福島市において開催し、避難されている皆さんからご意見をいただきました。このたび、これまでの議論をもとにまちづくり計画の中間取りまとめを行ったところであり、その内容については、議会にもご説明申し上げますのでご意見を戴きたいと思っております。

今後、パブリックコメントを実施し、多くの皆様のご意見を取り入れ、3月上旬を目標に復興まちづくり計画を町に提言していただく予定となっております。

「福島県原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」、「福島避難解除等区域生活環境整備事業」について、ご報告いたします。

本年4月1日に区域が再編されたことに伴い、立ち入りされた町民の利便性や安全の確保、町内の防犯・防災及び荒廃抑制や保全、また公共施設の機能回復のため「福島原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業」及び「福島避難解除等区域生活環境整備事業」により対策を講じてまいりました。

9月以降としては、防犯対策の更なる強化のため、町内各バリエード設置箇所付近への8台の車番認識防犯カメラの設置、本庁舎の機能回復のための修繕、下水道マンホールポンプ場の設備機能回復のための修繕などを当該事業として実施するため、国との委託契約を締結したところです。

今後も当該事業を効果的に活用し町の復旧・復興の加速化を図りたいと考えております。

住民意向調査について、ご報告いたします。

8月に復興庁と福島県、浪江町の3者共同で実施した住民意向調査の結果速報が10月4日に発表されました。世帯の代表者を対象として、9,656世帯に対し郵送により実施しました。このうち回答は6,132世帯、回収率は63.5%となっております。

今回の調査の主な目的は、町外に整備する復興公営住宅の整備戸数の把握と、浪江町への帰還意向の把握の2つでありました。

まず、復興公営住宅については、希望する28.0%、判断できない36.1%、希望しない34.8%となっており、世代別にみると、高齢者の希望が多い傾向になっております。また、希望する自治体については、南相馬市577世帯、いわき市479世帯、二本松市302世帯、福島市314世帯、郡山市133世帯となっており、入居を希望する方の総数は2,065世帯となりました。

次に、町への帰還の意向については、戻りたいと考えている18.8%、判断がつかない37.5%、戻らないと決めている37.5%となっております。前回の意向調査とは、対象者や設問の内容が異なることから、単純な比較は出来ませんが、判断がつかない、帰らないという方の割合が増えており、町民の皆さんの判断材料となる情報を、より早く提供できるよう努めてまいります。

次に、町外コミュニティについて、ご報告いたします。

二本松市におきましては、油井字根柄山に復興公営住宅の整備を決定し、二本松市と県との間で用地取得に向けた手続きを進めております。県で住宅の配置などの検討をしておりますが、敷地の形状を勘案し、集会所、駐車場を整備した場合、建て方にもよりますが、70～100戸程度となる見込みと聞いております。8月の意向調査では二本松市への希望世帯は302世帯であり、開きがあるため、追加の用地が必要と考えており、追加の候補地の選定を二本松市に要請しているところです。

いわき市におきましては、意向調査での希望世帯は479世帯となっております。整備状況としましては、先行整備分2地区250戸について11月19日に着工し、平成26年12月末まで完成予定となっております。また、11月8日には新たに3地区138戸の整備が発表されました。入居目標年度は平成26年度から平成27年度となっております。いわき市には浜通りの被災自治体住民が多数避難しておりますので、必要な戸数の整備に向け取り組んでいくとともに、入居募集に係る内容検討や、必要な生活サービスの確保に向け関係自治体と連携を取ってまいります。

南相馬市におきましては、意向調査によると復興公営住宅を希望する世帯は577世帯となっております。こちら11月8日に新たに原町区北原と原町区上町の2地区350戸が発表されました。一刻も早く希望者が入居できるよう求めていると考えております。

その他の地域での復興公営住宅整備については、桑折町が今年2月13日に締結した協定書に基づき、町営の復興公営住宅25戸につい

て平成26年度完成を予定し整備を進めています。また、本宮市からも同市に避難している浪江町民の支援のために市営の復興公営住宅を整備したいとの申し出があります。

町としては、まず南相馬市、いわき市、二本松市の町外コミュニティについてしっかりと整備を進めることとし、その他の地域については応急仮設住宅の一刻も早い解消に向け、国・県にも強く働きかけ、必要な復興公営住宅を早急に確保できるよう取り組んでまいります。

「浪江のこころ通信」総集編の制作について、ご報告いたします。

全国に避難を余儀なくされた町民の皆さんの思いを共有し、町民同士の絆を維持するため、毎月の「広報なみえ」に掲載している「浪江のこころ通信」について、これまでの掲載分を一冊にまとめた総集編を制作したいと考えております。平成23年7月号から開始した「浪江のこころ通信」には、これまで延べ200人以上の皆さんに登場していただいております。震災から3年を迎える来年3月に合わせて、町民の皆さんに「総集編」を配布し、長期化する避難生活の中での心の支えとして、絆の維持につなげていきたいと考えております。

情報受信とコミュニケーションに関するアンケートについて、ご報告いたします。

7月に情報受信とコミュニケーションに関するアンケートをKDDI総研と連携して実施し、このたびその調査結果がまとまりました。役場からの情報提供の満足度については、年齢層が高いほど不満を持っているという結果になり、ほしい情報としては、賠償や復興計画、浪江の今、町民の様子などを求めているということがわかりました。この結果を受け、毎月の広報に、町長のメッセージや賠償に関するコーナーを掲載することや、町のフェイスブックで町民の皆さんの写真を掲載するなど改善に努めており、引き続き、町民の皆さんが求める情報を迅速に提供できるよう取り組んでまいります。

B－1 グランプリについて、ご報告いたします。

11月9日、10日に愛知県豊川市で開催された、第8回B－1 グランプリにおいて、浪江焼麺太国が、参加64団体の中、1位となるゴールドグランプリを獲得いたしました。全国各地にバラバラに避難した太国のメンバーが、浪江町の“絆”を維持するために、また風化する震災の記憶を全国に伝えるため、それぞれ避難生活で困難な中でも参加し続けておりました。昨年・一昨年はともに4位、今年は参加4回目において念願のゴールドグランプリを獲得したことは、避難生活をおくっている町民にとっても非常に喜ばしいことで

あり、浪江町の頑張る姿を全国に発信していただけたことと思います。

来年の第9回B-1グランプリは、郡山市で開催されます。本来なら「愛Bリーグ」に加盟している団体が所在する自治体でしか開催できないところですが、今回は復興支援の特別大会として、浪江町と郡山市・愛Bリーグとの連携により実行委員会を立ち上げ、福島で開催することとなりました。町としましてもホスト町として、浪江町を全国に発信できるよう準備を進めていきたいと考えております。

浪江町消防団・秋季検閲式について、ご報告いたします。

10月6日に、平成25年度浪江町消防団秋季検閲式を挙行いたしました。昨年行われた秋季検閲式同様、二本松市東和地区の浪江中学校体育館にて実施しましたが、団長以下102名の消防団員が避難先から参加しました。式典では3年ぶりに団長表彰が行われ、功績賞として9名、精勤賞として23名の団員が受賞いたしました。

行方不明者の一斉捜索について、ご報告いたします。

10月11日に、双葉警察署主催による行方不明者の一斉捜索が行われました。震災から2年半の節目でもあることから、浪江町からも地区住民の方々を含め、消防団員、議会議員、町職員など35名の方が参加し、警察署、消防署と合同で、主に請戸海岸を中心に行方不明者の捜索活動を行いました。

次に、立入休憩施設の開設について、ご報告いたします。

10月1日に、一時立入りのための休憩施設を、それまでの「サンシャインなみえ」から、介護老人保健施設「貴布祢」へ移設しました。「貴布祢」のホール及び和室にテーブル・長机を準備した他、浄化槽設置による水洗トイレの整備、さらに飲料用の自動販売機やウォーターサーバーを設置し、立入者の利便性の向上に努めております。なお、9月のサンシャインなみえの月間利用者数133名に比べ、10月の貴布祢利用者数は357名となっております。

次に、防災行政無線の復旧について、ご報告いたします。

区域再編に伴い、これまでより浪江町内への立入が緩和されたことから、防災体制の強化のため、防災行政無線の復旧工事を優先的に行ってきましたが、津波流失分6基の新設、また既存53基の子局の復旧工事が終了し、10月1日から全基稼働いたしました。町内に立ち入りされている方には、今後、防災情報や緊急情報等を防災行政無線により迅速に広報しますので、注意を払っていただきたいと思います。

浪江町ADR集団申立てについて、ご報告いたします。

10月24日まで第4次の申立が終了し、申立者数は1万5,313名・世帯数は6,489世帯となりました。浪江町ADR集団申立ての、現在までの経過及び今後の予定についての住民説明会を11月30日に二本松市、12月8日に南相馬市で行い、12月21日はいわき市で行う予定であります。

農業、水産業について、ご報告いたします。

農業や水産業については、町広報紙でもご案内しておりますが、それぞれの業の再生に向け活性化してきております。農業は浪江町地域農業再生協議会、水産業は浪江町水産業協働委員会にて担い手である町民の方々と、活発に意見交換をしているところであります。

そういった中、農業では農業者が主体となった、浪江町の農業・農地を考える会が9月に発足し、浪江町内の視察を含め、これまで3回の回を重ねた中で、荒廃した農地の保全や新たな農業の選択肢についての話し合いが行われております。

町の再生は行政だけで成し得ることはできませんので、以上のような取り組みを実践することで、住民協働のまちづくりを推し進めてまいります。

浪江町内での事業再開状況について、ご報告いたします。

11月末現在の浪江町内での事業者の活動状況についてであります。9月定例会でご報告して以降、町内で新たに再開した事業者はおりませんが、大手コンビニのセブンイレブン、ローソン、ファミリーマートより事業再開の相談がありました。町内の除染作業員を対象とした営業を検討しているとのことで、浪江町商工会へもそういった動きがあることを伝え、町内にあった小売業の再開についても、改めて打診したところであります。それらを含めた再開の新規相談は9件あり、合計相談件数は24事業者となりました。

町内で操業していた大手製造業への企業訪問について、ご報告いたします。

町内で操業していた大規模工場の浪江日立化成工業、浪江日本ブレーキ、エスエス製薬にそれぞれ訪問し、いずれ浪江町に帰還して再操業していただくために、社の代表者と意見交換をしてまいりました。各社とも、現時点では先行きが不透明であるため再開の確約はできないものの、何らかの形で協力したい旨のお話はいただいたところであります。こういった企業に浪江町へ戻ってきてもらえるよう、いち早く町内の環境を整えていく必要があることを再認識したところであり、引き続き、町内にあった企業を引き留めるための意見交換等を実施してまいります。

浪江町内の除染の進捗状況について、ご報告いたします。

酒田行政区において、本格除染工事は発注済みであり、現在、仮置場の造成中で、来年の3月末までに面的除染が完了いたします。また、大堀取水場、大堀配水池、末ノ森配水池、末ノ森中継ポンプ場、北部衛生センターの先行除染工事の発注も済んでおり、来年の3月末までに作業を終える予定となっております。

次に、除染業務発注に必要な条件が整った高瀬行政区・立野下行政区の本格除染及び町内全域の共同墓地並びに国道114号の拠点除染の工事につきましては、現在入札の公告中で、来年早々の発注予定であります。仮置場が確保されていない他の行政区につきましても、引き続き仮置き場の確保に向け関係行政区長と相談しながら進めているところでございます。今後とも、本格除染対象となる住民の皆様へ丁寧に説明し、仮置場の確保及び除染作業へのご理解、ご協力をお願いしたいと考えております。

また、帰還困難区域の除染モデル事業の進捗状況でございますが、赤宇木地区につきましては、除染工事及び除染直後のモニタリングが終了しており現在、データの整理中でございます。また、大堀地区・井手地区につきましては、現在約95%の進捗状況となっております。年末に除染工事及び除染直後のモニタリングが終了いたします。

次に、震災等ガレキ処理について、ご報告いたします。

棚塩地区・請戸地区において、ガレキ処理に伴う仮置場・仮設焼却減容化施設設置計画の住民説明会を経て、現在、仮置場用地の土地使用する補償契約事務を環境省と進めております。また、倒壊危険家屋の解体撤去工事についても、環境省で緊急性のある5棟の家屋について、10月より解体の工事に着手し、11月末に工事が完了したところであります。

次に、津波被災ガレキについて、11月20日より請戸小学校、マリンパークなみえ内の集積したガレキの選別作業に着手しております。敷地内でのガレキの選別作業であり、運搬等がない作業となっております。また、津波不明者や思い出の品等の発見も想定されることから、丁寧な作業を実施していただいております。来年の3月20日までに完了する予定となっております。

次に、4大家電回収につきましては、12月号広報なみえの折り込み等にて、回収方法等を町民の皆様へ周知したところであります。

次に、請戸共同墓地整備について、ご報告申し上げます。

整備箇所の文化財試掘調査、地質調査、用地測量が完了し、現在、用地の取得事務を進めております。

一日も早い墓地整備完了を実現し、利用者の皆様が安心してお墓参りや納骨が出来るよう事務を進めております。

次に、町民の健康管理について、ご報告いたします。

震災後、避難生活が長期化するにつれ、運動量の減少、食習慣の変化、精神的ストレス、睡眠障害等により、生活習慣病の増加が懸念されます。適度な運動、規則正しい食生活に心掛けるなど、生活習慣の改善に努められるようお願いするところであります。

現在行っております健康診査や検査の実施状況についてご報告いたします。

弘前大学に依頼し行っております初期被ばく検査につきましては、772名の採血が終了し染色体の解析中ですが、10月末現在33名の解析が終了し、全員異常なしという結果が出ております。

町及び県で行っております内部被ばく検査につきましては、10月末現在、延べ1万8,411名の方が検査を受けられており、昨年度以降検査された方全員が、預託実効線量1 mSv未満となっております。

甲状腺検査につきましては、10月末現在、町及び県を併せ、延べ4,420名の方が検査を受けられており、5月に1名の甲状腺がんの発症が県より報告されましたが、それ以降新たな発症例は報告されておられません。

次に、二本松市内の復興公営住宅建設に併せ整備を予定している総合医療センター（仮称）建設事業につきましては、10月末に基本設計委託業務を発注したところであります。今後、町外コミュニティに必要な生活サービスとして整備を進めて参ります。

災害弔慰金について、ご報告いたします。

災害弔慰金等の支給に関しましては、平成23年3月11日津波及び地震により直接死亡された方が184名でありまして、うち支給対象者が171名となっております。11月末現在、申出受理件数が171件、支払件数は同じく171件となりました。

また、災害関連死に関する弔慰金につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところでありまして、11月末現在、申出受理件数が362件、うち審査件数が333件、うち認定件数が309件、支払件数が301件であります。

次に、敬老祝金について、ご報告いたします。

本年度満100歳になられる6名の賀寿の方々をはじめ、満80歳以上の高齢者1,909名の方に敬老祝い金、総額1,492万5,000円をお贈りし皆様の長寿をお祝いいたしました。

次に、浪江町戦没者追悼式及び慰霊祭について、ご報告いたします。

浪江町戦没者追悼式・慰霊祭は2年ごとに開催しておりました

が、平成21年11月が浪江町での最後の開催となりました。23年度は、震災のため見送りとなり今年度4年ぶりに去る11月7日、二本松市ほうりん斎場で挙行いたしました。来賓・遺族100名の参列者により、800有余柱の御霊をご慰霊いたしました。

民生委員・児童委員の委嘱について、ご報告いたします。

民生委員・児童委員につきましては、本年12月1日を持って3年ごとの一斉改選をむかえました。町民すべてが長期広域避難を強いられているこの厳しい状況の中で、社会福祉に対するご理解と熱意を持ってお引き受けいただいた59名の皆様に、12月2日に委嘱状を伝達いたしました。

次に、町民交流事業について、ご報告いたします。

県内交流会は、10月5日に南相馬市、11月21日に福島市、11月27日に白河市で開催し、約150名が参加され、多くの町民が交流しております。

また、県外交流会は、11月9日に山梨県甲府市、11月30日に茨城県那珂市で開催いたしました。交流会では、町からの現状報告後に、国道114号線沿いの津島から浪江までの最近の風景や休憩施設「貴布祢」等の写真をスクリーンに映して、町の様子を見ていただきました。

復興支援員関係につきましては、9月14日に初めて山形、千葉、埼玉、新潟、京都5カ所の支援員及び支援員サポート団体合同の復興支援員推進会議を郡山市で開催し、それぞれの地域の取組や課題等を共有しました。翌日に、現在の町内の状況も視察し、支援員にとって県外避難者への支援に繋がる貴重な研修の場となりました。

次に、応急仮設住宅についてであります。11月末現在、建設戸数2,893戸に対して入居戸数が2,251戸、入居人数は4,296人、入居率は77.8%となっております。

また、県内の特例借上げ住宅の状況につきましては、会津地方が136戸338人、中通り地方が2,392戸5,360人、浜通り地方が1,460戸2,806人、合計3,988戸8,504人となっております。

仮設住宅の一斉点検につきましては、管理者である県の発注により、11月11日から調査が進められておりまして、年末までには点検完了の予定で、完了した団地から順次修繕等が実施されます。町としましても、8月下旬から独自に実施しました点検結果及び自治会長等からの報告等を取りまとめ、県に対し早急かつ適切な修繕について要望してまいります。

また、県内の借上げ住宅の契約期間については、平成26年3月31日までになっておりまして、対象物件である約4,000件について、

現在、再契約事務を進めております。なお、供与期間については1年の延長で、平成27年3月31日までとなっております。

次に、避難指示区域への立ち入りについてであります。11月末現在、浪江町通行証8,896件、車や同乗者の変更2,116件、浪江町臨時通行証7,219件を発行しております。8月には、お墓まいり等の申請が多く臨時通行証1,469件を発行しました。また、10月17日から20日の4日間のバス立入りについては、82世帯114名から申し込みがあり、実績は72世帯94名の立入りとなっております。公益立入りについては、9月294件、10月641件、11月557件の発行実績となっております。

次に、教育行政について、ご報告いたします。

避難生活が長期化する中でスポーツを通じて繋がり合い励まし合おうと、浪江町長杯の各種大会が9月26日開催の第2回ゲートボール大会を皮切りに全4種目が開催されました。県内外に避難している町民は近況を話し合うなど、親睦を深め楽しい雰囲気プレーが行われました。なお、ゲートボール、グラウンドゴルフ、ソフトボール、家庭婦人バレーボールの4種目に、延べ人数で227名が参加しました。

次に、第7回福島県市町村対抗軟式野球大会で浪江町チームの初戦となる試合が9月29日に福島市のあづま球場でありました。相手チームは1回戦で富岡町を破って勝ち上がった南相馬市で、浪江、南相馬とも好投手を擁することから緊迫した試合運びとなりました。浪江町チームは粘り強い攻撃で再三の得点チャンスを得ましたが決定打に欠け、相手から1点をもぎ取られて惜敗しました。避難生活で全員が集まっての練習が出来ないという状況で監督も選手もふるさと浪江への熱い思いを胸に戦った好試合でした。

次に、第25回市町村対抗福島県縦断駅伝大会が11月17日に白河市と福島市の間で行われました。原発事故による全町避難が3年目となる今年、浪江町のチームは佐藤博文監督を中心に56名の選手及びマネージャーの皆さんが、連絡を密にしながら態勢を整えて年度当初からの合宿や土曜ごとの練習に取り組み、可能な限りの準備をしてレースに臨みました。四半世紀という節目に加えて小春日よりの好天となったこの日の沿道には大勢の人々が詰めかけ、先日のB-1グランプリ優勝のビッグニュースの当事者である浪江町へは、ひととき大きな声援が送られました。選手たちはそれぞれの目標タイムをもって力走した結果、町の部では11位と惜しくも入賞を逃しましたが、総合順位では昨年度の32位から29位へと押し上げて健闘振りを示しました。

次に、被災による全町避難で全国に分散している浪江町の子どもたちの再会の場である「集まれ！なみえっ子」を10月14日と20日に猪苗代町の磐梯青少年交流の家で開催いたしました。児童・生徒とその保護者等に教職員を加えた約210名が参加いたしました。開会式に続いて、午前中は全員が体育館でのレクリエーションを楽しみ、午後からは子供達は会津塗ペン立ての絵付け体験、保護者等は町長との懇談会に分かれて活動し、それぞれに有意義な時間を過ごすことが出来たようで、名ごりを惜しみながら散会いたしました。

次に、11月23日から24日の両日に、J R二本松駅前周辺を会場に開かれた「復興なみえ町十日市祭」で、浪江小学校と浪江中学校の子供達が学習成果などを発表いたしました。浪江小学校では全校児童による和太鼓の演奏、浪江中学校ではよさこい踊りが発表され、会場に詰めかけた大勢の観客から盛んな拍手が送られました。

次に、昨年度実施された「地域伝統芸能全国大会福島大会ふるさとの祭り2012」を引き継ぐ形で9月14日と15日に、いわき市で「震災からのこころの復興」をテーマに「ふるさとの祭り2013」が実施され、浪江町からは大堀芸能保存会、南津島郷土芸術保存会の2団体に出場いただきました。また10月27日には青森県八戸市で第55回北海道東北ブロック民俗芸能大会が開催され、福島県代表として室原郷土芸能保存会に出場いただき、民俗芸能の保存活動に対し感謝状を受けました。12月1日には震災以来、請戸芸能保存会に出場いただいていた本宮市民俗芸能大会に、今年は南津島郷土芸術保存会に出場いただきました。いずれの団体も会員同士が全国に分散している中でも、郷土芸能の継承と地域のつながりを維持するために力を尽くされ、住民の方々に地域・ふるさとを思う心や、お互いの存在の大切さを伝えていただきました。

次に、10月31日にはOECDのイッシンガー教育局長が浪江小学校を訪問して状況をつぶさに視察しました。OECDは東日本大震災から東北の教育が復興するための支援に早くから取り組んでいますが、今回はその中心的役割を担う福島大学の関係者と共に訪れて教育長や校長との懇談、授業参観、局長による特別授業、子供達との交流、全校教職員・児童との給食体験など、約2時間半の滞在でした。5、6年生対象の特別授業では局長自身の体験を交えながら「変化を恐れず、新しいものに興味関心を持つことの大切さ」等について熱心に語りかけ、子供達の将来への夢に対しては温かい励ましの言葉を送りました。これに対して子供達は元気な歌声と浪江小学校オリジナルのTシャツを贈って感謝の気持ちを伝えるなど交流を深めました。全町避難という困難な状況で明るく元気に学ぶ子供

達と、これをしっかりと支える教職員の姿を目の当たりにして局長はじめ福島大学関係者は浪江小学校に強い印象を抱いたようでした。

以上、9月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定及び一部改正案件が7件、平成25年度の補正予算案件が8件、同意を求める案件が1件、その他報告案件が1件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願い申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（小黑敬三君） 以上で行政報告を終わります。

◎一般質問

○議長（小黑敬三君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問は、一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分となります。一括方式は、慣例により質問の時間は30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。また、通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されておりますが、議事整理上、また円滑な議会運営をするため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時には、その件については撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。また、関連質問についてでありますけれども、通告の趣旨からなるべくはずれないようにご協力をよろしくお願いしたいと思います。

一般質問は通告順に質問を許します。質問、答弁とも簡潔にお願いいたします。

◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（小黑敬三君） 1番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。
1番。

〔1番 渡邊泰彦君登壇〕

○1番（渡邊泰彦君） おはようございます。1番の渡邊泰彦です。

ただいま議長より質問のお許しが出ましたので、通告に従ってご質問させていただきます。一問一答でよろしくお願いいたします。

まず今回は、浪江町住民意向調査の結果について、じっくりとお話を聞かせていただきたいと思います。

まず基本的なことなのですが、先ほど町長のほうから説明もあり

ましたが、今回の回収率というものについてお尋ねさせていただきます。今回の意向調査は、全世帯9,656世帯のうち、回収率が63.5%、6,132世帯です。すなわち3分の2の回答が来たということなのですが、この回収率の63.5%のデータ、今後の町が進める復旧復興の施策を展開する上で必要なデータだと思いますが、回収率が63.5%だったということについて、率直な意見を町のほうにお尋ねしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） この回収率ですが、これまで4回ほど意向調査をやっております。平均大体60%から65%の間の回収率でありましたけれども、残りの37%弱の方から回答がなかったということは、非常に残念でありますけれども、今後はやはり大事な意向調査になります。今回の場合は、先ほど行政報告で申し上げましたように、町外に整備する復興公営住宅の整備戸数の把握と、浪江町への帰還意向の把握という2つの目的で行われました。この4回の中で統一したアンケートの項目もありますけれども、若干意味合いも違っているようなところもありますので、なかなか容易に比較する。これまでの4回のアンケートを統一的に把握するということはちょっと難しいとは思いますが、ただ共通している面はありますので、じっくりと精査をしながら、今後の帰還に向けた、あるいは町外コミュニティの戸数の把握を完全にしていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 今、町長のほうからのご説明ありましたが、私はこのアンケートの63.5%については、低いなという印象を持っています。と申しますのは、震災から3年が経過するんですね。その中で、今までだと傾向と対策ではないんですが、全体的な流れを見て対策を立てて、ざっくりとした数字をベースにやっても良かったと思うのです。ところが、今住民がもう3年たったと。今後どうするかということで、いろんな考え方ができている中で、町が町民に対して無駄がなく、そしてスピーディーで、なおかつタイムリーな施策をする時期に来ているんだと思います。その中で、これまでのように3分の1はいいんだと、3分の2だけあれば大体それをベースにするんだということは非常に危険だと私は感じております。現実性がある、なおかつ現実性のある数字を追い続けながら細かい数字まで把握して施策を進めないと、無駄な施策があったり復興が遅れたりということにつながりかねないと思うのです。そこで、今回未回答であった36.5%、3,524世帯に対して、再度その調査をお願いするという考えがあるかどうかお尋ねします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。

まず、先ほど町長からもありましたけれども、63.5%の回収率が低いのではないかということですが、こちらとしましては統計学上からいっても63%という数字、決して低いとは捉えておりません。近隣の自治体の数字を見ていきますと、ほぼ50%台の状況でございます。

それと、今回のアンケートをするにあたって、質問項目の設定等についても、国から示された内容というだけではなくて、何度も協議を行って町の意向を取り入れいていった結果、これだけの数字に上がったのではないかという感じもしております。

ただいまのご質問の件ですが、未回答に対する再調査の件ということでございますけれども、あくまでも意向調査は実態調査ではないということでございます。そういったことからいきまして、そこまでは実施する考えはございません。

○議長（小黒敬三君） 1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） 本当に見解の違いが出ているんだと思うんですが、意向調査に関して、双葉町が51%、大熊町が56%。それから見れば、ずいぶん浪江町は高いと思うのですが、これベースの条件がもう違うんです。要は、双葉町は全人口の96%が帰宅困難なんです。大熊町も同じく96%が帰宅困難なんです。ですから居住制限と準備区域は非常に少ない。その中で、浪江町は居住制限と解除準備区域のほうが8割ぐらいになっているんです。そのベースの違いからアンケートを答えるというのは、全然条件が変わってきているんです。後ほど質問するんですが、これ戻る戻らない、判断がつかないという数字も全部3町とも出ているんですが、これあとで説明しますけれども、ベースが違う中でほかの町よりも高いんだということでは全然理由になってないと思うんです。例えば回収率を上げるために、町がどのような努力をしたんですかと。例えば町民が例えば読むのが不自由な方があったり、書くのが難しいような老人世帯があった。あとは間違って配布の資料を処分してしまったそういう町民もたくさんいるんです。そういった方に例えば、意向調査の回収の確認の電話をするだとか、訪問して意向調査の回答をお願いしたとか、どういう対策をとったかお聞かせください。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） ただいま渡邊議員がおっしゃるような対応ができれば最高だろうとは私も思います。ただ、そこまでは手が及んでいないというのが実態でございます。調査中にハガキでは

ありますけれども、ご協力のお礼とご回答のお願いということでハガキの送付をして回収率の向上に努めたところであります。

○議長（小黒敬三君） 1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） 町の説明があつて、ハガキだということなんですが、それでは足りないのかと思います。なぜしつこくいうかという、先ほどから申すように、もう3年経つんですよ。その中で、これもあとから出てきますけれども、判断の付かない人が37.5%で圧倒的にほかの町より多いんです。それを解決していくことが重要なんだと思っています。

その中で、今回、意向調査によって、確實かつ具体的にいろんな動向つかむというか、施策を作るに当たって100%にさらに近づけるということが必要なんだと思います。その回答していない3分の1の方の考え方が、回答している3分の2の方と比例するということはあり得ない。回答しない方は、なぜ回答しないのか。なぜそれを送ってくれないのか。そういった理由というのは、町のほうは把握しているんですか。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） その件につきましても、アンケートという性格上、追跡調査という形のことはおこなっておりません。

○議長（小黒敬三君） 1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） わかりました。一応、内容的にはわかったんですけれども、今後のことなんですが、長くなりますけれども、ここに来て11月、12月、政府だとかいろんな分野から大きな発表が実は出ているんです。例えば、原子力損害賠償紛争審査会のほうから新たに取得する土地と、以前の所有地の値段の差額が50%から70%として上限を支払いますよと。要するに住宅取得損害という算定方法が発表されております。もう一個は、同じく原子力損害賠償紛争審査会からなんですが、家屋の賠償基準も賠償指針を見直し、築48年を超える住宅でも新築時の6から8割、現行の今の補償の3倍から4倍にするだとか、あとは与党の東日本大震災復興加速本部のほうから全員帰還という方針を方向転換しますよと。帰宅困難の住民に対しては移住を促進するような施策もやりますと。同じく茂木経済産業大臣からも来ているんです。また、原子力規制委員会のほうからも、20ミリシーベルト以下であれば、健康に大きな被害がないんだという大きな発表があるんです。町としては、それに対していろんな解説を付けて町民に説明する必要があるんだと思います。

○議長（小黒敬三君） 関連で、通告にはありませんけれども。なるべく質問の趣旨からはずれないようによろしくお願いします。

○1番（渡邊泰彦君） であって、何を言いたいかというと、意向調査を前は1年2カ月前になったんです。そんなにスパンをおくのではなくて、こういったものが発表になれば、大きく変わる訳なんですよ、住民というのは。それを町は解説を付けて、何回もこういう意向調査をして、町民の数字、データを集めるということが大切だと思うのです。これは要望なので、次の質問に移ります。

その中で、帰還の意思ということで今回アンケートがありまして、浪江町は先ほど申し上げてしまったんですが、戻るという方が18.8%、3分の2からの人口比率にしていくと、3,700人ぐらいになる。戻らないという人が37.5%、判断が付かない、要するに現時点で判断が付かないんだという方が37.5%、戻らない人と同じぐらいの数字になっています。そのところが今回、浪江町がほかの町との違いが出ている。例えば例を申しますと双葉町が64.7%がもう戻らないと。6割以上が戻らないです。大熊町は67.1%、これも6割以上戻らないという結果が出ているんです。浪江はそれに対して37.5%が戻らない。半分ぐらいになっているんです。これが判断が付かないというのも大体ほかの町の倍なんです。町民が、まだ判断が付かないというものに対して判断がつくような情報を浪江町は現在どんな形でタイムリーに流しているか教えてください。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） お答えいたします。

帰還の大前提となる除染の状況であるとかインフラの整備状況など、町民が判断する材料となるその他情報につきましては、例えば除染計画で見ますと、平成24年、25年度で完了するというところでございましたけれども、今、ようやく今年度中に本格除染が始まったという状況で、いまださまざまな課題や問題があり、工程どおりに進んでいないというのが現状でございます。町としては、復興計画第一次に掲げている各施策について、その着実な実行のために本年度から、住民協働による進行管理を行ってきております。その際には施策の現状、課題についても委員の方々と共有しております。そういった情報についても、ホームページ等では流しておりますけれども、復興の見える化を進めていかなければならないところであります。今後も積極的な情報提供とともに、住民協働による進行管理の部分、次年度も引き続き行うということで計画の着実な実行に努めていきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 答弁がかみ合わない気がするのですが、まず何を言いたいかというと、37.5%の町民が現時点で帰るか戻るか戻ら

ないか判断尽きかねるといっているんです。このアンケートは上手にできていて、なぜその判断が付かないかという理由を項目で挙げているんです。その中で一番先に来ているのが78.5%の回答があった鉄道、道路、学校、病院、社会基盤。上下水道を含めた復旧工事の目途がわからない。だから判断が付かないという人が78.5%いるんです。その辺お話の中で、ではそれを個別にやっていたらどうなんだということなんですが、例えば鉄道の復旧に関しては、JR及び国と協議して、南相馬から浪江町まではいつぐらいの予定で動いてますよとか、学校の再開は学校に関しては、地震の修理は全部終わって、中の機材もきちんとそろってあとは除染を待つだけだとか、そういった具体的なものが多分必要だと思うんです。その中で、道路、鉄道、学校、病院等もそうなんですが、例えばインフラに関しては下水道、上水道両方なんです。復旧については第一工区、要するに常磐線から西側、鉄道から東側に関しては、平成24年度12月の住民説明会で、平成27年度、すなわち平成28年度3月までは通常使用できると説明しているんです。そこからどのぐらい早まっているのか、遅くなっているのかという情報が全然流れていないのですが、この現状、上下水道の復旧に関して、いつ頃になったら第1工区が完全に使用できるのかどうか、その予定を聞かせてください。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） それでは、下水道の復旧時期についてお答えいたします。まず下水道については、本年度中に浄化センター及び管渠の約半数の調査を終え、来春災害申請をする予定であります。水道については、昨年度より復旧をおこなっており、取水場、配水池及び総排水管の約12%、22キロメートルの漏水調査を終えております。復旧計画の平成28年3月までに復旧する計画であります。

○議長（小黒敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） よくわかりました。要するに、そういったことをきっちり広報でやってもらいたいということなんです。水道がないところには戻れない。下水が使わないときは戻れない。かといって、説明は1年2カ月前にしたままだということなので、毎月毎月広報もあるわけですし、お知らせ版もあるわけですし、37.4%の方に対する、迷っている方をきっちり判断を付けてもらう。戻るんだ、戻らないんだ、それでいいと思うんです。それによって、どういうものが町が施策として必要なのかというのは自ずと出てくるわけです。さっきの質問の中で議長に怒られましたけれども、そういったことが起きている中で、きっちりした情報を町は流すという使命感はあるはずなんです。その辺はタイムリーにお願いしたいというこ

となんです。

それともう1個、71.4%から回答がありました、放射線の低下の
目途、要するに除染の成果。現在モデル除染をしていると。大堀、
津島ですか。それもあるし酒田のほうで除染を開始していると。今
後、高瀬及び下立野でやるということになっていますが、これ住民
説明会のときに平成26年4月から平成27年7月まで。その他の地区
は平成29年3月まで除染が完了して、その後、暮らせる環境になっ
たかを調査すると説明しているんです。すなわち平成29年3月まで
町内全部が除染できるんだという住民説明会の資料になっているん
です。これなんです、今の状況からして、例えば準備区域で居住
制限はいついつまでは大丈夫なんだと。帰宅困難に関しては、どう
なんだという明確なものが今あるかどうか教えてください。

○議長（小黑敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

まず放射線量の低下の目途につきましては、福島復興再生基本方
針のとおり、長期的な目標といたしまして、追加被ばく線量が年間
1ミリシーベルト以下となることを目指すこととしております。具
体的には、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域
は、長期的な目標といたしまして、追加被ばく線量が年間1ミリシ
ーベルト以下となることを目指すとしており、さらに追加被ばく線
量が年間20ミリシーベルト以上である地域は、当該地域を段階的か
つ迅速に低減することを目指すとしております。

それから、除染成果の状況でございますけれども、ようやく酒田
行政区において本格除染に係る仮置き場の造成が開始されたところ
であります。このように、本格除染が進んでないことから、成果が
得られない状況でございます。環境省では今後利用可能な除染特別
地域におけるデータも含め、年末を目途に評価を行う予定としてお
るところであります。

次に、第1工区の除染作業完了時期であります、現行の除染計
画では、帰還困難区域以外の区域の本格除染を平成25年度内におい
て終えるという計画でありましたが、除染の遅れから、環境省はこ
のたび除染の進捗状況についての総点検をおこない、仮置き場の確
保や同意取得の進捗の遅れから、本格除染が平成26年度以降に及ぶ
見通しであるため、町と引き続き調整をおこない、現行の除染計画
の変更をおこなう予定としておるところでございます。

○議長（小黑敬三君） 1番。

○1番（渡邊泰彦君） 今のお答えが今の現状だと思うのですが、判断
を迷っている人が、では自分でよく考えて判断しようという材料に

ならないんですよ。本当はこうだったんだけど、こういう遅れでこうなっている。ではどこを努力してやっているんだというのが見えないんですね。ですからその件に関しては、例えば仮置き場が決まらないんだと、だから本格除染にならないんだということもあるだろうし、例えばこれ中間貯蔵施設にも関わってくると思うのですが、新聞で見たものなのですが、第一原発周辺で南北5キロメートル、東西3キロメートル、約15キロ平方メートルを国有化して中間貯蔵施設を建設するんだという話もあるわけですし、そういったものが決まれば、例えば中間貯蔵施設が決まれば、仮置き場もどんどん決まってくるという減少にもなるんだと思うんです。ですからそういうところをきっちり国、県も入るかどうかかわからないんですが、国とお話ししながら、やはり一日も早く除染の放射線の低下の目途が知りたいんだという町民の考えに沿った形の情報を流していただければ、こういった回答が何が判断の目安にするかというのは回答が出ているわけなので、今後そういったことで町は回答に従ってきっちり丁寧な説明をしていくべきだと思いますがいかがでしょうか。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ご質問にお答え申し上げます。

議員おただしのように、除染につきましては仮置き場が決まらなと進めることが困難であります。中間貯蔵施設の関係の事業であるために、やはり町民の方々は、仮置き場の設置への不安をかなり持っております。本当に3年程度仮置きするのかというご質問が多く感じられております。ただ、この仮置き場の同意取得の関係でございすけれども、所有者が県内、県外、全国に避難しているという状況の中で、時間を要しているという中身であります。

除染事業につきましては、町広報等で情報を提供しておりますけれども、今後につきましても、いろんな意味で情報提供をしていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） 今、課長がおっしゃったとおり、できるだけ情報を早く流していただくということが肝心だと思います。

次です。4 番目になるんですが、49.8%の方から回答があった避難解除となる時期の目安が上がってきております。町の今、スタイルとすると、平成28年度に暮らせる環境になったか実態を把握する。合意が得られれば解除という工程表で組んでおりまして、私はこれは間違いではないと思っています。ただ、その暮らせる環境になったかを実態を把握する。平成28年度まで、ありとあらゆることをや

って、住める環境をつくっていくということが念頭の目標にないと、ただずっといって、実はだめでした。実は除染が遅れていました。だから暮らせる環境になったかといったときに、暮らせない環境になったという答えが出てくるに決まっているんですよ。ですから今、先ほど申しましたとおり、これだけのいろんな材料が意向調査で出てきているので、それに沿って浪江町が住めるような状況になっていく。上下水道にしろ、インフラにしろなんでもそうなのですが、そういった工程表をもう一度見直す時期に来ているのではないかな。3年経ちました。浪江町の実態もずいぶん多分把握してきたと思います。というのは、浪江の職員の方が、本当に大変ながら浪江のほうにたくさんの方が行っているいろんな実態調査をしているはずですよ。多分そうだと思います。

放射能の中やることは、非常に大変なことだといつも私は関心しているのですが、そういった浪江の姿勢で人数的にも調ってきたというところで、そういった実態が分かってきた中で、解除となる時期の目安というものがあるわけですから、それに対してその目標に向かって工程表をもう一度全体で作り直すことができるのかどうかお聞きします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 今、議員のおただしのとおりといいますか、昨年策定しました復興計画の中でそれまでの工程についてはうたっております。それぞれの施策についてうたっております、それに沿って今事業を進めている状況です。ただ、今お話があったとおり、それぞれの課題があって進んでいないものもございます。そういったところも進行管理の中でチェックをしながら進めているという状況で、目標はあくまでも平成29年3月が最終目標でありますけれども、それに向けたインフラ整備等も含めて今進めているという状況であります。

○議長（小黒敬三君） 1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） 5 番目の質問になってきますけれども、37.2%から回答があった「働く場の確保の目途」ということなのですが、浪江に帰りますよということになった場合、ではそこでご年輩の方だけということにはならないと思うんです。そのまちづくりをするためには、労働できる年齢の方も戻っていただかなくてはいけないということが根底にありまして、その方が仕事をする場がなくて戻れないということであれば、これかなり問題になってくるんだと思います。例えば、先ほど町長が企業をご訪問したということをお聞きしたんですが、大企業の誘致だとか、例えばソーラーパネルを含

めて新事業の展開という手法もあるかと思うのですが、浪江町で事業を再開したい商工業者に対して戻ってもらうと。それに対して手厚い支援をしながら避難解除後の働く場所を確保するという施策も必要なんだと思います。再開を希望する経営者なんですが、アンケートの中でそこも今回アンケートで来ているんですが、今、現状そのほかの場所で再開しているという業者も20%なりいますが、アンケートの中で重要だなと思っているところが、現在は休業していますが、浪江町に行って元の場所で事業再開したいという人が1割ぐらいいるんですよ。その1割というのがどういう数字かというと、商工業者というのは商工会に加盟しているのが600社前後あります。加盟してないところがもちろんありますので、大体1,000だと想定しています。その中の1割ですので、90～100近い業者が今は休業していますけれども、元の浪江町に戻ってやりたいという希望があるわけなんです。その人達が、今、いろんな申請をする中で、頭を抱えているところが、上下水道がうまく通っていない。それともう一個は、地震で店舗や工場が傷んでいるということなんです。

それに関する質問なんですが、一つは例えば水を確保できない方に関しては、例えば町で井戸を掘って水を供給するだとか、下水が通らなければ例えば浄化槽の支援をして設置してあげるだとか、例えば工場が震災の影響で使えないというのであれば、今、町で危険家屋を解体していますが、そういった手法の中で解体除染のような形を取って、その悩みを解決してあげることができるかどうか、お尋ね申し上げます。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） 質問にお答えいたします。

まず、避難指示が解除されていない町内におきましては、国のガイドラインによりまして、さまざまな活動の制限がされているところでございます。制限がなされる背景には、放射線による追加被爆の影響を避けるため、緩和するためには除染を行い、事業活動を可能とするインフラ復旧を進めていく必要があると思っております。

最初に、働く場の確保の目途がたっているのかの質問でございますが、町内にあった企業を訪問してつなぎ止めや町外での再開支援として、施設整備補助事業等実施支援の紹介をおこなっております。また11月18日には東京都の産業労働局で、浪江町の産業を取り巻く現状を説明し、今後の産業再生における協力要請をおこなってきておるところでございます。

続きまして、事業再開したい商工業者に対しての手厚い支援ということでございますけれども、冒頭申し上げました国による町内の

活動制限を踏まえ、事業者の方々と事前協議をおこない、補助事業の紹介や再開に当たっての懸案事項の解決に向け、協力をおこなっているところでございます。

続きまして、再開に向けた必要な水、下水の設置についてでございますが、これまでに事業者の方々とも懸案事項として寄せられてきておりまして、具体的には復興庁への要望をおこない、原子力災害避難区域等の帰還再生加速事業でのボーリングや浄化槽設置についても協議をおこなっているところでございます。

これにつきましては、東北経済産業局長へも要請をしているところでございます。

○議長（小黑敬三君） 1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） 今浪江町でスタンドとか何社か今一生懸命やっていて、そこで浪江の従業員の方が何人か働いているんです。そういった雇用の場というのは今現在本当に数少ないのですが、町民から見ますと浪江町で商売といったらおかしいですけど、企業は動いているということは非常に心強いんです。最近ガソリンスタンドが始めて、なんか浪江に帰るときに心配がなくなったというか、途中で車が故障したりガソリンがなくなる心配もなくなったとか、いろんないい影響が出ているんです。そういった意味から、例えば浪江に働く場があるんだというような意識を植え付けるということは、大変な努力が必要だと思うんですが、ちょっとずつでも前に進めていかないと、いざ解除したときに始めるものではないんです。前々から事前で準備しながらやっていくことだと思うので、課長も大変な仕事になるかと思うのですが、国もきちんとした助成をしているんです。補助を3分の2とか4分の3と、準備区域であっても工場の再建に対するものはいろいろ考えてきているんです。それをこういった経営者は見ているんです。そこで、役場の温かい話とか相談に乗るというスタイルを取っていけば、徐々に気持ちが浪江に向いていって、再開したいという気持ちになれば、それは最高のことだと思うので、その辺は中心にやっていただきたいと思っております。

最後になりますが、6 番目にいきます。その他、どういったことが判断の材料にしたいのかということなんですが、まず一つはどの程度の住民が戻るのかと。要するに、私は戻りたいと思っているんだけど、どのぐらいの人が戻るのかなとか、私はこのぐらいの人がいくんだったら私も戻るかなということだと思うんです。どの程度の住民が戻るのか。現在、町のほうでそこを把握している18%。要するに3,700人という人口比になるわけなんですけど、3,700人という戻る人数。3,700人というのは前回、町長が忘れましたがテレビ

で発言した5,000人というような話で私お聞きしたのですが、今、浪江町とするとどのぐらいの人数を目途に戻るという想定をしているか教えてください。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 今、まちづくり協議会の部会のほうでは5,000人程度ということで中間取りまとめの案としては出しているところでございます。

まだ、町として確定した数字では出しておりませんが、まちづくり部会としては今5,000人程度、希望的観測も含めて5,000人程度に戻って欲しいということも含めて、そういった案が出ているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） だから人数なんですけど、例えば5,000人という数字が出ているというのですが、その5,000人という人数を、言いがあまり上手でなくて申し訳なかったんですけど5,000人という人数を浪江町民が見たときに、こんなに人が戻るのかとかこれしか戻らないのかという判断になるかと思うんです、例えば。だからやっぱり5,000人が多いのか少ないのかというのは町民の方に判断していただかないといけないんですが、その数字はきっちり町民の方に周知徹底させるべきだと思うんです。町はもう5,000人目指していますよと。なんとか5,000人戻るように考えてますよとか。実際、いろんな情報を見ると3,500人ぐらいの比率なのかなとって、そういったことを具体的にぴつという数字があれば、どの程度の住民が戻るのかと悩む必要がなくなるのかと思います。

もう一つは、受領する賠償額の確定ということがあるんですが、これは東京電力の事故によっていろんな賠償金が出ているわけなんですけど、その中間指針がそこにもすぽっとあるわけなので、それとの勝負になってきているのですが、ちょっとぶれていますよね。いろんな意味で。帰宅困難に対しての金額を変えようだとか、例えば解除になってから1年間の精神的慰謝料という、そういったものもみんな知っているようで知らない方がたくさんいるんです。新聞見ればわかるんだといえどそれまでなんですけど、そういった賠償に関して、確かに町としてはADRをやっています、何をやっていますといろいろ努力しているのは私はわかっていますけれども、中間指針に関する根本的な部分の発表があったり、変化があったら、きっちり町民にお知らせすることが大切なんだと思います。そういうところでいくら補償がもらえるのか。賠償額が確定しないということが非常に不安になっているので、そういったことは今後町でやってい

ただけるのか質問させていただきます。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。渡邊泰彦議員の質問、大変確定した目標を出せということ。これ本当にそういう形で目標を出したいんですけれども、現在、全てが前提条件がクリアしていません。除染の問題一つとってもそうです。

それから中間貯蔵施設の件についても、国が責任をもって設置をすると。そして最終処分場まで県外に出すということを明言しているんですけれども、それまたはっきりしていない。それから今出た賠償の問題もそうです。きょうの新聞で出ていましたけれども、きのうの賠償紛争審査会の内容について新聞が出たと。これ私も実質、ある新聞社から、ちょうど私いわき市にきのう出張してまして、夕方、帰りに電話をいただきました。こういう話し合いになったと。私は初めてその電話で知ったんですけれども、それは答申なんですかと、決定なんですかという話を聞いたら、いやそういう案が文部科学省の賠償紛争審査会の事務局から提案されたということで、それできょうあたりは了解した、合意したということが出ているようですけれども、これははっきりした形で合意したということではあの時点ではなかったんです、私の連絡の中で。きょう新聞にぼんと出ましたけれども、12月26日に最終というか、今度の紛争審査会を開催してそこで決めるという話もありました。そういうことで、流れがわからないんです。確かにいろんな議事録とか何かをすぐにネットで出せる状況にはなっていますけれども、そういう情報をわかれば、町民の方に正確に、未確定のまま出すわけにはいきませんので、正確なところを迅速に出していく。そういうことは、今後いろんなツールを使いながらやってまいりたいと思います。

いずれにしても、なかなか確定した目標をきっちり出せない状況であるということは、ひとつご理解いただきたいと思います。

第一次復興計画の平成29年3月までにインフラの復旧、あるいは生活基盤の整備、これは急いでとにかくやっていきます。やって、ただ間に合うかどうか。それは今言っている除染の問題とか、諸所の条件がだいたい確定していませんので、そういうことを踏まえながら、ひとつ目標年度に向かってやっていきたいということでありますので、ひとつよろしくお願いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） 町長から明確でかつ具体的なお話をしたので、非常に納得したので、ここで質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） 以上で、1 番、渡邊泰彦君の一般質問を終わり

ます。

○議長（小黒敬三君）　ここで10時50分まで休憩いたします。
（午前10時34分）

○議長（小黒敬三君）　再開いたします。
（午前10時50分）

◇佐々木　勇　治　君

○議長（小黒敬三君）　2番、佐々木勇治君の質問を許可します。
2番。

〔2番　佐々木勇治君登壇〕

○2番（佐々木勇治君）　2番、佐々木勇治といいます。今回、議長の許可をいただき一般質問を一括方式で行いたいと思います。質問内容は事前に通知してある通りです。よろしくお願いいたします。

私は、改選後、新人議員の中で最後の登壇になりますが、初質問の席に立たさせていただきました。何せ若輩で何をするのにも諸先輩にお世話になりっぱなしで、この席に立っても緊張してどうなることやらと、今から心中穏やかではありませんが、一生懸命頑張りたいと思いますので、皆様も温かく見守り、分かり易い答弁をいただければ幸いですのでよろしくお願いいたします。

私は先般4月の町議会議員選挙において、多くの町民のご支援やご協力の元、当選させていただきました。現在33歳になりますが、若さだけはこの中で一番だと思います。まだ議員という立場では右も左もわかりませんが、この若さを議会という場で生かし、そして私を応援してくれた人のためにも懸命に頑張りたいと思っています。

今回、応援してくれた町民皆様の要望にすべて答えたいと思っていますが、何分皆一人一人の思いは様々です。避難生活で、その土地に慣れ親しみ県内・県外を問わず住宅を購入・新築した人もいれば、どうしてもその土地に馴染めず今日にでも古里に帰りたい人など。それぞれの思いで日々生活をしていると思います。しかし本音は、震災前の古里浪江町に帰りたい町民が大部分ではないでしょうか。その思いを自分なりに出来る事を一つ一つ確実に町政に生かしながら、皆様と共に前に進んで行ければと思います。

今回の質問ですが、1、線量管理について、2、健康管理について、3、除染についての3項目を質問させていただきます。

最初の質問になりますが、浪江町に立ち入る際の線量管理につい

てですが、平成25年4月1日より浪江町の区域再編を行い3区分に再編され、帰還困難区域を除く約8割の町民が許可証という制限はありますが、朝9時から午後4時まで立ち入りが自由になりました。

ただ、その際、ガラスバッジ所持の確認がなく、町の担当課に確認をしたところ、特に所持の有無を問わないとの答弁に驚きました。低線量の被ばくといえ健康被害が生じたときに、放射線の被ばくが一要因であるという因果関係を証明するためにガラスバッジを町民に配布したと思っていたからです。浪江町に一時立ち入りすればもちろんの事、特別通過交通制度を利用しても必ず被ばくします。ガラスバッジ等で線量管理を十分に行い、健康被害に対処しないのであれば、何のため町民にガラスバッジを配布しているのか全く理解できません。こんな管理なき配布などしていたらガラスバッジ費用の無駄になり、町自体の信用にもかかわっていくのではないのでしょうか。浪江町で発行した健康管理手帳にも正確な数値が記入されなく無意味な手帳になると思います。一時立ち入りや特別通過交通制度の際には、管理が困難で手間がかかりますが、町民の健康には代えられないので、ガラスバッジの携行の義務化を図り、被ばく管理をする考えがあるのかお伺いします。

次の質問ですが、浪江町の区域再編後、希望者にガラスバッジを配布し3カ月に一度交換ができます。町当局で使用したガラスバッジを回収し、外部被ばく測定報告書が後々郵送通知されますが、その測定値を算出した結果に疑問を感じています。

一時立ち入りや特別通過交通制度で何度もガラスバッジを携行し立ち入りした人、一度だけ携行し立ち入りした人、一度も立ち入らず車や部屋に置いていた人など使用頻度は様々です。

今年4月から6月の私の家族の例ですが、家の掃除の為、両親は浪江町に4度立ち入り、朝からお昼過ぎまで滞在していました。私は、特別通過交通制度でいわき市方面から南相馬市方面へ一度のみ通過しただけなのに、私の被ばく線量の方が多く算出されていました。仮設住宅に住んでいる知人も同じような事を言っていました。他にも、何度も一時立ち入りをしている人より、仮設住宅の部屋に置いていただけのガラスバッジのほうが、測定値が多かったという事例も耳にしました。町当局では、ガラスバッジの信頼性がどの程度と認識しているのかお伺いします。

次の質問ですが、浪江町民が46都道府県に避難しており、県内だけみても各地にバラバラの状況です。このようなバラバラに避難している中で、正しい被ばく線量管理を求めるのなら、46都道府県全て自然放射線及び事故由来分が違いますので、一時立ち入りや特別通

過交通制度を利用するのであれば、最低でも46都道府県及び県内市町村に基準となるガラスバッジがないと正確な管理ができないはずですが、今現在で何処に何力所あるのかお伺いします。

次の質問ですが、ガラスバッジの外部被ばく測定報告書が郵送通知されて来ましたが、被ばく測定値・累積線量・累積回数しか記載されていませんが、あの測定値は一時立ち入りや特別通過交通制度で被ばくした実測値と自然放射線及び事故由来分の数値を合算して算出しているのでしょうか。または実測値から自然放射線及び事故由来分の数値を差し引いて算出しているのでしょうか。お伺いします。

次に健康管理について伺います。妊婦が風疹に感染すると赤ちゃんへの影響が心配され、特に妊婦20週頃までに風疹にかかると、赤ちゃんの耳が聞こえにくくなる、心臓に奇形が生じる、目が見えにくくなる、などの障がいが見れる可能性があります。今年のピークの時期からは大きく減少しましたが、依然として患者の報告が続いており、十分な注意が必要です。赤ちゃんの先天性風疹症候群を防止するため、ワクチン接種を希望する対象者の方に今年4月1日から風疹予防接種費用を助成していただけていますが、対象者が妊娠を予定または希望している女性と、妊娠している女性の夫となっておりますが、それだけでは防止できないと感じます。風疹にかかった人の7割以上が男性で、そのうち8割が20歳代から40歳代であることから、特に男性の同居家族や身近な人の予防が必要だと思えます。同居していれば、お嫁さんやお腹の子供にも風疹が移る可能性がありますので、風疹予防接種費用助成を同居家族やより多くの成人男性に拡大すべきではないかお伺いします。

次の質問ですが、東京電力福島第一発電所事故で町民の長期的な健康管理に役立てるため、放射線健康管理手帳を作成し配布したと思います。手帳の内容は、内部被ばく検診結果、健康診査結果、がん検診結果、診療記録結果、行動記録結果、放射線積算線量計結果と、各自が受診した結果や、震災後以降の行動記録を書き込めるようになっておりますが、健康管理手帳に記入している人をあまり耳にしたことがありません。

手帳発行の要因が、町民の生涯にわたる健康不安に対する賠償、医療費無料化の制度を国や東電に求めていくのであれば、人材不足で大変だとは思いますが、個人で管理するより、町で健康管理手帳を記入し、必要に応じて結果を町民に配布した方が十分な管理が出来るのではないのでしょうか。お伺いします。

最後に、除染について伺います。平成23年3月11日に発生した東

日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所が被災し、放射性物質が大量漏えいするという甚大な災害が発生しました。これにより、平常時よりも高い放射線が計測されている状態で、全浪江町民の避難を余儀なくされ2年9カ月になろうとしています。

私が受講した環境省の講習会の内容では、長期的な目標として被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指し実施するとなっていました。年間1ミリシーベルトを元に算出した屋外8時間、屋内遮蔽効果（0.4倍）の木造家屋に16時間滞在するという生活パターンを仮定し、大地からの放射線量毎時0.04マイクロシーベルトをプラスしますと、毎時0.23マイクロシーベルトとなり、屋外で空間線量が毎時0.23マイクロシーベルト以上は除染しそれ以下は実施しないとの事でした。人が住む家の周りの玄関前・駐車場・庭については、平均して毎時0.23マイクロシーベルト以下は基本は実施しないとの事でした。人が住む家の周りでホットスポットがあり、毎時の線量が高くても空間線量を平均して除染実施を決められたのでは話になりません。屋外ばかりの線量の話が先行し、私達が16時間滞在するはずの屋内線量などまず耳にもしませんが、屋外同様、大地からの放射線量毎時0.04マイクロシーベルトをプラスし、屋内の線量を算出しますと毎時0.116マイクロシーベルトとなり、震災前と比較しても約2倍の線量が残る計算になります。

また、先月から酒田地区で本格除染に入っていますが、環境省で定めた除染ガイドラインに沿って除染を行っていても、町民が望む結果になるとは思えません。最終目標は、震災前の放射線を取り戻すことを忘れずに浪江町独自で国の基準より厳しいマニュアルを作成していると思いますが、何を基準に作成していますかお伺いいたします。

次の質問になりますが、掃除と同じで上部から下部に向かっての除染が基本であり一番効率が良いと思います。階段で下から上に掃除する人はいないと思います。住宅除染でいえば、屋根から始まり外壁を除染し、最後に土壌という順番です。これを逆に土壌から除染してしまうと、屋根や外壁に付着していた放射性物質が飛散し、雨どいなどから汚染水が流れ、せっかく一度きれいに除染した土壌をもう一度除染しなければならなくなり二度手間にもなります。何度も除染を行うと汚染土壌が大量に発生し、確保した仮置き場が足りなくなる要因にも繋がります。このまま仮置き場が決まった場所から順次除染を始めていたら、風雨などで高所から放射性物質が飛散してきます。二度目、三度目と除染をしてもホットスポットしか行わないと思いますので、効率を考慮すれば浪江町の高所から本格

除染すべきではないか伺いたします。

最後の質問になりますが、仮置場が決まった地区から本格除染が始まっています。家屋調査をして半壊以上であれば国が解体するとなっていますが、現段階で住宅を残したまま除染を行っています。線量は何割か減少させてから住宅を解体していくつもりで本格除染を進めているのですか。その手順なら、解体の際に住宅内外に付着している放射性物質が飛散するのではないのでしょうか。帰町する人、しない人様々ですが、住宅を残したままの除染より住宅を解体した方が結果的には減少に繋がると思います。除染をし、一時的に線量が減少し帰町しても、放射性物質が残っていれば必ず線量が上昇してきます。町当局では何年後、何十年後を見据えた除染を進めていく考えはないのか。伺います。

以上ですが、再質問は必要に応じてやらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 佐々木議員の大きな質問である線量管理、それから健康管理、そして除染についての答弁を私のほうから総括的にしまして、あとは担当課長が詳しくお答えいたしますのでよろしくお願いいたします。

まず線量管理でのガラスバッジの配布の件でありますけれども、これは今年4月1日から区域の再編をおこないました。この区域の再編は、ご案内のとおり放射線量の高いか低いかによって決めたわけです。要するに20ミリシーベルト以下、そして20ミリシーベルトから50ミリシーベルト以下、そして50ミリシーベルト以上というところで、3つの区域に分けてあります。その以前です。いわゆる震災時、2011年4月22日に、私どもは警戒区域と計画的避難区域に分けたわけです。これは同心円の20キロメートルが警戒区域、そして20キロから30キロメートルの間が計画的避難区域という形で、いわゆる同心円で距離数で分けられたわけです。それを今年の3月31日までずっと引きずってきたわけです。これでは現実的ではないということで、線量によって3つの区域に分かれたわけです。それならば、私どもとしては線量の管理はきちんとやって、一時通行あるいは一時立入、そして作業員の方ももちろんです。そういう方々がいらぬ被ばくをしないように、線量管理を個人でするためにガラスバッジを全員に配布するというので、区域の見直し前に決定してそれを先行させたわけです。そういうことで線量管理については、きっちり町としてもやっていかななくてはならないという考え方でおります。

それから健康管理についてであります。やはり私どもいらぬ低線量の被ばくをしております。そのために、やっぱりいろんな検査がございます。例えば尿検査あるいは血液検査、そしてホールボディカウンター等のいろんな検査をしていかななくてはなりません。そこで私どもの町としましては、全員に線量の管理をするための放射線管理手帳というものを配布いたしました。そこで日記を作られるような形で、例えば行動はやはり個人でないとわかりませんから、例えば外に何時間いたとか、あるいはどこに行ったとか、線量が高いところに移動したとか、そういうものを記録できるような形をして、そして議員おただしのとおり低線量の被ばくによって何らかの形で晩発性というんですね、低線量の被ばくで病状が発症する。その晩発性障害が出たときにはこれは大変なことになりますので、やっぱりその因果関係をきっちりすべきだろうということで、健康管理手帳を配布したということで、今後とも個人の健康は個人で守るというような形でなんとか管理をしていただきたいということです。

それから、除染についてです。先ほど渡邊議員の質問にもありましたように、本格的除染、私どもは特定地域内除染ですから、国直轄なんですね。他の自治体とは違うんです。国直轄の除染なんです。それで本格的な除染を平成24年度と25年度、これは帰還困難区域以外については終了するというわけだったんですけども、先ほど来から話があります仮置き場の件、あるいは中間貯蔵の設置の問題等含めて、仮置き場がなかなかできない。それから広域的に避難しているものですから、なかなか同意を得られない状況で遅れました。そういうことで、今、除染計画見直しを環境省とやりながら、我々に現実的に合うような除染をしていただくという形で今進めているところです。そういうことで、やはり除染なくして復旧作業はないという考え方もあります。

そういう状況で、とにかく本格的な除染を一日も早く進めていただくよう環境省と議論を詰めていきたいと考えております。

以下については、担当課長から答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 傍聴の方、飲食を避けてください。

健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは佐々木勇治議員のご質問にお答え申し上げます。

ただいま町長が概略的な答弁をなされましたので、詳しくガラスバッジの所持の義務化について答弁をさせていただきます。

町長が、答弁先ほどしたように、いわゆる区域再編に伴い、帰還

困難区域を除き避難指示解除準備区域及び居住制限区域においては自由に立ち入りができることになりました。したがって、線量管理はもちろんのこと、健康管理の徹底を図っていただくために町民の方々に配布したものでございます。ガラスバッジの配布時には、文書をもって携帯のお願いをいたしました。さらには立ち入り手引き書の中にも携帯するよう記載しておる現状でございます。したがって、今のところ義務化については考えてはおりません。

今後につきましてでございますが、携帯の啓蒙強化に努める。さらにはガラスバッジの必要性の周知徹底を図ってまいりますので、ご理解を願うものでございます。

それから次に、ガラスバッジの信頼性はどの程度と認識しているのかでございますが、町民の方々へ配布しておりますガラスバッジにつきましては、放射線業務従事者並びに医療従事者等が外部被ばく線量の測定をおこなう際、一般的に使用されている製品でございます。したがって、当町といたしましては非常に信頼できるものと考えております。測定結果の違いにつきましては、個々人のさまざまな使用形態が考えられると考えております。

例えばバッジを付ける場合に際して、裏面にして付けた場合であっても測定値が異なることもございます。したがって、バッジ自体の誤差については、JIS規格の範囲内と確認しておりまして、非常に精度的には良いバッジと考えております。

次に、基準となるガラスバッジはどこに何カ所あるのかというご質問でございますが、基準となるバッジについてはご質問にありますように、現在の避難状況は日本全国、広域に渡っているため、個別に設置管理することが非常に困難であります。震災前の浪江町の自然放射線量を基準値として今現在使用しておる状況でございます。

なお、震災前の浪江町の自然放射線量は、全国平均値とほぼ同じことから、震災前との比較になるものと考えております。

次に、被ばく測定値の算出でございますが。実測値から基準値である震災前の浪江町の自然放射線量を差し引いて算出しております。詳しく申し上げますと、震災前というのが毎時0.06マイクロシーベルトでございました。一日に換算しますと1.6マイクロシーベルトでございますので、90日をかけて0.14ミリシーベルトをいわゆる差し引いた数字が皆さんのお手元にいつている数字だということでご理解願いたいと思います。

続きまして、健康管理についての部分で、風疹の予防接種の費用を同居家族及び成人男性にまで拡大すべきではないかというご質問

でございますが、妊娠初期に風疹にかかると、胎児が風疹ウイルスに感染し難聴、白内障や緑内障、心疾患など、先天性風疹症候群を起こす可能性がある」と指摘されております。この予防接種はインフルエンザ等々の予防接種とは異なり、終生免疫が作られるために風疹にはかからないものとされております。こういったことから、妊娠する可能性のある女性に対する予防接種が最も重要であると考えております。さらにはリスク低減から、その夫に対しても当町といたしましては、費用助成を拡大したところでございます。

したがって、同居家族、夫以外の成人男性の医療助成拡大については現在のところは予定しておりません。

それから、健康管理手帳記入は町が管理してはどうかということでございますが、先ほどは町長も答弁したとおりでございますが、やはり手帳自体は個人のものであるということから、当然のことながら個人で管理すべきとは考えております。

町では健康管理手帳にある項目、いわゆる内部被ばく検査、甲状腺検査、ガラスバッジによる積算線量、健康審査等について、町で把握できる検査結果に加えまして、県で実施いたしました検査結果についても県からデータを提供を受けまして、健康管理システムにより当町では一元管理をしている状況でございます。したがって、先ほど来、答弁申し上げておりますけれども、手帳につきましては、個人が管理すべきと考えております。

○議長（小黑敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） それでは通告書の大きな3番除染についての（1）何を基準にして除染マニュアルを作成しているのかについてのご質問にお答え申し上げます。

除染につきましては、放射性物質汚染対処措置法に基づき国が除染を実施する除染特別地域における取り組みのほか、市町村が除染を実施する汚染状況重点調査地域が指定されておるところであります。当町におきましては、御存じのように、除染特別地域の指定を受けております。国と協議、調整を重ね、いわゆる特別地域内除染実施計画を策定しておるところであります。これらに基づき、本格除染は国として責任をもって取り組むとされておるところであります。議員お尋ねの除染マニュアル、いわゆる除染手法につきましては、環境省が除染の基準を定めた除染関係ガイドラインに沿った除染を実施することとなっております。ご理解をよろしくお願いしたいと思います。

それから、高所から除染を進める、始めるべきではということでございますけれども、議員お尋ねのとおりであると思っております。

ろであります。しかしながら、高所につきましては高線量区域であり、作業員の被ばくのリスクが高くなることから、低線量の区域から除染を実施することといたしております。

また、浪江町における高線量区域は広大であるため、全てを短期間で除染することは困難な状況にあります。特措法に基づく基本方針では、まず住民の方々の健康保護の観点から、必要である地域について、優先的に計画を策定し除染しているところでございます。

それから、(3) 将来を見据えた除染をしていく考えはないのかにつきましては、今後環境省は町と引き続き調整等をおこない、現行の除染計画の変更を行うこととしておりますが、生活圈全体の平均的な空間線量を低下させるためには、まずは本格除染を面的に実施することが必要であると考えておるところであります。現在、森林、それから河川の除染等の方法につきましても調査中であります。議員お尋ねのように、中長期的に見据えたしっかりとした町全体の除染計画が必要と考えておるところであります。

○議長（小黒敬三君） 2 番。

○2 番（佐々木勇治君） わかりやすかったと思います。再質問はありません。以上で、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 以上で、2 番、佐々木勇治君の一般質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） ここで昼食休憩のため、1 時まで休憩いたします。

（午前 1 1 時 2 2 分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 1 時 0 0 分）

◇紺 野 榮 重 君

○議長（小黒敬三君） 13 番、紺野榮重君の質問を許可いたします。13 番。

〔13 番 紺野榮重君登壇〕

○13 番（紺野榮重君） おはようございます。13 番、紺野榮重でございます。議長の許可をいただきましたので一般質問させていただきます。

質問内容は、通告してあるとおりでございます。質問の方法は、一括質問でございます。質問の中で行政報告の中でも明示されているところがございます。そういうダブるところがあるかもしれませ

んが、よろしくお願いいたします。

月日の過ぎるのは早いもので、東日本大震災原発事故発生以来、2年9カ月になりました。年を越せばまる3年になります。私たちはこの災害で何を学び、将来に何を伝えていかなければならないのでしょうか。ありふれた毎日の生活、家族で暮らせる毎日が今となってこれ程有難いことかと言うことも改めて感じるこの頃であります。災害の1年目は居住地を見つけることが大変でした。2年目は原発の被災者としての怒りと賠償の問題。3年目は区域見直しされて帰還困難区域以外はある程度自由に町の出入りができるようになり、町の予算も復興の為の予算が組まれるようになったというのが私の感じであります。

帰る人帰らない人それぞれ選択の仕方も大分きめられてきているようであります。帰る意思のある家は自宅に戻られて手入れをなされております。帰らないと決められた方はどうしても自宅に行かれるのが遠のくようであります。帰る人、帰らない人、それぞれの選択はそれぞれの事情ですので仕方ありません。しかしすべての町民は浪江町をなくしてはならない、浪江町の自然を取り戻したいと思うことは皆同じだと思います。また高齢の方にとって自分のふるさとに帰りたい、ふるさが安住の地したい。金など問題ではないという方も多くおられます。

今回の災害、原発災害がなければと怒り心頭ではありますが、後戻りができるわけではありません。今後は浪江町をどのようにして復旧、復興して行くかに切り替えていかなくてはならないと思います。

我々自身も復興に携わり、自立していくことも忘れないようにしなければなりませんと思います。（一人ひとりの生活再建が賠償に完全に依存することのないように）「自立する為の支援」をどのようにするかが今後の課題だと思います。そして若い方たちが、10年20年後に、浪江に戻ろうとする生活環境を整えるのが私達の役目であり希望だと思います。

20キロメートル以内は国で除染することになっております。そもそも1工区の除染計画は平成24年始まり、平成25年度までの予定ではなかったかと思います。除染終了の時期でありながらまだ始めたばかりで11月に酒田地区の除染が始まるとお聞きしております。まずは仮置き場の確保ができないと除染が進まないわけですので、町、行政区一体となって進めなければなりませんと思います。全員協議会での説明では酒田、高瀬、立野下決まったようですが、そのほかはなかなか計画どおりには進まないようであります。

国の支援等有難いことはいっぱいありますが、しかしながら復興計画どおりにゆかない、思うように進まないことも多くあることはご存じのとおりです。やれることからどんどんやっていただいて復旧、復興して行く、反面我々も事業に携わっていくことが大事かと思います。復旧、復興していくうえで大事なことは浪江町に人が入らないと復興になりません。まず自分の家を片付け、周囲を片付け点をつくり線とする。さらに線から面にしていくことだと思います。

それには町民が町に入る機会を多く作ってやることが大事かと思います。

今後の浪江町をどのように復興させていくのか悩むところであります。住民意向調査結果を発表されました（民報10月5日）。「現時点で戻りたいと考えている」が18.8%、「現時点でまだ判断がつかない」37.5%、「現時点で戻らない」と決めているが37.5%。1月の調査では帰宅意思のある人は39.2%だったそうなので、浪江町に帰る意思の人が時間が経つにしたがって帰る意思が少なくなっていくことは明白であります。

また、公営住宅の「入居希望」28%、復興公営住宅入居希望場所は南相馬27.9%、いわき市23.2%、二本松市15%、福島市14.5%ですから浜のほうに行きたい。浪江町の近くに住みたいというのがこの調査結果だと思います。復興住宅、災害集団移転事業もアンケートの意向に添って進めるべきだと考えます。

戻りたいと考えている町民が時間とともに帰る意欲が少なくなる、帰る町民が少なくなっていくと思いますが、町長自身はどのように考えられますか伺います。町長の考え、行動は一挙手一投足、非常に町民の目標とするところであります。

まず浪江町が復旧、復興していくうえで大事なことは、町の将来像をはっきり町民に示すこと、町に帰るチャンスを多く持たせること、帰りたくても帰れない町民、帰れるように支援して行くことが大事かと思います。

ここでお伺いします。①町民のこのアンケート意識調査結果をどのように考えられますか。

②また町長自身は帰町をどのように考えられているのか伺いたします。

次に、低線量地域の復興拠点づくりであります但し町としては現在の浪江町権現堂地域を中心にした復興かと思いますが、復興拠点とした構想はどのように考えられるかお伺いをいたします。

権現堂地域を復興拠点としながらも復興住宅建設の土地造成しやすい幾世橋、北棚塩に造成を進めていくべきではないかと考えます

が、どのように考えられますかお伺いをいたします。

また、114号線の拡幅工事が中断された状態ですが、今後の方針をお伺いいたします。

道路整備農地等の環境整備についてお伺いいたします。長期避難で農地の荒廃が進んでおります。除染をするので除草に手を付けないでほしいということではありますが、除染が予定どおりに進まないのが現状であります。背高あわだち草、柳を見ると農業するものにとっても復興の意欲がそがれてしまいます。除染の前の除草が必要と思いますが、町としてどのように考えているかお伺いをいたします。また町道等の通路確保ができない所がありますが、どのように対応されているのかお伺いいたします。行政区単位に補助金を出して人足制度での考えなども考えることはできないかお伺いをいたします。

一時立ち入りの手続き、帰還困難区域の回数の改善、燃えるごみの処理について伺います。

防犯の為浪江町独自の防犯対策をしておりますが、このことよってのメリット、デメリットがあります。立ち入り検査をしておりますので、防犯に対しての効果があると思いますが、一方手続きが面倒の為、帰る機会が少なくなってしまう。また家屋の修理等においても業者の登録も結構なる負担であります。町民からの要望にもあるように、旧町村単位で見守り隊を編成して徐々に緩やかにできないかお伺いをいたします。

また、帰還困難区域の方々は、月一度しか帰宅できないわけですが、月1回では家屋の維持、管理が出来ないので月2、3回の要望があります。以前にも質問しましたが、どのようなになっているのかお伺いいたします。また国道459号からの立ち入りの要望に対して町としてどのように対応しているのかどうかお伺いいたします。今回はガラスバッジ6カ月分回収されました。今度は累積線量も含めてのこの回数の改善ができないかお伺いいたします。

帰還困難区域での要望で燃えるごみの処理に大変困られております。対応をお伺いいたします。

次に、浪江町の除染計画、仮置き場の確保状況、災害瓦礫置き場の確保状況についてお伺いいたします。除染計画で除染の順序はまずは常磐線より東、6号線まで1工区、引き続き6号線東と常磐線西の2工区と思いますが、まずは遅れている理由は何なのか伺いをいたします。

仮置き場の選定、地主の同意取得が得られないことが原因なのかそれとも国の除染実施がおくれているのかお伺いいたします。

除染は復旧、復興していく上で大事であります。町民の帰還する為の目標であります。計画をお示し下さい。平成24年、平成25年の予定がどのような計画になっていくのかお伺いいたします。

特に、仮置き場確保するにあたっては町の中心、権現堂地区の仮置き場確保が大変だと思いますが仮置き場の現状、見通しを伺います。また棚塩（20ヘクタール）、請戸（30ヘクタール）に予定されている災害瓦礫置き場のそれぞれの面積、確保状況をお伺いいたします。

次に、放射線物質の健康に対する影響についてであります。佐々木勇治議員と少しダブる点もあるかもしれませんが、放射能につきましては、色がついているわけでもないし、臭いがあるわけでもありません。非常に不安に思われるのは当然だと思います。町でも甲状腺検査、ホールボディーカウンターの検査、血液の検査等町民の健康を守るための努力をされていることに敬意を表しますが、今までの検査の中で被ばくされて人体に影響があった町民はおられるのか伺います。また今回ガラスバジが回収されて積算量が示されました。回収の結果をお伺いいたします。

被ばく線量がどの程度の数量が人体に影響があると考えているのかお伺いをいたします。

また、受けた線量が高い場合の対応町としてどのように考えているのかお伺いいたします。

新聞の報道で年1ミリシーベルト、「一人歩き」規制委員長がIAEA団長の見解を容認との記事が載りました。原子力規制委員会の田中委員長は記者会見で1ミリシーベルトという数字がいつのまにか一人歩きしていると述べました。国際原子力機関の団長が21日、年間1ミリシーベルトについて、「必ずしもこだわる必要はない」と述べました。又委員長は「年間20ミリシーベルト以下であれば全体のリスクとして受け入れられるというのが世界の一般的な考え方だ」との記事でありました。

このことからしても、1ミリシーベルトの考えをもう少し柔軟にすべきかと思いますが、町の考えをお伺いいたします。放射線に対して怖がるだけでなく、正しく怖がれ、と言われますが、避難解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域、それぞれどれくらいの滞在時間、あるいは労働時間目安を示してほしいと思います。

放射能に対しての講習を町で企画すべきではないかと思います。計画はあるのか否かお伺いいたします。

建物除染、田畑の除染の計画はどのように計画されているのかお伺いをいたします。除染についての予定は平成24年度開始の予定で

した。しかし予定どおりには進まない状況であります。建物除染、農地の除染で判らないところが多いわけで、例えば自宅であれば、何点かのポイントを取って除染するようですが、除染前と除染後の基準がどうなっているのかそういうことを検査するいろいろな方法、除染をするにあたっての検査の仕様書そういうものはあるのかどうか。田畑等はどのような除染方法でやられるのかお伺いをいたします。

復興住宅、災害復興住宅の促進について伺います。

町外コミュニティの建設、復興公営住宅の建設、なかなか予定どおりには進まないのが現状であります。その中でも二本松だけが順調かと思いましたが、予定地に新幹線のトンネルがあり4ヘクタールのうち、2ヘクタールしか使用できないということになりました。別に敷地の確保が必要となりました。今から造成して平成27年度入居予定、浪江町に帰町する予定は平成29年でありますので、復興住宅に入居は2年だけとなります。考えれば理屈に沿わない建設計画となります。それならば最初から浪江町に復興住宅を建設すべきだと思いますが、どのように考えられますかお伺いいたします。

町外コミュニティは、避難指示解除された場合は、住み続けることが可能かどうかお伺いいたします。原町区には2カ所の予定地が用地交渉中ということですが、この進行状況をお伺いするところでありましたが、行政報告でこの2つの場所が示されました。それに加えて面積とそういうもののことがあれば答弁をお願いしたい。

葛尾村では村営の住宅を建設されるそうですが、浪江町としての町営住宅建設はできないのかお伺いいたします。

防災集団移転事業についてお伺いをいたします。津波被災者に対しての移転の事業ですが、平成24年12月にアンケートを取られて、大平山、幾世橋、北棚塩に住宅団地を造成する計画、予定されておりましたが、その後の進捗状況をお伺いいたします。

次に、太陽光、防災林計画についてお伺いいたします。このことに対して計画の概要をお伺いいたします。

再生エネルギー太陽光発電の計画があるようですが、このことは今後どのような手順で進められるのかお伺いいたします。

議会で知らないうちにどんどん進められているような気がいたしますが、今後の町民、議会との関係の中での進め方をお伺いいたします。

特に、南棚塩の土地は圃場整備をして10年にも満たない田んぼであります。区画1町歩の美田であります。将来の浪江町の復興で重

要な地域と考えます。今後浪江町が復興していく上で大事な地域であり浪江町全体で土地利用を考えるべきではないかと思います。

また、太陽光発電敷地の予定地となれば除染の考え方はどのように考えられるのかお伺いいたします。

8月中旬一時的に放射能の数値が上昇した理由を伺います。何とか、浪江町を復旧、復興したい気持ちをそがれるのは、汚染水の漏水問題、世界の知見を集めて、国が中心となり対決していただきたいと思います。

我々は再度放射能が拡散されないという前提のなかで、将来の計画を立てております。ところが8月中旬、突然放射能の数字が上昇しました。再発防止はもちろんですが、町民に町としての対応、どのように考えられるのかお伺いいたします。

最後に就労、事業再開の件であります。今回の災害で浪江町の企業はことごとく県内外に移転されました。新たな企業誘致も大事ですが、移転された企業にコンタクトをとって戻れないか交渉することが大事かと思います。

帰還するためには、町として何ができるか移転された企業と検討すべきではないかと思います。町長は日立化成、日本ブレーキ、エスエス製薬を訪問されましたが、浪江町での操業の考えはどうなのかお伺いいたします。

これから浪江町が復興していく上で大切なことは若い人の働く場所の確保が大事であります。まずは公共の研究所等の施設を誘致する働きかけをすることが大事であります。どうも双葉郡は一緒と言いながら、双葉郡の南のほうにばかり施設が出来るような感じであります。

小高区はタニコーが戻られて操業されております。なんとか町長が先頭に立って復帰してもらうことができないか働きかけをしていただきたいと思います。ある方と話し合いましたが、現状の中では企業としては、浪江に戻る決断を下すことはできないだろう。それは将来が見えないからだと言われました。5、6年後の状況が確実でないからであります。

しかしながら、今働きかけておかないと現在浪江町を知っている幹部の人間が5、6年していなくなった時には浪江町が何処にあるのか、わからない幹部になったらもう望みがなくなるという話でありました。町長の考えをお聞きいたします。

以上でございます。答弁に不明な点があれば再質問、再々質問をさせていただきます。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） まず、住民意向調査の結果についての町長の考えはということについて、ご答弁申し上げます。

先ほど、行政報告でも報告したとおり、町への帰還の意向については、戻りたいと考えている18.8%、判断がつかない37.5%、戻らないと決めている37.5%ということになっております。非常に残念な結果ではありますが、やはりこれが現実なのかということで大変危惧をしているところであります。

今年の1月に実施した住民意向調査結果と比較して、単純に比較できないと思いますが、議員おただしのとおり、避難期間が長期化しておりますので、本当にこれから自分の生活、これからの将来、そういうものを見極めるために、やはり町民の方々が非常に判断すべきところと、判断できないところが出てまいりまして、大変ご心配をかけているという状況だと思えます。

そういう状況の中で、一刻も早く避難生活を終わりたい、終わらせたいと、戻りたいという方も中に18.8%という数字に表れておりますので、ぜひ意向に沿った中で復旧・復興に努めていきたいと考えております。

それから、2つ目の町長自身、帰町をどのように考えているかということではありますが、基本計画の中の方針のうち、すべての町民の暮らしを再建する。どこに住んでいても浪江町民、そしてふるさと浪江を再生するという、受け継いだ責任、引き継ぐ責任をもとに、町民の皆さんが帰る、それから帰るにかかわらず、多様な選択肢を保障していくということも重要なことであると思っております。

ふるさと浪江をなくさない、大切なふるさとを引き継いでいくという考え方で浪江町の復興に取り組んでいきたいと思っております。それからふるさと浪江町に帰って生活する選択をした人を支えるために、生活に必要な環境整備をしっかりと準備をしていく。そして帰るための環境になった時期が来たときには、責任をもって帰還への判断をしてまいりたいと考えております。

そのためには、先ほども答弁申し上げましたように、その前提となるのはやはり除染、そして原子力発電所の安定した廃炉作業、そういうものを見極めながら、帰還の判断をしていきたいとこのように考えています。

町民の皆さんには今しばらく帰還までの時間をいただくことになりまして、心配をおかけすることになりますが、復興への具体的に進んでいることをとにかく目に見えるような形で肌で感じるようにして、今後は進めていきたいと考えております。

それから、企業の訪問の件についてであります。先ほど議員お

ただしのとおり、先般、浪江日立化成工業、それから浪江日本ブレーキ、エスエス製薬の再操業について訪問をしてまいりました。

その時の話の内容については、やはり現在放射能との状況がありますので、なかなか3社とも戻れるような状況ではない。そういうことで時間がかかるという考え方がひとつあるということの説明がございました。

2点目は、相当なる設備等が移転先のほうに移設をしたという状況ですので、それをまた前の本社に戻すということは非常に困難であるという話もいただきました。しかしながら、浪江町にこれまで大変お世話になったということで、でき得るだけのものをしていきたいというような前向きな話もございました。

しかしながら、これからの町の将来が不透明だということが現時点では判断できないという考え方に立脚していると思います。

そこで、移転をした会社の中に従業員の方、ほとんど浪江町出身の方々に占めておりました。その中で従業員の方とお話しする機会を得まして、お話しをしてまいりました。とにかく一言でいうと本当に頑張っているという状況です。自分は単身赴任で茨城のほうで会社に従事しながら、家族はいわき市あるいは南相馬市、仕事が終わったら家族のもとに帰るんだそうです。そういう勤務形態を持っている方、そしてまた単身でそこに宿泊をしながら頑張っている姿、そういう方々のお話しも聞いてまいりました。本当に心強い限りでありました。浪江町にいずれ戻れるときは戻りたいという話をされました。本当にうれしく思った次第であります。今後とも町内にあった企業を訪問を実施して、企業つなぎ止めといいますか、できるだけやってまいりたいとそのように考えております。

あとは、担当課長のほうから答弁させますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（小黑敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは2番目の浪江町復旧、復興の件、（1）低線量地域の復興拠点づくりの考え方についてお答え申し上げます。

現在、復興計画策定委員会のまちづくり計画検討部会において、復興拠点づくりについて話し合いが行われております。その中では帰還開始後、当面は生活利便性を考慮して、国道6号線と浪江町役場周辺を復興拠点の中心地として位置付けて、徒歩で移動できる範囲に集約して生活利便性施設や、居住環境を整備することが検討されている状況でございます。

また、復興公営住宅につきましても、そういった中心地に近接し

た場所にということをご想定しておりまして、入居される方々の意向であるとか、建設対象となる地域の皆様のご意見を踏まえながら具体的な場所、整備規模については検討してまいりたいと思っております。

次の国道114号線の拡幅工事の関係であります。現在、中断しています第一工区につきましては、平成26年度に舗装工事が入る見込みとなっております。また、第二工区につきましても引き続いて工事の早期着工に向けた要望をしているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 町道整備の進め方、特に草刈りについてお答えいたします。本年度は業者委託、東京電力、直営で対応しました。121カ所、約114キロメートルの草刈りを実施したところであります。しかし、町道延長が約550キロメートルとかなりの延長であります。全線の維持管理が必要と認識しておりますが、委託業者の不足で要望箇所から対応したところであります。

行政区の人足制度が必要と認識しておりますが、広範囲に避難しているため、今後は各行政区と相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） ②番の除染前の除草の進め方についてお答えいたします。除染が完了していない農地におきましては、作業を行うことにより被ばくの危険性があるほか、除染作業の妨げになるおそれもあるため、除草を含む農作業はなるべく行わないよう、町広報10月号でも町民の皆様に注意喚起をしているところでございます。

しかしながら、議員おただしのとおり、荒廃する農地が農業者の復興の意欲をそいでしまう懸念もございますことから、浪江町地域農業再生協議会や9月に発足した浪江町の農業農地を考える会、及び行政区並びに関係課とも協議をしながら、農業者の方々の意見等を出していただきまして、今後検討を深めながら必要に応じて国に要望してまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） （3）の①立ち入り手続きの簡素化の質問にお答えいたします。

ご承知のとおり防犯体制を強化するため、町内各所にバリケードを設置し、町内箇所への立ち入りを制限し、通行証など確認したうえで立ち入りをいただいているところでございます。そのため、町民の方には、特定の箇所からの立ち入りしかできないという部分で

ご迷惑をおかけしているところもございます。

ただ実際、不審な車両の引き返しなどの報告がございますし、また双葉警察署管内の犯罪発生件数を見ますと、一定の効果を得ている状況でもございます。現在委託業者や消防団、町職員などによる巡回パトロールを実施しておりますが、今後見守り隊等の編成が可能な環境となった場合においても、防犯対策上、一定程度の手続き、規制は必要であると考えております。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（佐藤良樹君） ②帰還困難区域立ち入り回数を増やす件についてでございますが、4月の区域再編により、避難指示解除準備区域、制限区域等につきましては、町民の方々に車両の登録をしていただきまして、3カ月ごと更新、浪江町通行証を送付してございます。

また、帰還困難区域の町民の方々に関しましては、コールセンターへ登録により、原則月1回の立ち入りで一定の制限を設定させていただいているところでございます。立ち入り回数改善等見直しについてでございますが、区域再編に伴い各世帯に立ち入りの際の注意事項等を記載した浪江町への立ち入りのしおりをご送付したところでございますが、再編から8カ月経過しております。内容につきましても修正する部分が出てきておりますので、再編1年後を目途に再配布を考えております。立ち入りに関する回数等につきましても、しおりの再配布にあわせまして、国、関係市町村と協議しまして少しでも緩和できるよう検討を重ねてまいります。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） ③国道459号立ち入り要望の質問についてお答えします。国道459号線からの立ち入りについては、帰還困難区域内の通過でございまして、原則区域を管理している国との協議が必要となります。町民の利便性を考慮すると開放の検討は必要かと考えておりますが、区域再編に際し防犯対策上町内への立ち入りルートをとできるだけ制限する観点で立ち入りルートを設定してきた経過がございます。

さらには、道路の復旧状況や管理状況面を考慮すれば、まずは国道114号線の除染や除草等を優先して実施し、町民の方が安心してまた安全に通行できる環境を整えていくべきと考えており、現時点では、国道459号線の開放は考えてございません。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） それでは④番の帰還困難区域の燃えるごみの処理についてのご質問にお答えします。

帰還困難区域の可燃ごみの種類につきましては、国においてもその必要性は認識しているものの、作業員の安全確保等を踏まえつつ、今後の線量低減の状況を見極めたうえで処理を進める考えと聞いているところであります。

町といたしましても、町民からのごみ処理の要望が多く、対応に苦慮しておりますが、まず帰還困難区域以外の区域の可燃ごみ回収に全力を挙げることにし、帰還困難区域の可燃ごみ回収につきましては、引き続き国と回収方法について協議し、対応を考えたいと思っていますところであります。

それから、(4) 番①の除染作業員の遅れている理由についてのご質問にお答え申し上げます。中間貯蔵施設設置について不透明な状況が続いております。町民の方々は、仮置き場設置への不安をもっており、その確保に時間を要していること、それから土地や家屋の所有者が全国に避難していることにより、同意取得に時間を要していることなどが遅れている理由と考えられます。

続いて②番の今後の除染予定についてのご質問にお答えします。現在、酒田行政区におきまして、本格除染にかかる仮置き場の造成工事を実施しております。今後の除染の予定でございますが、高瀬行政区、立野下行政区の本格除染、それから町内全域の共同墓地の除染、国道114号水境検問から室原検問の除染、それから国道114号の拡幅工事、いわゆる700メートルの除染について、現在除染工事入札の工区中でありまして、年明けに発注予定となっているところであります。

なお、現行の除染計画では、平成25年度内において帰還困難区域外の区域の本格除染を終えるという計画でありましたが、除染の遅れから環境省は、このたび除染の進捗状況についての総点検を行い、仮置き場の確保や同意取得の進捗の遅れから、本格除染が平成26年度以降に及ぶ見通しであるため、今後町と調整を行い、現行の除染計画の変更を行う予定としております。

続いて、③町中心市街地の仮置き場確保条件についてのご質問にお答えします。

議員お尋ねのとおり、権現堂地区は住宅が密集していることから、仮置き場の適地となり得る場所に乏しく、仮置き場の確保が難しい現状でございます。今後とも他の行政区などにご相談を申し上げながら仮置き場の確保に努めてまいりたいと考えているところであります。

続いて、④棚塩、請戸地区の瓦礫置き場の進捗状況についてのご質問にお答え申し上げます。瓦礫置き場の仮置き場の設置計画でご

ざいますが、棚塩側に20ヘクタール、それから請戸側に30ヘクタールの設置の計画がございます。

現在、災害瓦礫の仮置き場用地の土地使用の保障契約、事務を環境省と進めているところであります。その進捗条件でございますが、棚塩地区につきましては、11月末ですべての関係者との保障契約を取り壊しております。

それから、請戸地区につきましては、関係者122名中、36名の方と保障契約を取り壊しております。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは、放射線物質の健康に対する影響について、その中の人体に影響のあった町民はいるのかというご質問についてお答えを申し上げます。

町及び県がいままでおこなっておりました内部被ばく検査、並びに甲状腺検査それから弘前大学の協力によって行っております初期被ばく検査いわゆる染色体検査でございますが、これらの検査結果から現在まで健康に影響のあった方については、まったく出ておりませんということでございます。

それから、ガラスバッジの回収結果でございますが、ガラスバッジの測定結果につきましては、4月から6月の3カ月間の測定結果につきまして、県内避難者が平均0.18ミリシーベルト、県が避難者につきましては、0.05ミリシーベルトでございました。

それから、7月から9月の測定結果につきましては、県内の避難者が平均0.16ミリシーベルト、県外の避難者につきましては0.05ミリシーベルトとなっております。被ばく線量の人体の影響につきましては、これまでの疫学調査により、100ミリシーベルト以下での明らかな健康への影響は確認されていないという国連科学委員会での報告が通説となっております。

しかしながら、いかなる線量であってもリスクが存在するという考え方から無用な被ばくを避けるよう、町民の方々にはお願いするところでございます。

次に、追加被ばく線量1ミリシーベルトの考え方でございますが、国では国際放射線防護委員会、いわゆるICRPの勧告等を踏まえ、空間線量から推定される年間積算線量20ミリシーベルト以下の地域になることが確実であると避難指示解除の要件の一つとして定めております。

しかしながら、原子力規制委員会の提言では、20ミリシーベルト下を回ることは必須の条件に過ぎず、国が責任を持って長期目標として帰還後に個人が受ける追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト

以下になるよう目指すこと。また避難指示の解除後、住民の被ばく線量低減し、住民の健康を確保し、放射線に対する不安に可能な限り答える対策をきめ細やかに示すことが盛り込まれております。こういったことから町としましても、引き続き追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるよう、あらゆる対策を今後とも国に求めてまいりたいと考えています。

次に、3区域ごとの労働時間の目安でございますが、帰還困難区域の立ち入りは、月に1回と制限されております。避難指示解除準備区域及び居住制限区域については、制限がされておられません。しかしながら、町といたしましては、無用な被ばくをさけていただくため、立ち入り時間については、午前9時から4時までとなっております。さらに15歳未満の子供さんそれから妊婦の方々については立ち入りをご遠慮していただいているという状況でございます。

次に、放射線に対しての講習会の開催でございますが、放射線を理解することについては最も大切なことと考えております。

したがいまして、現在弘前大学の協力を得ながら講習会の開催実施に向けて方法日程等を現在調整しているところでございます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） それでは（6）の建物除染、田畑除染の計画の①番、除染の検査についてのご質問にお答えいたします。

除染を実施するにあたりまして、事前調査の内容いわゆる除染計画について説明をさせていただき、除染実施のご了解を得た上で除染を進めることとしております。

また、施工後におきましては、作業完了報告書を個人ごとに作成し、除染作業の状況や除染前後のモニタリング結果等について、事業者が説明することとしております。

なお、除染の検査については打ち抜き検査により検証を行うほか、ガンマカメラ等による検証も行うこととしております。議員お尋ねの除染前と除染後の基準につきましては、現段階において追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト未満である地域については、長期的な目標として、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下を目指すとしており、追加被ばく線量が年間20ミリシーベルト以上である地域については、当該地域を段階的かつ迅速に低減することを目指すとしたいわゆる特措法に基づく基本方針に沿って助成を実施していくこととなります。

続いて、②番の田畑の除染方法についてのご質問にお答えいたします。農地の除染方法には、表土の剥ぎ取りそれから反転耕、深耕

等の方法がございます。農地の所有者には同意取得の際に除染の方法を説明し、同意をいただき除染作業を実施することとなります。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは（７）の復興公営住宅の状況についてお答えいたします。

議員のご質問の中で、町外の公営住宅よりも浪江町内での公営住宅の整備をしておいたほうがよいのではないかというご質問でございましたが、これも今現在、町外における公営住宅の建設が遅れているということから出てくる懸念ではないかと感じております。

しかしながら、応急仮設住宅の現状を見ますと、浪江町への帰還まで、今の状態を保つということにつきましては、避難されている住民の方にとってはとても絶えきれない状況ではないかと考えております。そのため、一刻も早く復興公営住宅への移転を進めて少しでも安定した生活環境を確保しなければということで今進めている状況でございます。

なお、現在整備中の復興公営住宅につきましては、避難指示解除となっても退居しなければならないというものではございません。そのまま住み続けることも可能でございます。

原町区の進捗状況の関係については、町長の行政報告の中でもありましたので割愛をさせていただきます。

それから、２番目の町内に復興公営住宅として建設できないかということでございますが、町内における復興住宅においてもこれは可能でございます。

ただ、建設に要する費用の関係、そちらについてはきちっとした制度が確立されていなかったということがございます。ずっと要望してきたのですが、ようやくコミュニティ復活交付金によって措置できるようになりました。しかしながら、避難指示解除がなされると、入居資格を失ってしまうとか、そういった内容で実態にあっていない点がかなりありますのと、運用面も含めて再検討を求めているところでございます。

ですから、町内における公営住宅の建設につきましては、コミュニティ復活交付金ももちろんであります。ほかの制度による建設の可能性も視野に検討しているところでございます。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） ③番の防災移転事業の進捗状況についてのご質問にお答えします。

防災集団移転促進事業については、移転促進区域における宅地等の買い取りと、それから移転先住宅団地の整備がセットとなって始

めて事業の認可となります。

現在、昨年12月実施の津波被災地アンケート調査結果をもとに、事業計画素案を作成し、国土交通省を始めとする関係機関との協議、調整を行っているところであります。

また、本年12月6日には、事業化に向けて事業計画の制度を高めるために、津波被災者以降調査表を発想させていただいたところでございます。

それから、(8) 太陽光防災林計画の概要と進め方についてのご質問にお答えいたします。太陽光発電事業については、今年の3月に再生可能エネルギー発電設備認定を受けたところでありますが、場所が第1種農地の転用とか、農地の災害復旧、大柿ダム事業との関係、それから土地改良区等の調整、賦課金転用にかかる決済金の取り扱い、それから瓦礫の撤去、除染工事などの多くの課題がございます。

本事業については、設備認定を受けたものの、計画としては素案の段階でありまして、今後も関係機関との協議、調整が必要になります。

なお、太陽光発電敷地の予定地の除染につきましては、最初に瓦礫処理を行いまして、その後事前調査、同意取得を行いまして、除染を実施していくことになります。

次に、沿岸部における防災林計画につきましては、浜通り地方の安全、安心なまちづくり、景観環境再生等の復興まちづくりに貢献する重要な役割を担うものとして、防潮堤から約200メートルの範囲を防災林として県が整備する予定でございます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） (9) の8月中旬一時的に放射能数値が高くなったが今後の町の対応、対策はのご質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、平成25年8月19日に福島第一原子力発電所から北北西の方向で線量の上昇がみられました。数値の上昇当日は午後2時10頃に、福島県原子力安全対策課放射線監視室より電話での一報が届き、機器の故障も含めて原因を調査するとの連絡が入りました。町として即座に東京電力に確認をとるとともに、原因の調査を依頼したところでございます。

結果としましては、福島第一原子力発電所3号機上部の瓦礫撤去による飛散が原因であることが判明し、作業の際の飛散防止対策及びダストの監視強化をとるよう指示した次第でございます。

それ以降の作業においてモニタリングポストに有意な変動はみら

れておりません。

なお、線量の上昇については、バックグラウンドより2マイクロシーベルト／アワーの上昇で東京電力から町へ通報連絡が入ってくるようになっております。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 10番の就労事業再建等の②のところ、公共の研究施設誘致の関係についてお答えいたします。議員ご指摘のとおり双葉郡南部の復旧が進んでいるということから、企業であるとか研究機関の誘致が盛んに新聞等をにぎわせているところでございますが、浪江町としましては、公共の研究施設の誘致ということについては、双葉郡北部における拠点ということから考えても、今の準備区域の部分も非常に多くありますし、また電力、いわゆる第一原発から一番近いという点を逆手にとって、逆にそこから一番近く通えるよということを生かして、誘致を進めて行けないかと考えております。

今後、廃炉に向けても新たな需要が出てくると思われますので、関連する情報の収集に努めていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 紺野榮重君。

○13番（紺野榮重君） 何点か再質問させていただきます。町長自身の帰町に対してということをごどのように考えられるかということでは、町長は責任を持って除染あるいは原発安定そういうものを判断して肌で感じるようなことができるようにしていくということではありますが、と言いますことは帰町ということに対しては、町長が先頭にたって、復旧、復興していくと帰られて復旧、復興していくということだと思っておりますが、それでよろしいかどうか一応は再質問という形でさせていただきます。

それから、2番であります。これは要望になりますが、除染作業が順調ならば待つことはできるわけではありますが、順調でないので何らかの対策が必要であります。農地の環境整備であります。復興の第一歩というものはやはり景観というものをよくする。除草しないと田畑がだめになってしまう。そういう中で早急に対策をお願いしたいと思います。

それから、一時立ち入りの手続き、立ち入り回数の改善であります。現状はいろいろと変わってきていると思います。私も原町のほうから行って、6号線での通過の検問で、朝7時には車が20台、30台も検問所で朝の7時開門を待っておられます。そういう現況を見ていただいて、検問所そういうものを役場のところの検問所ですが、もう少し西のほうにずらすとか、時間をもう少し早く入れると

かそうでないと6号線の通行にも妨げとなるような状態でありますので、そういうことを対応していただきたい。

それから、帰還困難の回数、時間というものは、浪江町だけでは決められないそうです。そういう中でどういう会議で決められるのか。それで帰還困難の方によく言われるのですが、いわきのほうから相馬のほうに行く場合に、1回しか許可が出ないという、そういうことで大熊町と非常に違うということが言われております。そうなのは どうしてなのかお伺いいたします。

それから、除染についてであります。これは要望になります。町の中心の権現堂地区の除染というものがうまくいかないと、なかなか浪江町の復興の私はやはりそのことが鍵だと思いますので、どうかこの仮置き場確保ということでは、町として行政区だけに任せるということではなく、全体で考えなければならないと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、放射線の健康に対する影響ということですが、どうも何回も1ミリシーベルトといういうことでくどいようであります。今回のことではそういう健康に影響がある人はいなかったということですが、この1ミリシーベルトの考え方なのですが、環境省の言っておられることで外部被ばく量線量調査全県民202万人、うち45万人の調査では99.8%の方が5ミリシーベルト以下の外部被ばくの結果から、専門家からは放射能による健康影響があるとは考えにくいということの評価されております。

そこで、浪江町では1ミリシーベルトということと、環境省の言われている5ミリシーベルトと違いがあるのではないかと思うわけでありす。

その辺のところをどう考えたらいいのかと思うところでありす。それから例えば、2ミリシーベルトとか、5ミリシーベルトそういうことで、そういう人が出た場合にはどういう対策を立てられるのかということをお伺いしたいと思ひます。

それから、復興公営住宅のことですが、今回の最初に仮設住宅に入るときには、いろいろと地域でまとまってそういう割り振りをして入れることができなかったわけですが、これはなかなか大変なことでありましようけれども、町外コミュニティ等建設されて、入居企業が多い場合の優先順位、そういうものと、それから地域別にそういうものを入居させる考えにたって進められるかどうか、お伺いをいたします。

それから、放射能の数値が高くなった件ですが、今まではやはり原発が安全だという神話のなかで、そういうことは起こらな

いだろうという中で我々は行動してきたわけではありますが、今回一時的に放射能が高くなったという中で、今後こういうことが起こる可能性も否定できないと思います。

これで町としてどのようなそういうものに対して、もし起こったらというそういうものの対応、そういうことをやはり考えておかななくてはならないのではないかと思いますのですが、その辺はどのように町として考えられておられるのか、お伺いいたします。

それから、撤退企業の話し合いという中では、町長が3社を訪問していろいろな話をされてきたと、そういうことは大変良かったなと思います。今後ともどうかそういうことにつきましては、企業と話し合いをして、またその企業が浪江に復帰していただくようお願いしたいと思います。

それで、要望になりますが、双葉郡はひとつということを言われますが、大分この頃は温度差が出来てまいりました。いろいろな公共施設が双葉郡の南に集中されているような気がします。警察、常備消防、教育関係、中高一貫校が広野町と、広野火力発電所の増築、いずれも南のほうに集中されているように思います。

浪江町が取り残されないように頑張らなくてはならないと思うわけであります。先ほど宮口課長から話されましたように、北の玄関口という中で、双葉町、葛尾村と協力して双葉郡の北に誘致するように願うところであります。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 町長自身の帰町をどのように考えるかという再質問に答弁いたしますが、紺野議員まさにおっしゃるとおりであると考えております。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（佐藤良樹君） 再質問にお答えします。立ち入りの回数に関しましてですが、区域再編後の立ち入り等につきましては、国等の指導のもと、関係市町村の協議によりまして運用を図っているところでございます。

今後につきましても、先ほど申し上げましたとおり、これからの運用について、前回も申し上げましたとおり1年後目途にということで緩和を図っていきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

もう1点、通過交通の件でございますが、通過交通に関しましては、特別交通証を発行しているところでございます。これにつきましては通勤、通院またはその家族等々の介護等、一定の期間を利用する場合、最大3カ月で発行しているところでございます。

こちらにつきましても関係市町村、いわゆる困難区域等がある市町村と協議をして、これも当然国の指導のもと運用を図っているところでございます。

先ほどお話がありました大熊町の状況等ということでございましたが、こちらにつきましては困難区域の人口等についてもかなり差がございます。浪江町でも困難区域のほうが約3,400人程度でございます。大熊町の場合はほぼ100%が困難区域ということで、全町民が困難区域の人口としてとらえている部分もありまして、その中身等については、当然同じルールのもと発行することが必要だと思いますので、今後も連携を図っていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 再質問にお答えいたします。議員ご指摘のとおり、復旧事業が加速化してきておりまして、6号線の車両通行もかなり多くなってきている状況でございます。それにより町への立ち入りの際に、結構な車両が並ぶという状況で、双葉警察署からも指摘があったところでございまして、バリケードの一定程度の移動を行ったところでございます。

今後も立ち入り者の状況をみながら安全に立ち入りできるようにしていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは再質問にお答え申し上げます。

1ミリシーベルトの考え方でございますが、健康被害ということにつきましては、何ミリシーベルトであってもいわゆるリスクをにかかえているということは否めない事実だと考えています。

したがいまして、1ミリシーベルトだから安全だ、それから20ミリシーベルト、5ミリシーベルトそういう線量の中身ではなく、あくまでもリスクを抱えていままできたわけでございますので、これ以上リスクは当然さけなければならないと考えております。

したがいまして、原発の事故前のいわゆる浪江の環境放射線量、1ミリシーベルト未満を目指すというのが当然当たり前だと考えております。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それでは復興公営住宅への入居基準関係についてのご質問にお答えいたします。

前にもお答えしたかと思いますが、こちらとしてもコミュニティの維持ということから考えれば、できるだけもとの居住している地域ごとの入居であるとか、あるいは現在の仮設の新たに出来たコミュニティの維持を図るとか、そういったことについては検討してお

ります。

ただ、現実的に復興公営住宅の全体計画がはっきりしておりません。いわゆる二本松市にしても、南相馬市にしても、いわき市にしても何処に何カ所といった数が確定されていない中で、ある意味ではできた所から随時入居をしていくという形になろうかと思えます。そういった面ではなかなかコミュニティの維持に関しての部分については厳しいところがあるかと思いますが、今後、県とも入居基準についてはこれから検討していきたいと思っております。

1つは、コミュニティの維持ということからいきますと、通常の住宅で優先される生活弱者という部分、この方々だけでは逆に入ったあとのコミュニティが維持できないという現実の問題もございます。そこについては、子育て世帯と高齢者世帯とか、そういったことの基準でもって、入れたあとの住宅のコミュニティ維持についての検討もされているようでございますので、そういったことを勘案しながらやっていきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 原発の廃炉作業においてトラブル等があった場合の対応はという再質問でございますが、ご承知のとおり現在、原子炉の4号機の燃料取り出しという非常にリスクの高い作業が始まっております。一連の廃炉作業において異常事態が発生した場合において、いかにその正確な情報を迅速に滞在している町民に伝達するかが課題となっております。

新聞報道にもございましたが、このような緊急時の広報体制、通報連絡体制を確立するため、今月下旬、原発事故を想定した防災、広報訓練というものを実施する計画でございます。今後住民の帰還に向けてしっかりとした防災体制を構築していきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 以上で終わりました。13番。

○13番（紺野榮重君） 再々質問はありません。ありがとうございます。

○議長（小黒敬三君） 以上で、13番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

◇松 田 孝 司 君

○議長（小黒敬三君） 次に、6番、松田孝司君の質問を許可します。
6番。

[6番 松田孝司君登壇]

○6番（松田孝司君） 6番、松田孝司といたします。今回も前回に引き

続き議長の許可を得て一問一答方式により質問させていただきます。質問内容は通告にあるとおりです。9月より時間を見つけては前回の定例議会で得てきたことや、質問内容、答弁内容を要約して議会だよりとして、仮設住宅や行政区の人、そして親戚、知人のもと尋ね県内を行脚してきました。多くの人に期待しているからとプレッシャーをかけられ、叱咤激励を受けながらもそれぞれの思いを聞いて今回の質問に参考にしたつもりです。何分年は取っても議会では新人ですので、諸先輩議員の方々に比べれば質問内容もお粗末で、文面もつたないかもしれませんが、今の自分で出来る限りの質問でございますがよろしくお願いいたします。

まず、質問の内容ですが、国や関係機関の対応について3項目を質問させていただきます。

11月9日の新聞に、原子力規制委員会が年間の追加被ばく線量が20ミリシーベルト以下であれば健康に大きな影響がないという見解を提言に盛り込む方針と載っていました。先ほど紺野議員も言っていました。

そして政府は住民帰還に向けた具体的な放射線対策を年内にとりまとめる方針。

国際放射線防護委員会（ICRP）は原発事故のような緊急事態後の段階では、住民の被ばく線量を年1～20ミリシーベルトにする目安を示していると載っていました。ただこれはあくまでもICRPは原発事故などの緊急事態後の段階だと言っているのです。ふるさとに戻って平穏に暮らせるとは言っていない。

原子力規制委員会の田中俊一委員長はこれまでも、避難住民が不慣れな避難先でストレスを抱えて病気になるリスクもあるとし「年20ミリシーベルト以下であれば全体のリスクとして受け入れられるというのが世界の一般的な考え方だ」と述べています。

これも不慣れな避難先と言っていますが、国や東電が責任をもってふるさとのような当たり前に暮らせる生活環境を早急に整えるべきだったのではと思います。なんの対策もしないで不慣れな避難先でストレスを抱えて病気になるリスクはあると無責任なことを言っていると思います。もし20ミリシーベルト以下避難指示解除と言われふるさとに帰って暮らしたとしても、もとは安心安全である自然の放射線ではないのです。

原発事故で被ばくしたことにより、いつ発病するかも知れない中で恐怖感で一生涯さい悩まされ、精神的に不安定になり周囲の生活環境もかわりストレスをかかえ病気になるリスクもさらに拡大すると思います。

世界中のどこでも20ミリシーベルト以下が一般的だなどとは言っていない。日本の法律でさえ放射線管理区域の中でさえ、外部放射線にかかる線量については、実行線量は3カ月当たり1.3ミリシーベルトと法律でなっている。1年だと5.2ミリシーベルト、一般的な時間的当たりで直すと0.6マイクロシーベルトになります。放射線管理区域とは人は放射線の不必要な被ばくを防ぐため、放射線量は一定以上ある場所を明確に区域にし、人の必要な立ち入りを防止するために設けられる区域となっています。

日常生活で放射線管理区域で接することはまずありません。唯一、可能性があるのは病院のX線検査、撮影室やCTスキャナーなどの撮影室です。その時放射線を浴びるのも検査中の一瞬だけです。管理区域の内側だけでは一般人の年間被ばく限量である1ミリシーベルトに対して放射線業務従事者という5年で100ミリシーベルトまでの被ばくが許されている特殊な人間だけが活動できる場なのです。そこでは水も飲めません。物を食べても寝てもいけません。子供を連れて入るなど論外です。要するに人間が生活していくことができない区域が放射線管理区域なのです。

まだ政府として公式には発表していませんが、専門委員会で提言するとなればこれが政府の発表に盛り込む考えだと思います。

ただ、国際放射線防護委員会が決めた年間の追加被ばく線量が20ミリシーベルト以下の基準値のベースは、広島・長崎の「外部被ばく」を調査したもので、微量の放射性物質を体内に取り込んで、内部被ばくに対する内部被ばくは含まれていません。

内部被ばくを基準値に取り入れていけば必然的に基準値の数値は厳しくなります。

だからチェリノブイリ原発事故の場合、年間の追加被ばく線量が5ミリシーベルト以上は避難困難区域になったのだと思います。

11月12日福島県民健康管理調査の第13回会合において甲状腺検査を受診した子供のうち、甲状腺がんの悪性または悪性疑いと診断された子供が59人に上ったそうです。受診者が22万6,000人ですから3,830人に一人です。

長崎大学の御用学者ならぬ御用医者は、福島第一原発事故前の発言では日本で甲状腺がんの発生率は100万人に17人とか、10万人に1.7人とかころころ変わって発言していました。10万人に1.7人としても約15倍発生しています。福島県民健康管理調査の委員は、原発事故の影響ではないとも言っています。一般的に甲状腺がんの場合、0歳から20歳以下で女子が男子より5倍多く発症しています。20歳以上が3倍～4倍発症率が高いのだそうです。今回の受診結果の場

合、男子と女子の発症割合は1対1と聞いています。

いうまでもなく原発事故の影響ではないかと私は思っております。先ほどもいいましたが、チェルノブイリ原発事故では年間の追加被ばく線量が5ミリシーベルト以上が避難区域となっています。福島第一原発事故では、年間の追加被ばく線量が20ミリシーベルト以上とチェルノブイリ原発事故の4倍も高く設定をされております。

だから福島では甲状腺がんが早く発症しているのではないかと思います。

今、専門家の間には2015年問題が話題になり始めています。チェルノブイリ原発事故では4年後からがんの発生率が急激に増えています。

これでも年間の追加被ばく線量20ミリシーベルト以下で健康に影響ないのでしょ

うか。 私たちに放射線管理区域の中で暮らせというのでしょうか。9月の定例議会で平本議員の一般質問において町長は、帰町の判断について生活するため、年間の追加被ばく線量の基準値について、政府の返答待ちのようなことを言っていました。20ミリシーベルト以下、健康に影響なしの規制委員会の見解について町長はどう考えているかお尋ねしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。いかなる線量でもリスクは存在するという考え方をもっております。

したがって、この規制委員会が健康に影響なしという文言については私はとっても信じられない発言だと思っております。

先ほど紺野議員にも答弁いたしましたように、追加被ばく線量が年間1ミリシーベルト以下になるように強く求めていきたいとこのように考えております。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） よくわかりました。私も大体考え方が一緒です。

ただ、ICRPというのは、あくまでも原子力産業の応援の機関なのです。あくまでも8時間そこで働いてあとは安全な所に暮らすという基準をもってつくられています。私たちはそこに帰って暮らさなければならないのです。だからあの基準をそのまま鵜呑みにしてはだめだと思います。

次の質問に入ります。文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会は10月25日、避難指示後の避難区域住民への精神的賠償などについて、支払期間は1年を目安とする案を示し、大筋で了承されたと新聞に

載っていました。

今、川内村や広野町などが現実に避難指示解除になっていますが、まだ多くの方が古里に戻っていません。確かに原発事故後除染を進め家屋敷はいくらか放射線量は下がっても事故前の生活環境になっていません。いままでも単独の町村だけで生活してきたのではないのです。

川内村で言えば仕事や病院学校など、大熊町や富岡町とかかわりが深く暮らしていました。双葉郡は何らかのかかわりがあって共同体として来たのではないかと思います。

浪江町も双葉町や大熊町などが戻らなくて、津島地区、大堀、室原地区も困難区域で、あとの残りの行政区だけで本当に生活できるのか甚だ疑問です。事故前と同じ生活環境に戻っていれば、避難者のわがままと言われるでしょうが、まだまだ生活環境は整っていません。その中で11月29日、町長は平成29年4月1日に避難指示を解除したい。5,000人程度が戻ることを想定していると帰還へ強い意志を示したと述べています。

あと3年と3カ月余りしかありません。除染もやっと始まったばかり、ライフラインも手つかず、家屋の修繕も儘ならず、現実に建築業者が不足して、南相馬市では今家を建てる人も2～3年待ちと言われています。

5,000人程度戻るにしても何をすべきなのか町民に方向性さえ示されていません。

避難指示解除後1年の精神的賠償の支払いで、果たして元の生活環境に戻るのか。そして帰りたくても帰れない人の精神的賠償がどうなるのか。

精神的賠償の支払い、避難指示後1年との原賠審の考えについて果たして1年でよいのか。元の生活に戻ると思うのか町長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。原子力賠償紛争審査会は、中間指針の第4次追補、これ素案で避難指示解除後の賠償の相当期間については、1年間を当面の目安にすることを素案で発表いたしました。しかし、この中にただし、この1年間という期間は現時点での状況を前提とした目安として示しているものであり、今後状況に変更が生じた場合は、実際の状況を勘案して柔軟に判断していくことが適当であると述べているんです。

ただ、きのうの紛争審査会の話の中身をちょっと見てみますと、どうもこの1年の中で締めくくるような感じがします。しかし、今

議員がおただしのとおり、いくら避難区域解除をして1年後に戻れると言っても、おただしのとおり家はガタガタになっています。それから住めるような状況ではないです。だから1年の中で戻れるかというと、それはなかなか戻れないと思います。

したがって、この1年間の目安については、今後我々はやはり精神的損害についても、同じなのですが、賠償については、ある程度の目安がつくまで、賠償をしていただくという考え方でいきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） わかりました。浪江町長だけではなく双葉郡全体でそれを声を上げていってほしいと思います。これは要望になります。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。福島第一原発事故でふるさとを追われるまでは私は裕福ではありませんでしたが、なに不自由なく安穏と暮らしていました。今こうしてふるさとを遠く離れ顧みれば、本当に恵まれたところに住んでいたと思います。山の幸、海の幸、川の幸とないものはないというぐらい食材にも恵まれ、水もおいしくほどほどに田舎で自然がいっぱい、なんの不安も感じず、のんびりと苦労しながら汗水流して人生をおうかしていたものです。それが福島は第一原発事故で私たちはふるさとを追われ全国に離散し、今までの繋がりを失い2年9カ月が過ぎてしまいました。良く考えて見てください。国策で、原子力発電所は絶対安全で安心だと私たちに言い含め建設されたはずです。私たちも安全神話に踊らされここにいる人で原発事故が起きるとは誰も思わなかったと思います。

そして、現実には福島第一原発事故が起きてからの国の対応はどうでしたでしょうか。事故の内容も知らせずに情報も出さずに多くの人を被ばくに追いやりました。

政府の中でも右往左往して原発事故対策も儘ならず、避難した私たちの生活環境の満足な対策もせずおざなりというよりは、なおざりにしています。総理大臣の避難命令でなぜ私たちが災害救助法の応急仮設住宅に入らなければならないのでしょうか。

災害救助法という法律、この法律の最初にあるあらましには、この法律は自然災害に適用すると謳ってあるのです。福島第一原発事故で、総理大臣の命令で避難しているのですから、国は以前と同じ生活環境に近付けた生活環境を提供すべきだと思います。

それが出来ないなら当然その差額を支払うべきだと思います。

私は4月の町会議員選挙が終わってから、石巻や南三陸町など宮城県の海岸部を見てまわってきました。確かに復興は遅れています

が、少しずつ時計は前に進んでいます。

しかし、浪江町に入ると時計は止まり、まわりは3月11日から進まず、かえって後退し周囲の風景も廃墟の跡と化しています。

古里の土地や今までの自然環境は死んでしまいました。除染をしてもそう簡単にもとの自然放射線には戻らないと思います。その中で除染が終わって住めるからと言って何人の人が戻るのでしょうか。原子力発電所は国策で造られています。

一部の軍人主導かも知れませんが国策で行われた太平洋戦争で亡くなった家族や、傷痍軍人には恩給が支払われています。国のため亡くなったり怪我をしたのですから、きわめて当然だと思います。

私達も太平洋戦争で亡くなった人や、傷痍軍人と同じ立場ではないのでしょうか。

国策で原子力発電所が造られ安全神話の崩壊と共に自然が壊され、今までの先祖代々の土地も汚され家族の繋がりなど地縁血縁もすべて崩壊してしまいました。

もう原発事故以前のあの豊かな自然や穏やかな生活環境に戻るには長い長い年月がかかると思います。帰るも地獄、帰らぬも地獄の生活が目に見えています。

災害関連死で亡くなった人も国策の原発事故で亡くなったんです。あくまでも自然災害の災害救助法の下の金額しか支払われていないのはおかしいと思います。そして亡くなっている人も大変ですが、今から生きていく私達も放射能という負の財産ともに怯えて一生暮らしていかなければなりません。

ふるさと福島第一原発事故前の自然環境に戻ればこんなことはいませんが、元の状態には戻らないと思います。元には戻らない中で、生活していかなければならないのです。精神的なストレスをかかえ生きていくのですから、これから病気になっても放射能との因果関係もますますわからなくなると思います。

そこで町長に質問なのですが、避難市町村全体でいろいろな会合があると思います。その席で国策で主導した原子力発電所は事故を起こし、ふるさと自然を崩壊させたのですから、原発避難者年金みたいな制度の創設の話など出ないでしょうか。当然話が出るべきで国にも要求すべきだと私は思います。避難市町村全体で生涯補償を求める考えはないか。町長の考えをお聞かせ願います。

○議長（小黒敬三君）　ここで発言の訂正をお願いします。一人もいなかったというところの部分、ほとんどいなかったとか、一人もいなかったわけではないので、その部分の訂正をお願いいたします。

○6番（松田孝司君）　わかりました。「いなかったのではないか」と

に訂正します。

○議長（小黒敬三君） 何人もいなかったんですね。
町長。

○町長（馬場 有君） 今、松田議員おただしのとおり、被災市町村の中で、原発避難者年金みたいな制度、そういう創設という声は残念ながらありません。しかしながら、やはり私どもADRに対して今申し立てをしております、町が代理人となって。それは子供も大人も高齢者の方もやはり精神的に被った損害はみな同じであると。だから、カテゴリーに分けないで一律賠償をしていただきたいということで今申し込んでおります。そういう状況ですので、やはり私ども町民すべてが、いろんな苦勞、避難状況におかれていますから、ある程度そういう賠償の問題については解決をしながらやっていきたいと思います。

特に、生涯補償については、若干研究させていただくということでご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 6 番。

○6 番（松田孝司君） 確かに現実に今急に言われても難しいと思います。ただ、声を上げていかないと国は知らないふりをすると思います。もとのあくまでも自然環境に戻れば私はこんなことを言いたくありません。本当に戻って元の状態で暮らせればなんの不安もなく暮らしていけるわけです。私たちは結局帰りたくても帰れない状況です。ふるさとを追われているというのは、こんな悔しさは我々しか体験しないと思います。これをやはり避難市町村長どこでも一緒だと思うのです。その声を上げていってもらいたいと要望ですが、よろしくお願いいたします。

次の2 番目として、区域再編による課題について質問させていただきます。

昨年12月初めに大堀地区の区域再編の説明会が郡山市のビッグパレットでありました。その席で町長だと思いますが、1 年後経過を見て見直しもあると言っていたような気がします。

私の行政区谷津田ですが、その時の説明会では酒井の行政区も居住制限区域でした。それが今年に入ってから私たちに何の変更説明もなく酒井の行政区が帰還困難区域になりました。

今まで町当局も大堀地区の行政に対して、高瀬川を挟んで川南と川北と分けて対応していたはずですが、それが谷津田行政区は放射線量が少ないからと言って、南は双葉町、西が井手の行政区、東が酒井行政区、三方困難区域に囲まれています。北は高瀬川で四面楚歌周りがポツンと離れ小島と化しています。そんなところで生活で

きるか甚だ疑問です。

酒井行政区とは神社も一緒、いろいろな地区の役員も交代で密接な繋がりががあります。私の行政区のならず多くの人からもこの区域再編に対して「なんだあ」と笑われてしまいました。

あと、小野田行政区の清水地区や上立野行政区の沢上地区などかなり放射線の高線量な所があります。行政区単位もいいですが、行政活動をやっているのはいいのですが、現実的にそこを除染しなくて果たしてそこに帰れるか。

町長に伺いますが、区域再編の見直しの考えはあるのでしょうか。お答え願います。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） ビッグパレットの1年前に、12月ですか。私は1年後の見直しの件について発言はしていないと思います。技術的な問題がありますので、担当課長のほうから答弁させますのでよろしく願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 区域再編後の避難指示区域の考え方でございますが、国では帰還困難区域につきましては、事故後6年を経過しても、なお年間積算線量が20ミリシーベルトが下回らないおそれのある地域として、居住を制限するというものを原則としております。

また、居住制限区域については、年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが确实と確認された場合は、避難指示解除準備区域に移行することもあるという考えでございます。

現時点で、国から区域再編後の移行についてお話はいただいておりませんので、当面そういう見直しがされるとは考えておりません。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） わかりました。多分だめだろうとは思ったのですが、現実的にそこで果たして除染して暮らせるかは甚だ疑問だと思います。

次の質問に入ります。町長はいつも浪江町民はどこにいても浪江町民と言っていますが、つい最近は、全域除染を国に求めると新聞にも載りました。確かに気持ちがわかりますが、現実的に全域除染、山林の除染はなかなか難しいと思います。現実的に帰還困難区域の人達は複雑な思いをしていると思います。区域再編はしたけどそのあと結局何の動きもなく、火災保険なども更新できず住民の中では土地を求め各地に家を建て始めている人もいます。

ある帰還困難区域の行政区長と話した際も、区長は、うちの行政

区はもうまとまることはない、バラバラで各自の判断、各自の責任に任せるしかないと言っていました。

前回の定例議会でも言いましたが、区長独自では行政区を動かすことは出来ません。あくまでも町が指導してしか行政区は動けません。組を解散しているところもあるみたいです。行政区はあくまでも町の指示でしか動けません。帰還困難区域、本当に帰れるのか、帰れないのか早く結論を出して欲しいとの結構困難区域の人はいますが、その要望に対してどう考えているのか、お答え願います。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 議員ご指摘のとおり、特に帰還困難区域の町民の方、将来の見通しに非常に不安をいただいているというのは認識してございます。11月8日与党がまとめた提言、原子力災害からの復興過疎化においても、新しい生活を始めるための支援強化として、帰還の見通しを明確に示すというのを政府を求めています。ただ、国の責任において帰還の見通しを明確に示す必要があると考えておりますが。

〔「今の答弁町長でしょ」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） ひとつおとり答弁したあと。

〔「町長答弁だろって」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

（午後 2時46分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 2時47分）

○議長（小黒敬三君） それでは町長よりの答弁よろしく申し上げます。町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。特に帰還困難区域の町民の方が将来の見通しに不安を抱いているということは認識をしております。11月8日与党がまとめた提言、これは原子力災害からの復興加速化に向けての提言でありましたが、新しい生活を始めるため、支援強化として長期に始めて出てきた言葉なのです。長期に帰還困難な地域の方が、今後の新しい生活を選択するために必要な判断材料を国は自治体と共同して提示し、それぞれの判断に応じた支援を行う責任があるという提言がなされたわけです。これについて私どもは、全町帰還を前提としておりましたので、分断するよ

うな文言については、理解ができないというお話をさせていただきました。そういうことで、要するに除染という言葉も入ってくるのですが、その除染の言葉を見ると長期的な帰還困難区域については費用対効果をみて除染をしないようなそういう言葉にもなっているのです。

したがってこれは、私どもと指針が違うという形の中でこの間行政報告で申し上げましたように、内閣総理大臣あて復興大臣あてその文言についての提言について、私どもの町はこういうふうに政府に対して考えているということを提言してまいりました。そういうことをこれから、具体的に政府のほうから何らかの数字なり考え方が出てくると思いますので、しっかり町として協議をしてまいりたいとこのように考えます。

○議長（小黒敬三君） 6 番。

○6 番（松田孝司君） 区域再編したとたんから困難区域の人あきらめている人は多いと思うのです。今回国から提言があったのですが、早く道筋を示してくれないと、結構困難区域の人、本当に先行き不安に感じているんです。これも要望です。なるべく早く道筋を示してほしいと思います。よろしくお願いします。

次の質問に入ります。先ほど紺野議員も言いました。帰還区域の町民に対して国道 6 号線が通行許可の緩和をするべきではと課長にも何度も言ったのですが、ここにデータがあります。6 号線と 288 号線の通行、浪江町は 10 月末まで述べ 64 人です。広野町は 516 人、楢葉町は 1,008 人、富岡町は 424 人、川内村は 300 人、大熊町 676 人、双葉町 447 人、浪江町は 10 分の 1 以下です。もう少し緩和すべきだと思います。その点要望になります。紺野議員と同じですが、よろしくお願いします。

次の質問も紺野議員と一緒に。人家のあるところの町道・農道の境の維持管理をすべきではないかと課長にも言ったのですが、今回 12 月号広報の折り込みチラシに家電の 4 大家電、これの廃棄について載っていました。ただ現実に車入れないのです。入れないところは車いくら頼んでも入ってきません。人家のあるところは区長さんをお願いして、地図を渡してここ草刈ってとか明示してもらわないと、いくら請求しても家電は引き取りにきてくれません。これも要望になるかもしれませんが、課長によろしくお願いします。

3 番目の生活環境についてあと 2 つ質問いたします。

復興公営住宅、町では 3,100 戸建設を県に要望していると聞きました。県では全体で 3,700 戸建設すると言っています。浪江町が 80

%戸数を確保することはできないと思います。

ある課長が県は避難準備区域の人の分は建てないのではと言いましたが、浪江町民の要望する戸数には大幅に足りていないと思います。先日、富岡町と大玉村で協議し大玉村営で復興公営住宅を富岡町民の要望する65戸、復興庁が県に交付するコミュニティ復活交付金を活用し、村が8分の1の費用の負担で建設するそうです。

これで桑折町に続き、県内では2カ所目ですが、地元でも定住人口が増えればそれなりにメリットもあるでしょうし、町としても町民の離散を防げるメリットもあると思います。

市営・町営の復興公営住宅だとある程度戸建てなどの要望も可能かと思います。

そこで質問なのですが、町としても仮設住宅の受け入れ自治体の町に市営、町営の復興公営住宅の依頼の考えはあるのでしょうか。

よろしくお答え願います。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。応急仮設住宅の受け入れ自治体との関係ということでいきますと、行政報告でも町長が申し述べましたとおり、桑折町とは協定書に基づいて桑折町営で復興公営住宅の建設を進めております。

また、本宮市からは本宮市営の復興公営住宅の整備の申し入れがあったところがございます。どちらも相手方からの応急仮設住宅の劣悪な環境からの脱却に向けての施策として提案をいただいたものでありまして、仮設住宅の劣悪な環境からの脱却という点では、浪江町も同様の考え方もっております。ただ、何度も申し上げておりますが、浪江町としては南相馬市、いわき市、二本松市の3市に町外コミュニティ、行政機関を含めてということではありますが、町外コミュニティを集約したいということの方針は変更しておりませんので、そういった方針でいきたいと思っておりますので、依頼をするという考え方は今のところ持っておりません。

したがって、今後も国、県に対して復興住宅の確保についてはお願いをしていくということでございます。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） 話はわかりましたが、やはり現実には市は県営住宅として建てると思うのです。戸建てとかはなかなかないと思います。ただ、市営町営だと町の考えも入るし、当町でも話し合いしやすくなると思うのですが、考えていないとすれば仕方ありませんが、もう少し町民に寄り添って考えてほしいと思います。

3階から5階建ての復興住宅に入りたいという人は誰もいませ

ん。よろしくお願いします。

最後の質問になります。7月末から8月末まで議会では各常任委員会単位で県内外で浪江町民との意見交換会を行いました。先輩議員の話では前回より集まりは悪いとのことでした。

ただ、各仮設住宅単位や借り上げ自治体ではなく各方部単位で行ったため、町民の方が集まらなかったのではと思っています。ここでやるから来てくださいじゃなく、自ら足を運んで聞くべきなのではと感じました。

意見交換会では、やはり議会と町を一緒くたに思って、なぜ町長や町の幹部が来ないんだなど言われたところもありました。

一昨年の10月から町でも各地で懇談会を行いましたが、あれからもう2年も懇談会を行っていないと思います。町長選挙前だからやったんだろうなんて言っていた人もあります。やはり定期的に町民の声をきめ細やかに聞くべきではないでしょうか。

大熊町では10月から県内外で40カ所で町政懇談会を今していると聞いています。

声なき声を町民に寄り添って、仮設住宅、借り上げ自治会単位で町民との懇談会や意見交換会などの開催の考えがあるかお答えをお願いします。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 懇談会、意見交換会等につきましては、緊急的に説明が必要でご意見をいただかなければならない案件につきましては、随時開催しているところであります。しかし、県外内外を網羅した形の懇談会は、昨年、10月から11月にかけて開催した住民説明会以降現在開催はしておりません。今後についてはありますが、現在町民協働によるまちづくり検討部会で審議いただいております復興まちづくり計画、この提言が年度末までにいただける予定となっております。その内容さらには諸案件の進行状況を説明、ご意見をいただく場をこれから設定していきたいと考えております。

なお、懇談会の会場の選定あるいは手法等については、十分これから検討してまいりたいと考えております。よろしくご理解ください。

○議長（小黒敬三君） 6番。

○6番（松田孝司君） 今、住民説明会細かくはやっていなかったと思うのです。やはり町民の方、町長さんに各仮設に来てもらえば皆さん喜ぶでしょうし、なるべくきめ細やかにやってほしいと要望としてお願いいたします。

これで私の質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） 以上で、6番、松田孝司君の一般質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） ここで3時15分まで休憩いたします。
(午後 2時59分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午後 3時15分)

◇馬 場 績 君

○議長（小黒敬三君） 16番、馬場績君の質問を許可いたします。
16番。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 日本共産党の馬場績でございます。

質問の第一は、復興の現状と問題についてであります。

原発避難の生活は3度目の冬を迎えています。「復興加速」の言葉だけが先行し、除染、賠償、復興住宅、生業と生活再建は被災者の思いからはあまりにもかけ離れていることはご存じでありましょう。放射能汚染水問題を見るまでもなく原発事故は社会的、地理的、空間的、経済的、精神的被害はいまなおつづいており、他の災害とは全く異質であります。

そこで大事な問題は1. 復興に対する基本姿勢についてであります。

①原発被災からの復興の前提は一日も早い原発事故の収束と、一日も早い原発からの脱却であります。我々被災・避難者に対する国、東電の果たすべき責任は原状回復であり、一人ひとりの町民の、当たり前前の生活の復活であります。国、東電にはそれを回復する責任があり、我々町民にはそれを求めて余りある権利があると思います。町長はどのように受け止めているのでしょうか。もちろん町長はそのことに異論がないと思います。ないとすれば、「どこに住んでしようと浪江町民」、「町民の生活と生業を再建する」ことを基本姿勢とし、揺るがずそれを貫いていると確信されるか、これからもその基本姿勢を堅持されるか、お答えください。

②避難指示解除準備区域の「避難指示解除時期」の問題についてであります。

新聞報道によれば、町長は復興町づくり計画の中間とりまとめ案の報告を受け、マスコミのインタビューで「平成29年4月1日に避難指示を解除したい」との見解を示しました。浪江町の復興と「帰

りたい」町民の願いに答えたものと思います。一方、町民は期待と不安、動揺の気持ちで受け止めたこともご承知だと思います。このことについて以下３点についてお尋ねします。

一つは、希望的観測なのか、それとも根拠ある計画なのか。後者であるとするならばインフラ整備、復興住宅、医療・介護体制、産業、雇用など帰町・帰還の条件整備について具体計画があるのか。あるとすれば議会と町民に示すべきであります。お答えください。

二つは、除染や全壊、半壊、汚染家屋の費用も含む処理処分は担保されているのか、ということであります。権現堂のＡさんの悩みであります。７月下旬に帰宅したとき玄関先地上１センチで $4.3/h\mu Sv$ 、地上１メートルで $3.7/h\mu Sv$ 。これを国基準の被ばく量の線量計算方式で計算すれば年間 22.39 と 19.23 ミリシーベルトになります。もちろん自然減衰もあるかもしれませんが、いずれにしても現状では戻りたい気持ちと、これでは安心して生活ができるのか、と考えると夜も眠れない、と話されました。後でも提起する避難指示解除後原則一年で打ち切るという精神的損害賠償の問題など住民が求める安全、安心の条件整備と解除時期の目途に無理はないのか、自立できるまで賠償継続すべきと求めるか、お答えください。

三つは、同じく「復興まちづくり計画中間案」に示された津波防災集団移転構想と、住民説明会についてであります。

津波被害者の悩みは防災危険区域の線引きと所有地の買収など、何も説明がない。我々はお墓まで流され、生活再建の見通しが立たない、ということであります。「29年３月に避難指示解除を目指すならば、防災移転の構想に基づく住民説明会を開いてほしい」という関係住民の要望にどう応えていくのか、お答えください。

①次は区域再編ごとの、つまり避難指示解除準備区域のような復興構想、復興方針と計画があるのかについてお尋ねいたします。

居住制限区域、帰還困難区域ごとの「復興まちづくり計画」の骨格があるとするばお示してください。同時に二つの区域に共通する問題は、山林を含む除染の徹底、墓地、農地、住宅周辺と公道の草刈りと維持管理、鳥獣駆除、災害が発生した時の早急な災害復旧などであります。

又、無人地区となっている津島地区など帰還困難区域特有の問題である防犯、防災の警備体制については、町を含む公的責任による日常的なパトロールは喫緊の課題であります。どうされるのかお答えください。

集落が消滅の危機にあるといっても過言ではない現状の課題にどう対処なされるのか、明快な答弁を求めるものであります。

次は、原賠審および政府与党の復興加速化本部の第三次提言についてであります。今朝から何人かの議員から質問が行われてきました。私も大事な問題なので繰り返しお尋ねしたいと思います。

我々浪江議会は11月6日、自民党の大島本部長はじめ民主党や共産党など11主要政党に「浪江町の復興に向けた要望書」を届け、意見交換してまいりました。それぞれの政党が真剣に受け止めてくれたことは言うまでもありません。

「オール福島」の問題である原発事故収束と大震災の復興について、国と東電の責任を明らかにしながら、最後まで福島からの発信が求められていると思います。そこで第三次提言と今進められようとしている問題についてお尋ねをいたします。

①佐藤県知事は第三次提言を「評価する」との認識を示す一方、県内原発の全基廃炉、除染による長期目標である追加被ばく線量1ミリの堅持など5項目の要望をされたことはご承知のとおりであります。そこで町長におただしいたします。県知事の「評価」発言と要望事項をどう受け止めているのか、お答えください。

②「新しい生活の支援」の第一が、これは第三次提言にある新しい生活の支援ということです。早期帰還の促進とあり、「早期帰還にかかわる東電賠償について、年内に結論を示す。」とあります。町民が不安に思っていることは、賠償の打ち切りであります。

先ほども賠償打ち切りに触れましたが、原子力損害賠償紛争審査会は精神的損害賠償について、「解除後1年間」で打ち切りという中間指針第四次追補（素案）を示しました。避難から間もなく3年になろうとしているのに、除染も復興住宅も賠償も、避難指示解除に足る生活基盤の整備も進んでいないことは明らかであります。「避難指示解除後、1年で賠償打ち切り」を先に決めるなど、原発事故による全町避難、その苦難の渦中にいる被災者の口に砂を押し込むのも同然ではありませんか。国策の犠牲に対する正当な人権回復こそ優先すべきと思いますがいかがでしょうか。「早期帰還」と「賠償打ち切り」を一体的に進めようとしていることは見え見えであります。人権の尊重と賠償継続を求めるべきであります。これらに対する見解と対応についてお答えください。

③第三次提言の健康管理・健康不安対策のところでは「場の線量」ではなく「個人の線量」を基に被ばく低減を図る、とあります。

問題は、原子力規制委員会はこれまで空間線量に基づき被ばく量を管理してきたものを、個人線量計で個々人が被ばく量を管理する、すなわち国の責任ではなく個人の責任という方向転換によるものであることは明らかであります。追加被ばくである町民の健康はどう

なるのでしょうか。この問題は「年間 1 ミリ Sv」を目標とする除染目標の「棚上げ」に他ならないと私は考えます。

すなわち被ばく量の増加と、意図的な除染費用削減にもつながり、不完全な除染でもまかりとおることになるでしょう。又、被ばく線量の個人管理でよいということになれば、避難指示解除基準の実質緩和にも波及する問題でもあります。除染目標年間 1 ミリシーベルト以下の堅持と、安全な生活空間の確保は放射能による環境汚染の排除をあくまでも基本にすべきであることを町長は求めるべきであります。第三次提言にある「個人の線量管理」に対する問題と、政府への対応についてお答えをください。

④除染についての第三次提言の問題であります。「一刻も早い除染の実施は、福島復興にとって最重要かつ急務の課題である」とあるのはそのとおりであります。続けて、「1～20mSv/年といえるかなるレベルの個人被ばく線量も許容しうるもので、国際基準等に整合している」と、国際原子力機関（IAEA）の報告書を引用しています。これは避難指示解除と賠償の問題が浮上していた11月上旬、原子力規制委員会は何の検証もなく「年間20mSvまでは健康に影響はない」とする見解に同調したものであります。政府は年20mSvを基準に強制避難区域を設定し、除染の長期目標を年 1 ミリ Sv以下にしていたわけでありまして。あまりにも唐突な方向転換であることは明らかであります。

原子力発電所や病院などの放射線管理区域では3カ月あたり1.3ミリシーベルト（年間にすれば5.2ミリシーベルト）であります。これが被ばく限度であり、一般町民を管理区域以上の環境にさらすなど絶対認めるわけにはいきません。年間線量1ミリシーベルト以下の堅持を国に求めるべきであります。1～20mSv/hという除染目標に対する町長の見解と今後の対応についてお答えください。

⑤第三次提言にある『現在無償である仮設住宅の賃貸料や医療費等の一定期間後の設定』とは、これは有料に移行するということと言外に表現したものではありませんか。無料継続を断固求めるべきであります。見解と今後の対応について答弁を求めます。

大きな二、復興住宅建設計画と住環境改善についてであります。これも行政報告やこれまでの議論でやり取りがありましたが、あえてまた質問をいたします。

（1）住まいは人権であります。復興庁は今月に入って「福島再生加速化交付金」の新設を発表しましたが、原発避難者向け復興公営住宅はいまだに1戸も完成しておりません。

1つは二本松市内の建設用地の計画変更と変更後の全体計画はど

のようになるのか。着工と完成時期、計画戸数と設計概要について、戸建ての問題も含めてお答えいただきたい。

2つ目は「仮の町」と復興住宅の進捗状況と合わせて、「仮の町」以外の計画の現状と今後の対応についてお答えをいただきたいと思います。

3つ目は、つしま診療所における医療費が発災前の1.4倍になり、増加したまま推移していることは診療所統計でも明らかであります。避難の長期化による健康障害が急増しています。町民の健康管理からも診療所機能を拡充した総合医療センターの早期の事業化が求められております。計画通り進めることができるのか、実施計画についてお答えをいただきたい。

(2) 仮設住宅の環境改善の問題であります。

1つは、求めてきた仮設住宅の総点検がようやく始まりました。点検仕様書一覧表では28仮設のうち16仮設で点検予定がありません。残りはいつやるのか。点検に入ったところでも「玄関先での御用聞きと同じ」、「覗いただけ」など、点検は形式的なものでしかないという声が寄せられました。スロープが凍るので屋根をかけてもらいたい。集会所に非常口をつけてほしい。エアコンの増設をなどの要望をしてもまったく改善されない、など苦情も寄せられました。応急仮設の劣化は外見以上であります。点検結果と修改善の今後の進め方、町の権限で即決できないかということについてもお尋ねをいたします。お答えをいただきたい。

2つ目は、仮設・借り上げ住宅の住み替えと借り上げ住宅の「契約終了」についてお尋ねいたします。12月県議会で共産党の阿部県議の代表質問に「仮設住み替えは市町村判断でできる」との答弁がありました。勉強部屋がない、大家族なので分散したい、4畳半一部屋しかない、一人暮らしの住み替え希望など、柔軟に應えるべきと思います。住み替えに伴う仮設一般の修改善ではなく、住み替えに伴う環境改善、そのための修改善なども市町村に権限移譲されるのか。また借り上げ住宅の住み替えについても災害救助法の柔軟な対応を県、国に求めて、具体的な結果を出すべきであります。お答えください。

先の町議会全員協議会で「借り上げ住宅の契約更新不可件数33件、借り上げ住宅の再契約がみとめられない」との報告がありました。再契約出来なかった理由と、今後の住居確保の見通しはあるのか、町の対応についてお答えください。

大きな3番目、子供が主人公の教育行政をどのように進めるべきかについてであります。

(1) 不登校や進路の悩みの現状と改善の取り組みについて質問いたします。

避難当時の事情や通学などの条件があり浪中、浪小に通ってはいませんが、中学や高校の進路で悩んでいる保護者が少なくありません。先生方の勤務体制や通学先の学校との関係など、複雑で困難な問題があるとは思いますが浪江町の子供たちです。特にこの時期、子供たちや保護者の悩みに答える特別の取り組みが求められていると思います。

県内、県外の不登校の現状は把握されているのか、その対応と併せて答弁を求めます。

(2) 中高一貫校とあるべき姿についてであります。

県教育委員会は中高一貫校を広野町に設置すると発表しました。

2015年度開校予定に伴い、双葉郡のサテライト5校は2015年度には募集停止、事実上閉校ということになるわけであります。すべてが原発事故によるものであることは言うまでもありません。問題は原発避難で子供たちの学ぶ環境が一変してしまったのに、中高一貫校の開設で、奪われた子供たちの心と学ぶ権利が守られ、それが保障されるのか、であると思います。置かれている子供たちの現状が示している通り、中高一貫校以前の問題が解決されていないと私は思います。浪江町立小、中では、9コースのスクールバスを配置しても県内避難580名中浪小に19名、同じく浪中には382名中43名の在籍にとどまっているわけであります。中高一貫は目新し看板であります、それでバラバラになった子供たちの学ぶ権利は保障されるのでしょうか。私は「問題ありと」主張してきました。それを裏付けているのが最近、県教育委員会が明らかにした中高一貫校の入学希望のアンケート結果であります。回答者745名中、双葉郡の子供たちが「入学したい」と答えたのは13%、100名足らずであります。「入学したくない」は53%、わからない34%であります。今後、変化はあると思いますが、中高一貫校ありきの貧弱な教育構想の結果であると分析せざるを得ません。一方で、全町避難の中での学校教育はたくさんの困難な課題と問題をかかえていると思います。浪江町教育委員会は臨時休業中の小・中学校の再開について意向調査をされました。「どう答えたらいいのかわからない」という保護者の声も聞きました。私は中途半端なやり方ではなく、以前にも一般質問で提言したように、ここ二本松をはじめ「仮の町」構想に合わせた小学校、中学校の新しい学校開設であると思います。出来ればそこに以前の教職員の配置体制を視野にいれ、小中校を開設することも検討すべきであると思います。我々大人は、道普請を我

慢してでも、未来の子供たちにはさみしい思いをさせてはならないと私は思います。教育長はどのように受け止めているのでしょうか。

また浪江町のあるべき姿について、校長会や、教育委員会でどのように議論を積み上げ、今後どのように進めようとしているのか、県教育委員会や文科省には何を要望しているのか、又、子供や保護者、関係者の意見をどのように反映すべきと考えているのか、簡潔にお答えください。

（３）全国学力テストの学校別公表の問題であります。これまで文科省は自治体による学力テストの学校別公表は認めてきませんでした。ところが来年度から「公表することは可能」とし市町村教育委員会や、都道府県教育委員会が市町村別、学校別の結果公表を認めるとしました。

学力テストの学校別結果公表は点数競争に走り、基礎学力よりもテスト対策になり、子供たちの豊かな学力と、未知の可能性をさまたげるものと私は考えます。また、それがこれまでの共通の考えでした。浪江町教育委員会は県教育委員会に市町村別、学校別結果公表をするべきでないと申し入れすべきであります。お答えください。

４番目に、高齢者福祉と介護保険についてお尋ねいたします。

９月県議会の一般質問で、厚生労働省が進めようとしている、要支援介護者に対する生活援助やデイサービス、訪問看護や訪問リハビリなどの切り捨てはやめさせるべきであると求めてきました。結果、訪問入浴介護は、全国一律の介護給付を続けると認めざるを得なくなりました。ところがなおも訪問介護やデイサービスなどの通所介護は市町村事業とし、報酬引き上げの声があるのに介護事業者の報酬を引き下げ、ボランティアに丸投げするという方針に厚労省は固執しております。４０歳以上の国民は介護保険に加入し、受けられるであろう介護サービスを前提に保険料を納めてまいりました。浪江町でも要支援１と要支援２は発災前と比べて２１４名から３９０名、約倍の増加であります。こういう現状に照らし、制度解約の方針は、あくまでも撤回すべきであると思います。方針を撤回し、制度の継続を国に強く求めるか、お答えをいただきたい。

（２）仮設は勿論、避難先での老老介護、一人暮らし世帯の実態を把握されているのかどうか。お答えをください。今必要なことは何か。長期避難による障がい者に対し切れ目のない高齢者支援の強化であります。医療、介護、保険と連携しながら、町独自でどのように対応し、改善していくのか、お答えください。

５、最後に特定秘密保護法について町長の見解をおたじろぎいたします。

去る6日の深夜、参議院で自民党、公明党のみの賛成で秘密保護法が強行採決されました。私は国民主権、言論と表現の自由、平和主義という憲法に照らし、憲法とは相いれない悪法であり、撤廃すべきであると思います。

問題の一つは、何が秘密か「秘密」、という秘密法であるということでもあります。

「特定秘密」には防衛、外交、安全脅威活動、テロの4つの分野の情報が指定されることになります。「我が国の安全にとって著しく支障を与えるおそれがある」と行政の長が判断すれば特定秘密にされ、秘密指定の要件がきわめてあいまいのまま、秘密が際限なく指定される極めて恐るべき法律であります。保全監視委員会の設置など「第三者機関によるチェック」とは名ばかりで、事務次官級、審議官級、官僚がメンバーであり、監視の役割など果たすことは期待できません。したがって、現に我々が経験したように原発事故の情報など政府にとって都合の悪い情報は「秘密」にされ、知る権利が奪われてきたわけであります。本来情報は国民のものであり、情報は公開すべきものであると思います。

問題の二つは、プライバシー侵害と権力・監視の乱用、厳罰の法律であることです。情報が秘密事項であることを知らないのに、情報取得未遂、共謀、教唆、扇動したと判断されれば最高懲役10年の厳罰にされるという法律であります。

したがって公務員も、一般市民も、マスコミ報道も、文化芸術などの表現者も委縮し、取り締まりが強化され、自白の強要、盗聴など違法捜査の拡大する危険が強まることになるでめりましょう。

問題の三つは、法案審議では「一般の国民は処罰の対象にならない」とか「報道機関や取材の自由は保障される」などと政府は答弁してきました。しかし捜査機関が必要と判断すれば、逮捕あるいは勾留も、搜索差し押さえも行われるわけであります。そればかりか、ことが「特定秘密」であるため搜索令状から起訴状、判決文にも、秘密の中身は明らかにされないという、懈怠の悪法であります。まさに弾圧立法であり、民主主義社会を土台から掘り崩す悪法であります。運用とか修正で問題が解決されるものではないということは明らかであります。森担当大臣は国会答弁でTPP交渉が秘密になるとか、次の日はなるとか。二転三転した政府答弁は、為政者の恣意的な判断で秘密保護法が運用されるという期間が明らかにされたということでもあります。

以上、問題の核心をえぐりましたが、町長は衆議院公聴会で意見陳述をなされました。直後の強行採決にも触れていただいて、この

特定秘密保護法に対する町長の見解をお示しいただきたいと思います。

以上で第1回目の私の一般質問を終わります。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） まず第1点の復興の現状と問題についての復興に対する基本施設についてお答えをいたします。

議員おただしのとおり、やはり私も原発被災から広域的、長期的避難を強いられまして、大変苦しい生活をしております。議員おただしのとおり、問題点については異論がありません。さらにどこに住んでいようと浪江町民。町民の生活と生業を再建することを基本姿勢として、今後とも基本姿勢を堅持していく考え方であります。

それから、②の避難指示解除準備区域の避難解除時期についてのおただしであります。1つは、具体的な計画があるのかということですが、先程来から各議員からご質問がございました。問題なのは、インフラの復旧あるいは生活基盤の整備、そういうものが果たして復興計画の中の平成29年3月までに間に合うかどうかということですが、前提が先ほども答弁いたしましたように、非常にかわってきています。特に除染が遅れていると、そういう状況の中で復旧も遅れてきているという状況でありますので、その辺の状況を踏まえながら、この計画の見直しというものも考えていかななくてはならないわけですが、出来る限りそういう諸条件の条件整備が整えば、もちろん議会に明示をして具体的な計画を示していきたいということであります。

それから、2つ目の質問で避難指示解除の原則1年で打ち切る賠償の問題であります。この件については先ほど前の議員のほうにも答弁をいたしましたように、この1年で打ち切るということは、果たして現実的かどうかということです。避難指示の解除をしても、生活できるような状態でなければ我々生活できませんので、賠償は継続すべきであるという考え方でおります。

したがって、自立できるまで賠償継続をすべきであると考えております。

それから、3つ目の住民説明会を開いてほしいという関係住民の要望にどう応えていくかということのご質問でございますが、当然これは避難指示解除を目指すということで、今具体的構想を練っているわけですから、これは当然要望に応えていくために住民説明会を開いていきたいと思います。これは具体的になればやっていきたいということでもあります。

骨格等についてのお示しと色々な喫緊の課題、どういう応える

のかということについては担当課長がご答弁いたしますのでひとつご理解いただきたいと思います。

それから、知事のほうですね。第三次提言、それをどう評価するのかということでございました。これは、与党から政府に対して提言がなされた原子力事故災害からの復興加速化に向けてについての自民党の大島東日本大震災復興加速化本部長と福島県知事の会談において全員帰還という原則の方向転換を容認したものとされる報道がなされました。除染なくして復旧なしという除染を行うという前提ですべての議論をしてきておりますので、前提を変えることは理解しがたいものであると認識しております。

その一方で11月18日に開催されました関係市町村長と県との会議の中で、知事としても帰還困難区域を含めて事故前の環境を取り戻すことが必要、除染長期目標として1ミリシーベルト引き続き堅持するということを大島本部長との会談の中で発言されたことの報告を受けております。町としても独自に今回の与党提言について5点にわたって、政府へ要望したところであります。

1点目は、帰還可能な区域とそれ以外の区域という区分けについては、受け入れられない、そういうことであります。町全体が帰還可能な区域となるよう全域の除染を求めていくということを要望しております。

2点目は、住民の意向に沿った、自立支援策の構築ということで放射線量ばかりではなく、福島第一の収束、あるいは長期避難による家屋の荒廃など、低線量の区域においてもすぐに帰還できない場合も想定されるということから、区域の別にかかわらず、住民意向に沿った規律支援の確立を求めたものであります。

それから、3点目です。原子力損害賠償であります。すべての町民が長期避難を強いられている状況であり、除染の遅れから避難指示が6年を超える場合があります。得る状況においては、区域の別にかかわらずどの区域にあっても一律の賠償を行うということを求めたところであります。

それから、4点目、健康管理、健康不安対策についてです。避難支援策の欠如から町民の無用な被ばくが生じました。低線量被ばくによる健康への影響は不明であります。また避難の長期化に伴って健康を害する町民が明らかに増加しているということで、恒久的な検査体制の確立及び医療費の無償措置を求めるものであります。

また、健康管理の観点では、個人の線量での管理は当然のことですが、不安、払拭の観点から、場の線量の提言は必須であり、町民が安心して帰還できる安全基準を国が責任をもって示すよう求

めてきたところであります。

最後の5点目、中間貯蔵施設、最終処分場施設については、仮に郡内に中間貯蔵施設が設置されるようになった場合、住民が安心して帰還できるように、環境モニタリングを含めて万全の対策を講じる必要があります、その管理手法については自治体及び住民の十分な理解を得られるよう説明を行うこと。またその施設が最終処分場にならぬよう最終処分場の設置を同時並行的に進めることを求めてきたところであります。

以上のように与党からの提言を踏まえた政策立案、実行にあたっては被災自治体と十分に協議を行い、さらなる住民分断をまねくことにならないように、関係省庁に緊急要望をしてまいりました。

それでは、最後の質問にありました特定秘密保護法案についてであります。

議員おただしのとおり、公聴会において意見陳述人として意見を述べてまいりました。意見を述べた最初は、町民の方あるいは識者の方から私もお話を聞く機会がありまして、保護法案についてどう思うということで、特に特徴のあるお話をまず披露させていただきました。

1つは、政府が情報をどれだけ開示するのか、民主主義の成熟度を示すものが秘密保護法案であると、いわゆる民主主義の成熟度が示されるものだよという識者の話を聞きました。

それから、秘密の範囲が曖昧だと、それから都合の悪い部分、都合のいい部分だけを出すことにならないか。秘密の指定が官僚主義になり、法律が乱用される懸念がある。最後に識者の憲法12条による国民に保障する自由及び権利は、国民の普段の努力によってこれを保持しなければならない。秘密の範囲が不透明な法律をつくることは必要だとは思えないということを町民の方、識者の方から話を聞いてそれをまず冒頭に申し上げます。

私としましては、この法案についてはやはり拙速にすべく法案ではなく問題を抽出して、そして法律が今申し上げましたように、現実に合うかどうか、それを判断すべきであるということで申し上げてまいりました。そのあとすぐに福島から委員の方が東京に戻って、特別委員会を開いたそうです。開いた次の朝強行採決という形で、まったく私ども7人でしたが、7人すべて反対でした。それが私どもが述べた意見が修正協議あるいは修正文そういうものにも反映されないで、ただひととおりのパフォーマンスに終わってしまったということで、非常に残念に思っています。

そういうことで、恣意的に公聴会やられたのかなという感じがし、

非常に残念であったということであります。

これからの対応については、やはりもっともっとさらなる議論を深めるものであると思います。したがって、まず原点に戻ってそして新たなものを考えていくという考え方が私は道筋ではないかと考えております。ちょっと長くなりました。以上であります。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 区域再編ごとの計画があるかということのおただしに対してお答えいたします。

町の復興計画第一次においては、低線量地域の除染インフラ整備を行って復興拠点を整備したうえで順次居住エリアを拡大していくこととしておりますので、居住制限区域あるいは帰還困難区域の計画という形での作成はしておりません。

ただ、一次の計画の中では「ふるさとの再生」という項目の中でそれぞれインフラ整備であるとか、農地等の再編等含めてそういったところについての施策を設けて推進していくということにしてございます。

ただ、今般、与党から提案がありました今町長からお話ありました提言によりますと、これまで全域を除染して放射線量を下げて帰還させるという方針が180度転換されるような内容になっております。このことは、計画自体もそのことでもってすべての議論がされてきておりますので、そういったものがひっくり返ってしまうということで、町としては町民の分断をまねくおそれがあることから大変危機感をもっておりますし、それを持って町長も国のほうに要望していただいたという状況がございます。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 区域再編ごとの復興方針・計画等の中で、帰還困難区域の防犯、防災の警備体制についてご質問がございました。現状帰還困難区域の警備体制については、バリケード警備による立ち入り規制及び警察署、消防署など公的機関による警戒活動並びに町の委託業者による警戒活動により対応しているところでございます。

さらに現在、検問所付近に車両ナンバー認識型の防犯カメラの整備を進めているところでございまして、今後もしっかりした整備体制を構築していきたいと思っております。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 3番目の復興公営住宅の計画と住環境改善の部分の復興公営住宅の部分についてお答えいたします。

二本松市における計画変更と全体計画の今後の対応ということで

ございますが、二本松市における計画については行政報告でも申し上げましたとおり、油井字根柄山に復興公営住宅を整備することが決定されておりまして、今後は県が二本松市から用地取得、敷地の造成を経て、平成27年度の完成を目指して建築工事に入っていくこととなります。

なお、この場所だけでは必要戸数の確保が難しいということから、追加の候補地選定を二本松市に要請をしているところでございます。

次に仮の町以外の計画の現状と今後の対応ということでございますが、これも先ほどお答えしましたとおり、桑折町においては協定書に基づいた町営の公営住宅が進められております。桑折町営です。こちらの中身としては戸建てで木造2階建て25戸予定しております。平成26年度中の完成を目指しておりまして、今後入居条件等については協議していくことになろうかと思えます。

また、本宮市からは市営での復興公営住宅についての打診があったということでもあります。なお、応急仮設住宅のある福島市についても県に対して早急な復興公営住宅の整備を強く要望しているところでございます。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） それでは町総合医療センターの実施計画についてお答えを申し上げます。総合医療センター仮称でございますが、建設につきましては、10月末に基本設計の委託業務を発注したところでございます。現在二本松市内の復興公営住宅の建設に合わせ整備を進めているところでございます。計画どおり整備できるよう医師の確保も含め、現在全勢力を傾注しておりますが、早期着工、早期完成に向け、今後とも馬場議員はじめ議員皆様のご支援、ご協力を願うものでございます。

○議長（小黒敬三君） 生活支援課長。

○生活支援課長（佐藤良樹君） （2）仮設住宅の環境改善について。

①総点検の結果と今後の対応についてでございますが、仮設住宅の総点検につきましては、大幅に実施時期がずれ込みましたが、対象の28団地のうち、26団地については、点検業者及び期間が決定してございます。残り2団地につきましては、業者は決定し、期間は現在調整中でございます。いずれも年内完了の予定でございます。

今後の対応につきましては、点検が完了した団地から随時修繕等を実施していくことになります。町としましても、点検結果による改修、修繕等が適切に実施されているか状況を確認してまいります。

なお、8月末から実施しました町の単独の点検結果及び自治会長

からの要望等につきましても合わせて県のほうに要望しているところで、修繕等漏れのないよう今後も確認してまいります。

次に、（３）仮設借り上げ住宅の住み替えと契約終了の問題の対応についてでございますが、浪江町民の県内の借り上げ住宅の件数は約4,000件で、現在契約更新手続き中でございます。契約期間は平成26年4月1日から平成27年3月31日までの1年間です。ご指摘の貸し主から都合により更新しない旨、県から通知があった方につきましては、町から住み替えに関する諸内容を記載した文書を送付しておりまして、新たな借り上げ住宅の確保をお願いしているところでございますが、借り上げ住宅の確保が難しい方につきましては、仮設住宅の入居希望についても同時に案内しているところでございます。

再契約出来なかった理由につきましては、貸し主の物件売却であるとか、建替え等、貸し主の都合でございます。

なお、お話がありましたとおり、内閣府より、東日本大震災により建設した応急仮設住宅の空き住戸の活用についての通知がございまして、一定の要件があり対象が現に応急仮設住宅に入居している被災者となっておりますが、必要性につきましては自治体が判断するということになっておりますので、今後も柔軟に対応してまいります。

○議長（小黒敬三君） 教育長。

○教育長（畠山熙一郎君） 3番の子供が主人公の教育行政をどう進めるかというご質問にお答えいたします。まず、不登校や進路の悩みをかかえる子供に関するご質問にお答えいたします。

不登校の現状でございますが、まったく通学できない子供あるいはたまには登校できる子供などさまざまでございますが、12月初めの状況といたしまして、県外、県内の学校に籍をおく17名について把握してございます。これに対しまして、適応指導教室の開設あるいは比較的近くの場合は、学校関係者による家庭や学校の訪問、それが難しい場合は、兼務の教職員を通じたり、あるいは電話等での先方の学校や家庭への働きかけなどをしながら、状況の改善に努めているところでございます。中にはスクールソーシャルワーカー、役場の介護福祉課あるいは健康保険課の関係職員とともに、家庭の支援をしながら登校に結びつけようと取り組んでいるケースもございます。

進路の悩みについてでございますが、この11月に学校再開に関連して実施した調査の中で、高校進学について疑問や悩みが寄せられております。まずはこれらに丁寧に答えることで悩みの解消を図る

ことに努めます。

なお、高校受験につきましては、県内でも地区によって、あるいは県外になりますと、いろんな事情の違いが出てまいります。また来春以降の高校受験生は、浪江町での中学校生活の経験がないというもう一つの厳しい現実がございます。具体的な指導は個々の生徒の現状や、地域の進学事情に詳しい就学先の学校にお任せせざるを得ませんが、私たちは悩みの相談や、あるいはいろんな連絡などによりまして、励ましたり、あるいは役に立つ情報を届けるというようなことをする必要があるのでございますので、今後学校だよりや各種連絡の機会をとらえて活動してまいりたいと思っております。

2番目の中高一貫構想とあるべき姿に関連してでございますが、はじめに浪江町のあるべき教育の姿についてどのように議論を積み上げ、今後どのように進めようとしているのかというご質問にお答えいたします。

町のあるべき教育の姿につきましては、基本的に教育復興計画と浪江町の復興計画との整合をはかり、浪江町復興の道筋に沿って子供たち必要な実効性ある教育を実現する。このことが大切と考えてございます。平成23年8月浪江小学校と中学校の再開、現在取り組んでおります臨時休業中の学校再開を目指す取り組みもそのような考えのもとに、校長会あるいは教育委員会での話し合いを重ねて進めてまいりました。

ご指摘をいただいております町外コミュニティ構想に合わせた小中学校の新たなあり方につきましても、議論の積み上げがこれまででもございまして、その可能性を常に求めているところでございます。

現在の取り組みもまたそのための布石にできればいいかなと、そのように考えております。

次に、県教育委員会等への働きかけについてでございますが、全町避難以来、折りあるごとに必要な支援を要望してこれまでの学校再開あるいはこれからの再開に向けた教職員の兼務の配置など人事面を中心に県教委にいろんな要請をして今のところ好意的に受けとめ協力をしてもらっていると認識してございます。

なおこの後もいろんな課題が想定されますので、引き続きつながりをしっかりと保っていきたいと思います。

なお、教職配置と財政の両面でございますが、これは文科省のほうを対象となりますので、前例にとらわれない手厚く息の長い支援を機会あるごとに要望しているところでございます。

それから、子供や保護者、関係者の意見をどのように反映すべき

と考えているのかとのことについてでございますが、浪江町の復興ビジョンあるいは復興計画（一次）の策定の段階では関連するアンケートとか、あるいは策定委員の方々のご意見が大変私どもには有意義なものでございました。その後は、町や教育委員会がかかわる子供たちや保護者の再会の集いの折りに懇談会も催しておりましたので、そういったところでのご意見あるいは各小中学校の校長が教職員や保護者の方々からいただいた情報や意見などを中心に対応してきたところでございます。

なお、子供や保護者、関係者のご意見等を反映させることは今後ますます重要になりますので、現在子供の教育や学校のあり方などについて、保護者の方々と話し合う機会を設けたいと思って今考えているところでございます。このような機会を今後活用していきたいと思ってございます。

最後に、学力テスト結果公表についてのご質問でございますが、先ほどお話がございましたように、これまでよりも学習調査などの結果の公表については、公表を進める方向に傾きつつあるように私も懸念をしております。

しかしながら、学力や学習状況から教育施策の成果と課題を検証してその改善に生かしたり、あるいは学校での教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てとする調査の目的は一貫してございます。

また、調査によって測定できるのは、学力の特定の一部で学校の教育活動の一側面に過ぎず、数字が一人歩きすることでの序列化や、あるいは過度な競争に繋がらないように十分配慮するということの必要性は従来と何ら変わってございません。

したがって、結果公表についての考えは従来と考えることはなく、結果を公表すべきとの考えに至っておりません。新しい要綱では、県教育委員会が市町村教育委員会の同意を得た場合はとそういうしやりがございしますので、もしそういうことになりましたらば、今のような形で対応したいと思ってございます。

○議長（小黑敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） 高齢者福祉介護保険について、（１）功労賞の訪問介護、通所介護の切り捨て方針の撤回をまとめるべきとのご質問にお答えいたします。

介護は専門的サービスの提供が基本です。企業運営の効率化のための軽度移管は、切り捨てに繋がると同時に市町村、地域間格差が生じ、サービス低下と従前より、介護を必要とする人が増える可能性があります。

したがって、国、県の今後の動向を見極めながら、強く現在

の制度の維持をもとめていきたいと考えております。

(2) 長期避難と切れ目ない高齢者支援の強化の対応はのご質問にお答えいたします。町地域保護支援センターを中心として、現在、社会福祉協議会、支援業者が一体となり、実態調査をしながら専門的なサービスが受けられるように事業を展開しております。

また、高齢者の自立した生活支援のために、要援護者等の情報共有台帳を現在整備しております。それをもとにしまして、関係各機関と連携し、見守りを中心に生活支援サービスの多様な提供、介護及び予防のための健康体操、生きがいを増進する交流会等を一層強力で推進してまいります。

また、さらに地域包括支援センターの組織を強化し、相談業務の強化、サービス提供の安定化、継続化を図ります。

○議長（小黑敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 質問の大きな1番の(2)、⑤の現在無償である仮設住宅の賃貸料、医療費等の一定期間後の設定の部分についてお答えいたします。

このこと自体、この前の提言の中で特に「転居の環境が整った段階」という言葉がございますが、例えば応急仮設住宅から復興公営住宅への転居を示すものとなりますと、その場合は当然避難指示解除ではなく、避難生活が続いている状況もあるということでもありますので、早期に避難生活が終えたこととはならないと考えております。帰還を促進するために、仮設住宅に賃貸料を設定するか、医療費等負担を課すということにつきましては、本来、国がやるべき被災者に寄り添った施策と到底いえないということから、無料継続は強く求めてまいります。

○議長（小黑敬三君） 以上、答弁終わりました。

復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） いまその部分をお答えしたのですが、つまり無料を求めていきますということでございます。

○議長（小黑敬三君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 資料配付。

○議長（小黑敬三君） 資料配付のため暫時休議いたします。

(午後 4時20分)

○議長（小黑敬三君） 再開いたします。

(午後 4時21分)

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 1から5まですべて再質問入れられるかどうかは時間との勝負ではありますが、不足の分については再々のほうにまわしたいと、すべて1回目の答弁で了としたものではないということ前置きして入りたいと思います。

特定秘密保護法、国会の公聴会、意見陳述ご苦労様でした。町長としては必要だと思わないということですから、考えて方はこの法律の問題、それに対する考え方は共通認識をもつことができたと思います。

一言だけお尋ねいたします。これは今日の各新聞ですが、たまたま私がもっているのは、共同通信者の世論調査です。特定秘密法、修正あるいは廃止を求める声が世論調査の結果82%、いままでは安倍政権は、アベノミクスのトップに載って、支持率急上昇続けてきたわけですが、高い支持率を続けてきたわけですが、一挙に10%下がると、50%割れという状況が明らかにされております。そこで町長にこの世論をどうお考えになるか。必要がないというのだから、修正廃止のところに重なるとは思っただけけれども、廃止という方向も含めて町長の見解を世論との関係でお聞きをしておきたいと思います。

それから、1つ目の問題から順次質問をいたします。復興まちづくり計画との関係で、計画検討委員会のほうでいろんな案を出すというのはそれはそれで必要だと思います。

私は、ここで取り上げたのは、その直後に避難指示準備解除区域は、平成29年4月1日に避難指示を解除したいと町長はインタビューに答えているんです。そこで前提がかわってきているということで、修正の幅は残しているわけですが、直後に避難指示解除の時期を明示したと、とするならば町民としては本当に帰れるのかと、帰れるだけの生活環境の整備、具体的見通しはあるのかと、今不安であるだけに、すぎる気持ちと一方では「どうなんだべ」という、非常に揺れていという事なので、改めて平成29年4月1日避難指示解除の見通しに対して再度問いたい。私が言っているのは、他の議員からも出たけれども、医療介護、あるいは産業、雇用も含めて戻って生活ができる条件、その具体的計画が俎上にのってきているのか、今後検討するというのであればそれはそれでそう答えてもらえばいいですが、そのところ解除時期をはっきりと示したことだけに、そのところは町民に我々も説明する責任があるということでお答えください。

お答えがなかったのは、避難指示解除準備区域にもさまざまな理由

から半壊、全壊あるいは汚染家屋があると、解除するということであれば解体処理の問題も出てくると。こういうことも含めてどうなっているのですかと、お聞きしたわけです。

それから賠償の打ち切りについては、１年で打ち切るということについては同意できないということですから、その立場でさまざまな角度から町民の声を結集して、考え方を変えるために頑張っていたきたいと思います。

そこで、双葉８カ町村には温度差はあるけれども、帰還困難区域の問題も賠償のことで、いろいろ出てきていますので、共通する課題で関係町村と協議をする。その立場で８カ町村一本にまとめてというのはなかなか難しいと思いますから、共通する課題で南なら南で、南と共通できる部分は何か。北なら北と共通できる部分は何かということを考えて、いわゆる共通点で共同、行動をとるということが必要ではないかと。議会は議会としてもいろいろ知恵を尽くしていきたいと思っております。そういう考えがあるかどうか。

それから、解除帰還を平成29年４月１日と示したこととの関係で、その他の区域についてそういう計画あるのかと、復興住宅の問題や除染も含めてあるのかと聞いたが、担当課長は「ない」と言う答えでした。そこで、「ない」ということだけで済まされては困るので、我々は。少なくとも居住制限区域、帰還困難区域に共通する問題として指摘したのは、山林を含む除染の徹底をどうするんだと。もちろん整備の問題はどうするんだと、農地の維持管理をどうするんだと。住宅周辺の維持管理をどうするんだと、公道の管理、草刈りも含めてどうするんだと。鳥獣駆除、あるいは災害が発生したときに、人的、物的制約はあると思うのだけれども、やはり居住制限区域については、立ち入り自由なわけだから、災害復旧はスピーディにやるということも必要ではないか。そういうことも含めて、全く避難指示準備解除と同じようなものでなくとも、具体的に考えられる、あるいは具体的に対処していかなければならない問題について、それはそれとして検討していく必要があるのではないかと一歩踏み込んで提起しているわけです。そういうふうにしないと、私もそうなのですが、みんなそうなのですが、家に帰るとほんとにやりきれないんです。一般質問で涙こぼしては駄目だな、毅然として。だからいつか帰りたいそういう思いはあるわけだから、その町民の願いに答える行政の責任があると、ということをしつかりと受けとめて居住制限区域では何をやると、帰還困難区域では何をやるということを具体的に検討すべきだと、そうでなければほかの議員からも出たけれど、帰還困難区域は消滅してしまうのではないかという

ことです。そうならないようにお願いをいたします。お答えをいただきたい。

それから、復興加速化本部の第三次提言、前向きの部分もあるのだけれども、私は5点に絞ってこれはどうなんだということを提起しました。町は5点に渡って意見をまとめて要望したということですから、もし今間に合うとすれば、町が要望した要望書我々議会に配付していただきたい。議長お願いします。

○議長（小黒敬三君） 事前要求。

○16番（馬場 績君） 事前ではない、やりとりの流れだから。県にこのことについて5点要望したというわけですから、議長が認めないというならそれはそれでいいよ。私は提出を求めている。

それから、医療無料の問題、これは無料化を求めるということだけれども、⑤に書いた仮設住宅の賃貸料や医療費等の一定期間の設定、要するに有料化を検討するということです。我々、浪江町議会で11月6日に議員に要望しました。そのときに共産党の議員は、その次に質問しました。そうしたら来年度の医療無料化については要望していないのです、政府は。厚労省はということなので、どうするか。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えいたします。まず特定秘密保護法案についてですが、やはり法案成立いたしました、やはり一旦撤廃といいますか、そういうものをすべきではないかと思っています。国会のルールとしてどうなのかそれはわかりませんが、撤廃すべきである。もしくはどんどん修正をして施行するまでのこれから1年間あるという話を聞いていますので、修正に修正を重ねた文言にしていくかということだと考えています。

それから、2つ目の解除見込みの関係で、平成29年4月1日、これは第一次復興計画にありますように、いわゆる解除見込みの想定です。それをマスコミがおかしくしてしまうんです。そのあとに必ず書いてあるのですが、解除をする場合には、インフラの復旧、それから原発事故の状況そういうものが前提ですよということなのですが、それが小さく書かれるものですから、先走ってしまうところがあるんです。そこで平成25年3月7日にインフラの復旧や除染の見通しを検討した結果として、避難指示解除準備区域、そして居住制限区域については発災から5年とする旨の通知を受けたわけです、国のほうから。その通知に附帯決議というものを出しているんです。その一つは、解除見込み時期の決定をもって、避難指示が解除されるものではないということを附帯事項として付けています。

それから2つ目に避難指示の解除は、電気、ガス、上下水道、使用交通網、通信など日常生活に必要なインフラや医療介護、郵便などの生活関連サービスが概ね復旧して、こども生活環境を中心とする除染が十分進捗した段階で町、住民と十分な協議を踏まえて決定するというのが2つ目です。

それから、3つ目に解除見込み時期を決定した場合でも、決定内容の見直しは可能であり、日常生活に必要なインフラや生活関連サービスの復旧、除染作業の毎年度の進捗状況等を踏まえて、町と協議することということの附帯事項をつけているんです。

したがって、平成29年までの解除の見込みまでとにかく今言ったインフラあるいは生活基盤の整備そういうものは、やっていきますが、なかなかなんといいますか、具体的に先ほども質問がありましたが、明確なものが出せないということを一とつご理解いただきたいと思います。

それから、3つ目の双葉郡の共通する課題について、これは沢山あります。いろんな今南の町村は復旧、復旧でどんどん作業員が入ったり、商店街が戻ってやっています。ただ私ども北のほうは富岡以北は全然復旧のふも始まっていない。したがって温度差があります。ただ、共通する課題としては国道6号線です。あれが通過するようにできていかないとだめなんです。今は通っていますが、あそこの区域の中で、放射線量が高い所があるんです。これは震災から政府のほうに申し入れていたのですが、遮蔽化をしてそしてトンネル化したらどうかということをやっていたのですが、まだぜんぜんそういう問題も決着ついていません。さらには常磐線の問題、JRの。これもやはりこれから人が戻ってきて、生活する場が出た場合に、公共の足が必要ですので、常磐線の復旧、そして高速道路、高速道路も私の浪江の部分から北のほうには目標が完成時が出てきましたが、南についてはできていないんです。要するに放射線量が高いということと、それから若干、工事が遅れていた面もあったんです。双葉と大熊町の間、そこの道路の完備ができていないという状況なものですから、そういうものを一つの線にしていけないと、なんと言いますか、我々の復旧・復興の足かせになってくるという問題になります。先ほど中高一貫教育のおたかしもありました。その学校の問題ももちろんあります。それから除染については山林の問題、これは双葉郡全地域、山林をかかえていますので、山林の除染をどうしていくのかというものも共通課題であると思います。ということで、これから双葉郡8カ町村が一体となって、共有する部分は押し進めていかなくてはならないと考えております。

それから、あとは復興推進課長に説明させます。よろしくお願いします。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） それではお答えいたします。各再編区域ごとの計画を当然持つべきだろうというお話でございます。今町長からもありましたとおり、低線量地区の計画づくりにしても今課題があつてなかなか進まないという状況でございます。

特に、居住制限、それから帰還困難については、除染の関係が進みませんと実際のところ入れないという状況でございます。インフラ整備、道路の整備等につきましても、そういったことで進められない状況でございます。そういったことがありますので、施策ごとにはそれぞれ今検討しておりますが、それぞれの区域ごとの計画という形ではまだまとまっておりますので、ご了承いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 健康保険課長。

○健康保険課長（紺野則夫君） 医療費無料化の継続でございますが、これは厚労省の予算にのっていないと、馬場議員の指摘のとおりでございます。医療費無料化の継続につきましては、国保については復興庁の予算に掲示をしている状況でありまして、来年も継続されと考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 今健康保険課長の答弁からなのですが、医療費無料化等の概算要求は、厚労省ではなく復興庁予算、ああそうですか、それは認識不足でした。ただ、きちっと復興庁であれなんでしょう、医療介護の無料継続は、絶対的条件ですよ、やはり。断固継続するということです。ということで町長、いくつか国道6号線だとか、常磐線だとか、一貫校の問題とか山林除染の問題だとか、共通点でやっていきたいという話はあったのですが、暮らしにかかわる命にかかわる、ハードの問題はハードの問題でいいのですが、同時に命、暮らしにかかわる問題でも被災者に寄り添うということは私はそういうことだと思うのです。そのことも含めて共通テーマを整理して、二人三脚を含め打開を図るというふうに。補佐役のお二人の副町長も有能な担当課長もしっかりがんばって下さい。そういう方向で取り組むかどうか。それからあと、質問の順序は逆になりますが、区域再編に伴う附帯事項があつて、解除見込みについては実際の解除ではないとか、解除決定したあとも解除見直しは可能だという3点があるということですから、それはそれで幅のあるというか柔軟な対応ができるということです。そこで私は非常に今後の取

り組みとして大事なものは、第三次提言がはっきりいうと、関係省庁とのリンク、場合によっては官僚作文が盛り込まれているのではないかと、20ミリシーベルトまでは健康に影響がないとかというのは、ICRPの見解と今回の三次提言は本当に重なるわけですから、したがって、町独自で政府に5点の要望をしたということだけれども、これも含めて、5点でいいかどうかも含めて第三次提言にどう被災自治体がスクラムを組んで見直しをせまるかと、こういう政治的な取り組みも必要だと思います。そういう方向で共同行動されるかどうかお答えください。

区域再編ごとの話で計画はないということになったわけだけれども、これは具体的に私が問題指摘したわけだから、少なくともそれも含めて居住制限困難区域についてどういう問題があるか。このことについて町は復興計画との関係でどういう取り組みをすべきか、その検討をぜひやってください。それをやるか、やらないか。

それから、防犯パトロールの問題についても、警察、消防、委託業者で警備やっているというけれども、私は飯舘村や川俣町でやっているような、国の制度、予算を使って公的な立場で帰還困難区域のパトロールを実施すべきだと思う。実際盗難の問題もおきているわけだし、具体的にいうと民間保険で建物火災が継続しているところもあるのかどうかわかりませんが、農協の建物構成については、全損扱いされた時点で契約解消なのです。

したがって、向こうに残してきている住居、家屋、財産について極めて保全の担保がないということなので、パトロール体制は、ぜひ早い時期に公的な立場で実施すると。方法があるわけだから、ぜひそういう方向で検討してもらいたい。

それから、復興住宅の問題、復興住宅については行政報告の中身を整理してみたら、二本松市、いわき市、南相馬市で538戸なんです。二本松市、いわき市、南相馬市で意向調査の結果で希望している戸数は1,358戸、もちろんそれ以外にも希望しているわけですが、それぞれの市町村で計画している戸数と、希望戸数が足りない。浪江町は全体として3,100戸という計画を県に申し入れたわけだから、それとの関係でやはり住宅の問題一日も早く仮設から脱却したいという人がいるわけです。どうしようもなく町からのデータによれば、もう既に県内各地に257世帯が新たに家を求めていると、そういう状況もあるわけでしょう。それはそれでいろんな判断があるからいいけど、町は町民の人権を守る。人権を守る大前提としては、仮設住宅から一日も早く抜け出せるそういう住環境整備するということです。行政報告についても、本当に浪江町の分とし

て、できるのかどうかという問題もありますから、復興住宅の早期着工、早期建設、全体計画の底上げをどうするか。これは町長も本当に忙しいというのもわかっているのですが、県が動かないとすれば、東京に泊まってでもぜひ具体的な回答を引き出してもらいたい。これでいいのですか。震災関連死が309名だから今日の行政報告で。今なお続いているわけでしょ。命を削っているわけです。住居の問題だけではないけれども、仮設では死にたくない。どこに言ってもそういう声があるわけですから、復興住宅建設、着工、完成、促進のための町長の今後の進め方についてお聞きをしたい。そのうえで担当課長のほうからあれば、答弁してもらいたい。

あと、借り上げの住み替えなのですが、実は南相馬市では、37戸の契約更新ができないという返事が来たそうです。浪江町は先ほど申し上げたように33戸ですから、借上げ全体戸数がどうだかわかりませんが、浪江町が33戸、南相馬市が37戸、はっきりいって極めて多いということです。私はここの部分は調べていないけれど、南相馬市でこういう事例があったそうです。家賃の値上げをしてくれと、大家から求められた。市に要望した。市は県に相談した。そしたら今3万円とか4万円で借りているわけなので、引き続きそこに入る場合家賃の値上げが認められない。したがって更新できないという、極めて矛盾した話。では私の代わりに佐々木議員が入った場合、新しく入居するわけだから、この人は新規契約で借り上げ認めざるを得ないわけでしょう。6万円だと言えば6万円、県は払わなくてはならないわけです。だから33戸の中身、わかっているなら今回答してください。そのうえでどう対処するかお答えをいただきたい。

11月21日の朝日新聞の資料配付しました。要するにモデル地区追跡調査なんです。ここに浪江町津島の分があります。12.10だったものが4.19、モデル除染やったところでも、この程度しか下がらないという見方がひとつあると思う。あと今ひとつは本格除染、飯舘村と川内村のことが書かれてあります。本格除染をやって黒く塗られているところは7.65が1.32ということで、いわゆる本格除染をやったところではそれなりの効果があるということ。なぜこの資料を配ったかという、三次提言でもあるいは環境省も既に言っていることだけれども、再除染はやらないという方向でやっているわけです。しかし、再除染やればあるいはやらなければならない。再除染をやれば効果がある。このことを強く求めるべきだと。お答えください。

○議長（小黒敬三君）　ここで時間の関係で延刻を宣言しておきます。町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問にお答えいたします。

まず、双葉郡の８カ町村で共有する課題をまとめながら命と暮らしを守るような側面から、ひとつ一緒にやっていただきということのご要望わかりましたので、それはそれなりにやっていきたいと思っています。

それから、第三次提言もこれもやはり被災自治体とタッグを組みながらやっていかないとのみ込まれてしまうというおそれもあると思いますので、ぜひこれもやっていきたいと思います。

ただ、条件が各自治体によって違うんです。それは共通したものを取り出してやっていくと思っております。

それから、復興公営住宅の促進の件であります、福島県の担当の局長が大変一生懸命な方で、我々の無理を何とか聞いていただいて、今鋭意努力していただいております。ただ問題は避難先の自治体のほうと用地選定とかいろいろな問題がクリアできない。そして民有地が相手になってきますので、その辺の買収の問題が暗礁に乗り上げているところもあります。しかしやはり、そこがだめならば別な場所という形で福島県の復興関係の局長と互いに一生懸命、一日も早くできるようにやっていきたいとこのように考えております。

あとは、再除染の件で先日環境省のほうで、井上副大臣が来ました。そういう大臣が来たときに環境省の職員も来ていますので、やはり再除染はやらないのかということで、やらないとは言っていないです。ただ、やるとも言っていない。そういう曖昧なところがありますので、これはきちっと再除染はやっていただく、再除染よりもまず山林の除染もすべてやると、全除染やるということがまず第一だと思うのです。

そして再除染で新たに低く提言していくという、そういうことが必要だと思いますので、とにかく再除染についてももっともっと強く要請してまいりたいと考えています。

○議長（小黒敬三君） 復興推進課長。

○復興推進課長（宮口勝美君） 先ほど出ています居住制限区域、帰還困難区域ごとの共通する課題についての整理の部分でございますが、今馬場議員からご指摘いただきました内容につきましても検討している部分もございますので、改めて計画づくりとまではいかないまでも、課題の抽出とそれに対応ができるかどうかこれからやっていきたいと思っています。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 高線量エリアのパトロールのあり方ということで、避難指示区域内の他市町村の状況も参考としながら、

適切な放射線防護がとれるかどうかも含めて検討してまいります。

○16番（馬場 績君） これで16番、馬場績君の一般質問を終わります。
ありがとうございました。

○議長（小黒敬三君） 以上で、16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎延会について

○議長（小黒敬三君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

◎延会の宣告

○議長（小黒敬三君） よって、本日はこれをもって延会とすることに決定いたしました。

明日は、午前9時から本会議を開きますのでご参集願います。

（午後 4時55分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成 2 5 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程 (第 2 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日 (水曜日) 午前 9 時開議

日程第 1	一般質問	
日程第 2	議案第 6 3 号	延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第 3	議案第 6 4 号	浪江町公共下水道事業基金条例の制定について
日程第 4	議案第 6 5 号	浪江町農業集落排水事業基金条例の制定について
日程第 5	議案第 6 6 号	浪江町災害危険区域に関する条例の制定について
日程第 6	議案第 6 7 号	浪江町税条例の一部改正について
日程第 7	議案第 6 8 号	浪江町税特別措置条例の一部改正について
日程第 8	議案第 6 9 号	浪江町国民健康保険税条例の一部改正について
日程第 9	議案第 7 0 号	平成 2 5 年度浪江町一般会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 0	議案第 7 1 号	平成 2 5 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 1	議案第 7 2 号	平成 2 5 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 2	議案第 7 3 号	平成 2 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 3	議案第 7 4 号	平成 2 5 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 4	議案第 7 5 号	平成 2 5 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)
日程第 1 5	議案第 7 6 号	平成 2 5 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)
日程第 1 6	議案第 7 7 号	平成 2 5 年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 3 号)
日程第 1 7	同意第 8 号	教育委員会委員の任命について
日程第 1 8	報告第 2 号	財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告について

出席議員（１６名）

１番	渡 邊 泰 彦 君	２番	佐々木 勇 治 君
３番	鈴 木 幸 治 君	４番	小 黒 敬 三 君
５番	平 本 佳 司 君	６番	松 田 孝 司 君
７番	山 崎 博 文 君	８番	若 月 芳 則 君
９番	佐々木 恵 寿 君	１０番	山 本 幸一郎 君
１１番	泉 田 重 章 君	１２番	佐 藤 文 子 君
１３番	紺 野 榮 重 君	１４番	吉 田 数 博 君
１５番	三 瓶 宝 次 君	１６番	馬 場 績 君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	副 町 長
馬 場 有 君	檜 野 照 行 君
副 町 長	教 育 長
渡 邊 文 星 君	畠 山 熙一郎 君
代 表 監 査 委 員	総 務 課 長
山 内 清 隆 君	谷 田 謙 一 君
復興再生事務所長	復興推進課長
兼 婦 町 準 備 室 長	
山 本 邦 一 君	宮 口 勝 美 君
町 民 税 務 課 長	産業・賠償対策課長
高 倉 敏 勝 君	大 浦 泰 夫 君
ふるさと再生課長	復 旧 事 業 課 長
岩 野 寿 長 君	中 田 喜 久 君
健康保険課長兼 津島支所長兼 仮設津島診療所事務長	介 護 福 祉 課 長
紺 野 則 夫 君	佐 藤 尚 弘 君
生 活 支 援 課 長	会 計 管 理 者
	兼 出 納 室 長
佐 藤 良 樹 君	吉 田 公 明 君
教 育 委 員 会 教 育 次 長	
鈴 木 敏 雄 君	

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	次 長
岩 野 善 一	清 水 佳 宗

書

記

中 野 夕 華 子

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） おはようございます。ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（小黒敬三君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

◇鈴木幸治君

○議長（小黒敬三君） 3番、鈴木幸治君の質問を許可します。
3番。

〔3番 鈴木幸治君登壇〕

○3番（鈴木幸治君） おはようございます。3番、鈴木幸治。議長より、許可をいただきましたので、通告した一般質問を一問一答方式により行いたいと思います。

最初に、議長よりの許可、そして町長の承諾を得たいと思います。通告の4番目にある一般質問へのということを最初に質問したいと思いますが、そのご了解をお願いしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 許可いたします。

○3番（鈴木幸治君） ありがとうございます。

それでは、一般質問に対する町長の答弁について伺います。一般質問では、内容として、町長答弁の認識を伺う予定でありました。しかし、昨日の答弁スタイルを見て、聞いて、議会らしいやりとりだったなと思います。今後も町長の積極的な答弁をお願いしたいと思います。

ちなみに、町長答弁が14回、課長答弁が41回、そして教育長答弁が1回という経過でありました。答弁は回数ではないとは十分承知をしております。町長が答弁する内容の時は、町長が答弁するとやっぱり場が締まります。私達新人は、責任と覚悟をもって質問をしています。もし、質問してだめだと言われたらどうしようかと、そういう恐怖さえ覚えながら一般質問をしています。したがって、町長も責任ある言葉で返して欲しいというのが希望であります。

町長、今後もきのうのような一般質問に対する答弁を期待してよろしいか伺います。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

町の重要な政策判断に関わる質問とか、大局的な見地から判断すべきなどの質問に対しては、議員に丁寧に答弁を申し上げていきたいと考えております。今、鈴木議員がおっしゃったように、議員の皆さん本当に被災地、被災者の気持ちを、思いを皆さん質問にぶつけてまいっております。私もこの質問に答えて、丁寧に今後とも答弁をするということですのでよろしくご理解いただきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 3 番。

○3 番（鈴木幸治君） ありがとうございます。

それでは最初の通告に従いまして、初めに、国への要望等について伺います。10月8日、浪江町議会として国の関係省庁に、復興にかかわる要望をしてまいりました。当然私は初めてのことであります。そこで感じたのは、大きな失望感です。国は、原発事故をまるで人ごとのように考えているんだなと愕然としました。避難者の声を本気で受け止める気があるのかどうか。全く誠意が感じられません。後半あたりからは、被害者がなんで頭を下げてお願いしなくてはならないのか。怒りさえ覚えました。正直なところ10月8日まで言葉は大変悪いんですけれども、町長はもう少し気合いを入れろ、町長の尻を叩けば少しは何とかなると思っていました。でも、10月8日、町長のジレンマというか心中がわかったような気がします。

そこで、町長にお伺いします。町長も発災以来、国に対して多くの要望書を出し、そして厳しい意見を言ってきました。これまでの要望書に対する国の取り組み姿勢を町長はどう評価しているか伺います。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

まさに鈴木議員と同じで、本当に要望等に対して誠意のない態度、そして回答も全く我々被災者の身になっていない回答が非常に多いということであります。これまで、国、県などにさまざまな要望等を行ってまいりました。要望等についてはいろいろとございましたけれども、やはり我々被災地、被災者の身になっていない回答が非常に多い。ある程度緩和された事項もあります。しかしながら、全く私どもの要望について、全面的に回答しているかというところではないという感じを持っています。

したがって、我々の思いというものをさらにぶつけて、そして要

望を満たしていただくよう、これからも尽力してまいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 3 番。

○3 番（鈴木幸治君） まさしく我々16人で行った議員の思いも、今の町長と同じだったのかなと思います。

もう2年9カ月、そしてあと3カ月で3年を迎えますけれども、あまり良い評価をしていないと受け取りました。そこで、浪江町は、今後、そういう誠意のない国に対して、どのような姿勢で臨むべきか。町長に、その思いを少しだけでもいいですから、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

町の方針としては、やはり除染の問題、それから賠償の問題、そして健康管理、特に医療費の減免化、さらには私ども低線量の被ばくを受けていますので、いわゆる私ども被災者の健康管理を大切にしていくという3つの視点で、これからも国に対して要望してまいります。

今除染の問題については、これから一部ですけれども、本格的除染が開始されるということで、いずれにしても高線量の地域に対しても除染を全面的にやっていくということを要望してまいりたいと思います。

それから、賠償の問題です。これは賠償に格差を設けてはならないということで一律賠償を求めてまいります。

それから、健康管理についても、昨日質問にありましたように、医療費の減免については無料化を廃止するような提言分もなされました。そういうものについても、我々の置かれている立場をきっちり考え方を示して、そしてその要望を強めていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 3 番。

○3 番（鈴木幸治君） よろしくお願ひしたいと思います。3年を迎えるにあたり、浪江町として、また双葉郡として国に向けての何らかのアクションを起こすというような必要性もあるかと思います。

原発事故の本当の姿を見せるためにも、その一つの手段として、双葉郡全体の住民運動的なものが必要かと思います。それを検討する価値があるかどうか、町長の考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） この双葉郡全体の私どもの原発被害者の怒り、そして苦しさ、悲しみ、そういうものを全体で共有して、いろんな

形で国に対してわかってもらうようにこれまでやってまいりました。8カ町村長の中でも、そういうような運動をしようという話があったけれども、ただ、今、一昨年、いわき市で大会を開催いたしましたけれども、その後、皆さんから我々の思いというものを示さなくてはだめだというような声でいろいろと協議をしてみました。

しかしながら、いろんな各町村の事情があつてなかなか実現にいたっていないということでもあります。したがって、今後もうこういうような形で、とにかく我々の考え方、思いを全体でとにかく示していこうという考え方で検討するということになっていきますので、実現に向けて皆さん方の理解をいただくよう頑張ってみようと思います。

○議長（小黑敬三君） 3番。

○3番（鈴木幸治君） ぜひそれが実現できるようにお願いしたいと思います。町民は、バスさえ用意してもらえれば幾らでも行きます。お金も出します。そういうような町民がいっぱいいますので、我々双葉郡の力を、意地を見せてやりたいと思っていますので、よろしくお願いしたいと思います。

次に、政府与党への提言については、きのうの行政報告並びに16番、馬場議員に対する町長の答弁で了解したいと思います。

しかし、同じ穴のむじなの相談事なので、今後もより一層の警戒と強い姿勢での対応をお願いしたいと思います。

次に、津波による流失地帯の支援について伺います。津波災害区域の世帯は、財物賠償や建物賠償において、他の区域と大きな差が生じています。

町長に伺います。町長は、請戸・中浜・両竹地区、そして南棚塩・荒井地区については、津波で流されたのだから、賠償に差があっても仕方がないと思っていますか。それとも、何らかの支援が必要だと考えていますか。伺います。

○議長（小黑敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 若干財物賠償、建物賠償についてのこれまでの経過をちょっと報告させていただきますけれども、国や東電では、財物賠償については土地のみとしております。建物や家財については賠償しない当初は方針でありましたが、本町が流失した家財も原発事故による避難がなければ、ある程度回収することが可能であったと主張することによって、満額ではありませんけれども、帰還困難区域の賠償額の20%を賠償するという回答を得た経過がございます。それを今、鈴木議員が質問がありましたように、賠償に差があ

るということは事実でありますけれども、今後とも何らかの支援策があるかどうか検討するようなことを考えていきたいと思っています。

○議長（小黒敬三君） 3 番。

○3 番（鈴木幸治君） 流失世帯の財物賠償については、町が、役場の職員の皆さんがゼロ回答という東電の回答を本当に一つ一つの交渉の積み重ねによって20%まで上げてもらいました。この点につきましては、本当に請戸地区はじめ流失地域世帯の皆さんは本当に感謝していると思っております。町長は、財物賠償で流失世帯と他の区域ではどのくらいの金額の差があると記憶の中で結構ですから、もしあればその金額についてお答え願いたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 私の記憶では400万円から500万円ぐらいの差かなと思っております。

○議長（小黒敬三君） 3 番。

○3 番（鈴木幸治君） まさしくそのぐらいの金額であります。ここで、財物賠償の例を少しだけ挙げさせてもらいます。いろいろな例はありますけれども、大人4人の場合での計算をさせてもらいます。制限区域及び解除区域については、財物賠償大人4人で535万円という数字になります。困難区域については655万円という金額になります。

一方、津波で流された世帯については困難区域の20%ということで、131万円で止まります。その差は今町長が答弁なさったように404万円。これは同じ準備区域での差であります。家がないのと家がある。その差で404万円の差が出ます。困難区域については524万円の差になります。町長、この差をどう思いますか。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 賠償の問題について、いわゆる格差を設けてはならないという姿勢でまいりましたので、この格差は非常に大きい差であると思いますので、何らかの支援策ができるかどうか今も答弁申し上げましたけれども、なんとか支援策がないのかどうか考えていきたい、検討していきたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 3 番。

○3 番（鈴木幸治君） その町長の前向きな考えを、ぜひ結果として出していいただければと思います。

その差だけを申し上げますと、なんだあなた達、津波で流されたんではないかというような人も中には、町民全体の中ですからいるかと思っています。そこでだんだん差し引いた金額を今から申し上げま

す。その404万円の差の中から、町からの見舞金30万円、国からの見舞金100万円、そして住宅等を取得した場合の国からの助成金が200万円、この330万円をひいても困難区域との差が194万円になります。同じ解除準備区域の中でも74万円の差が出ます。以上のことを踏まえて町長に伺います。

先日、報道がありました。大熊町の独自の賠償補填をどう受け止めましたか。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 大熊町の独自の賠償補填でありますけれども、これは新聞報道によって認識をいたしました。やはりこれまでの立地町の財源の豊かさがあるからそういうふうに困った方々に還元しているのかという感じを持ちました。そういうことで、大熊町の独自の賠償補填については、いろいろと研究するところがあると思っています。

○議長（小黒敬三君） 3番。

○3番（鈴木幸治君） 確かに浪江町と大熊町ではお金の持ち具合が全く違います。浪江町の財調は約14億円と記憶しております。ところが大熊町の財調になると本当か嘘かわかりませんが、200億から300億円というような財調の金額であります。その200億円以上ある財調から大熊町で流失された三十数軒の世帯に100%補填しても、そんな金額ではありません。ただ、浪江町は約600軒の流失世帯があります。そこに100万円ずつくれというような話は私も無理だと考えています。

しかしながら、先ほどから町長が答弁するように、何らかの支援をしたいと、してあげたいという気持ちがあるというならば、その74万円までの差を超えてまでしてくれというような私は要求はできません。その同じ準備区域でなんにもない津波で流された地域と、請戸橋から西側を見ると、同じ準備区域でも家が建っている。その差がこれほどまでに差がつくわけですから、なんとか町長、その流された、そして亡くなった人達の御霊に捧げる意味においても、少しの検討の余地をお願いしたいと思っています。町長の英断を待っている人はたくさんいます。もう一度、津波災害地に足を運んでいただいて、現状を見ていただいて、町長の男気を見せていただきたいと思います。

そして、浪江町へ帰る勇気を与えてください。金額の多い、低いではありません。浪江町でできる範囲内の金銭的な支援というものをもう一度伺います。例え、悪い結果が出たとしてもテーブルに載せていただけませんか、町長。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

町の独自補填対策については、今後精査をして今鈴木議員が質問されましたように、どういうふうに支援策があるのか。いろんな角度から精査をしてテーブルの上に載せていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 3 番。

○3 番（鈴木幸治君） 先ほど私が金額で申しましたけれども、同じ解除準備区域の中でそれ以上出してくれというようなことはいいません。そして津波災害地区の方々も、そんな欲張りなことは思っていないと思います。ですから、財調という言葉は私は使わせてもらいますけれども、そのお金を有意義に、津波に流された人だけではなくて、地震によって倒壊した人達、そういう人達についても、ぜひ温かい手を差し伸べていただきたいと思います。我々という大変私の後ろにいる先輩方の議員さんに対して失礼ですけれども、私も請戸から出ているから請戸のことを一般質問するものではありません。浪江町議会議員として質問をさせてもらっています。私の後ろにいる方々も棚塩地区、そして荒井地区、請戸、中浜、両竹、票いっぱいもらっていますよ。ですから、浪江の町のほうから支援に対する補正予算が出ても反対する人なんて誰もいませんよ。ぜひ町長の腹の中を大きい男気を見せていただきたいと思いますをお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（小黒敬三君） 以上で、3 番、鈴木幸治君の一般質問を終わります。

通告を受けた一般質問は全て終了しました。

以上で一般質問を終わります。

◎議案第 63 号から報告第 2 号一括上程、説明

○議長（小黒敬三君） お諮りします。

日程第 2、議案第 63 号から日程第 18、報告第 2 号までを一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、日程第 2、議案第 63 号から日程第 18、報告第 2 号までを一括議題といたします。

日程第 2、議案第 63 号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、町長から提案理由の説明を求

めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第63号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明いたします。

本条例は、地方税法の改正に伴い、延滞金の割合等の見直しを行う必要が生じたために、関係条例の改正を行うものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黑敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは、議案第63号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてご説明をいたします。

議案第63号資料により説明いたします。そちらのほうを参照してください。平成25年3月30日付けで地方税法の一部を改正する法律が公布され、延滞金等の利率の見直し、施行日は平成26年1月1日になっております。これが施行されたことに伴いまして、次の条例の一部を改正する内容となっております。

改正する条例ですが、浪江町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例、高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例、浪江町介護保険条例、浪江町後期高齢者医療に関する条例、これらの条例の一部改正となっております。今回の改正ですが、整備条例ということで、ただいま申し述べました4つの条例を条建てにいたしまして、一括して改正するものであります。

なお、浪江町税条例の一部改正につきましては、5月の臨時会で承認をいただいているところであります。

まず、第1条でございます。浪江町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正となっております。附則4項でございます。延滞金の割合の特例の改正となっております。これまで、納期限後1カ月までの間だけの特例、早期納付の特例を設けておりましたが、今回の改正で早期の納期の特例以外の延滞金についても特例を設ける内容となります。納期限後1カ月以内までの間は、本則の条例第4条第1項では、年7.3%の延滞金がかかるとされておりますが、現行の特例で、各年の特例基準割合に、年4%の割合を加算した割合が7.3%に満たない場合は、当該特例基準割合とする現行の特例がございまして、これを今回の改正で、年14.6%の割合は、各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合、特例基準割合に年7.3%を加算した割合、年7.3%の割合これは納期限後1カ月までの間ですが、各年の特例基準割合が7.3%に満たない場合、特例基準割合に年1%の割合を加算した割合と改正するものであります。

第2条ですが、資料の下の段になります。高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の一部改正となっております。

第5条の貸付条例の条件の改正で、第3号のただし書を削りまして、新たに4号といたしまして、「貸付金の償還を遅滞したときは、浪江町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の例による延滞金の割合を乗じて得た額に相当する違約金を徴収する」を追加するものであります。

次のページになります。第3条は、浪江町介護保険条例の一部改正となっております。

その下の段が、第4条の浪江町後期高齢者医療に関する条例の一部改正になっておりまして、先ほど第1条で説明いたしました浪江町諸収入金に対する督促手数料及び延滞金徴収条例の一部改正と同じ改正内容となっておりますので、説明は省略させていただきます。

附則であります。1項といたしまして、この条例は平成26年1月1日から施行する。2項は、第1条、第3条及び第4条の規定による改正後の各条例の規定中、延滞金に関する部分は、延滞金のうち、この条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

3項は、この条例の施行の際、現に高額療養費貸付基金の設置及び管理に関する条例の規定により貸し付けられている貸付金の金利については、なお従前の例による。とするものであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒敬三君） 日程第3、議案第64号 浪江町公共下水道事業基金条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由を求めます。

○町長（馬場 有君） 議案第64号 浪江町公共下水道事業基金条例の制定についてご説明いたします。

本案は、浪江町公共下水道事業に係る運営、維持管理及び建設に要する資金並びに当該事業に係る地方債等償還財源に充てる資金を積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、本条例を制定するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第64号 浪江町公共下水道事業基金条例の制定についてご説明申し上げます。

第1条は、基金の設置であります。公共下水道事業に係る運営、維持管理及び建設に要する資金並びに当該事業に係る地方債等の償還財源に充てる資金を積み立てるため、地方自治法第241条第1項

の規定に基づき、浪江町公共下水道事業基金を設置するものであります。

第2条は、基金の積立てであります。基金は東京電力株式会社からの公共下水道事業に係る賠償金の全部又は一部をもって積み立てるものであります。

また、基金として、積み立てる額は、毎会計年度の公共下水道事業特別会計の歳出予算の定めるものであります。

第3条は、管理であります。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないものとするものであります。

また、基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができるものです。

第4条は、運用益金の処理であります。基金の運用から生ずる収益は、公共下水道事業特別会計歳入歳出予算に計上し、この基金に編入するものです。

第5条は、繰替運用であります。町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものであります。

第6条は、処分であります。基金は、第1条に規定する事業の経費に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができるものです。

第7条は、委任です。この条例に定めるもののほか、基金の管理その他この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定めるものです。

附則として、この条例は、公布の日から施行するものです。よろしくお願いいたします。

○議長（黒敬三君） 日程第4、議案第65号 浪江町農業集落排水事業基金条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由を求めます。

○町長（馬場 有君） 議案第65号 浪江町農業集落排水事業基金条例の制定についてご説明いたします。

本案は、浪江町農業集落排水事業に係る運営、維持管理及び建設に要する資金並びに当該事業に係る地方債等の償還財源に充てる資金を積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき本条例を制定するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第65号 浪江町農業集落排水事業

基金条例の制定についてご説明申し上げます。第1条は基金の設置であります。農業集落排水事業に係る運営、維持管理及び建設に要する資金並びに当該事業に係る地方債の償還財源に充てる資金を積み立てるため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、浪江町農業集落排水事業基金を設置するものであります。

第2条は、基金の積み立てであります。

第3条は、基金の管理です。

第4条は、運用益金の処理であります。

第5条は、繰替運用であります。

第6条は、基金の処分であります。

第7条は、委任であります。

附則でございますが、公布の日から施行するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（黒敬三君） 日程第5、議案第66号 浪江町災害危険区域に関する条例の制定についてを議題といたします。

町長から提案理由を求めます。

○町長（馬場 有君） 議案第66号 浪江町災害危険区域に関する条例の制定についてご説明いたします。

本案は、建築基準法第39条第1項の規定による災害危険区域の指定及び同条第2項の規定による建築物の建築制限に関し、必要な事項を定めることにより、津波による災害を未然に防止し、地域住民の安全を確保するため、本条例を制定するものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 議案第66号 浪江町災害危険区域に関する条例の制定についてご説明申し上げます。

第1条は、条例の趣旨であります。今後、津波による災害を未然に防止し、地域の住民の安全を確保するため、建築基準法第39条第1項及び同条第2項の規定に基づき、災害危険区域を設定したところであります。

第2条は、危険区域の指定であります。災害危険区域につきましては、大字北幾世橋、大字棚塩、大字請戸、大字中浜、大字両竹の一部または全部を指定するものであります。

第3条は、建築の禁止であります。災害危険区域内において、制限される建築内容について記載してございます。主に住宅、宿舎、旅館、入院施設を有する医療機関等の建築を制限します。

また、制限対象以外の建築物においても、居住のために使用する居室を有する場合は、制限の対象となります。

第4条は、既存建築物に対する制限の緩和であります。これは当条例施行の際に、現存している建築物の建築制限を定めるもので、増築後における延べ床面積が条例施行の際における延べ面積の1.2倍を超えない範囲内の増築を緩和するものとしたところであります。

第5条は、建築物が区域の内外にわたる場合の措置であります。災害危険区域の内外にまたぐ形の建築物についての規定です。このような場合は、安全側より判断しまして、対象区域内に建築しているとみなし、制限されるとしております。

第6条は、委任について規定したものであります。

附則として、この条例は公布の日から施行するものであります。

別紙、議案第66号の資料をご覧くださいと思います。赤の区域が災害危険区域（案）であります。青の区域が津波浸水区域でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第6、議案第67号 浪江町税条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由を求めます。

○町長（馬場 有君） 議案第67号 浪江町税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行及び地方税法の一部を改正する省令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が施行されるに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） それではご説明申し上げます。

議案第67号資料によってご説明を申し上げます。資料のほうをご準備いただきます。

本案は、平成25年度地方税法の改正に伴う条例の改正でございます。

1 ページ、第47条の2は、年金保険者に対しまして、特別徴収税額を通知したあと、税額の変更それから転出をした場合において、いままでは特徴を中断するとされておりましたが、今後につきましては、その年度の初日の属する年、10月1日から3月31日までの間に到来する納期に徴収することとした特別徴収の継続による条例の改正でございます。

2 ページ、第47条の5でございますが、こちらにつきましては法的年金からの徴収について現在、年6回の年金支払いを3回ごとに区分しまして、前半を仮徴収税額、後半を本徴収税額としておりま

すが、年間の徴収税額の平準化を図るために、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1相当額にするための条例の改正でございます。

次に、附則第7条の4は、上場株式等に係る譲渡所得による住民税の課税の特例が新設されたことによりまして、引用条項が追加されたものでございます。

次に、3ページをお開きください。附則第16条の3でございますが、こちらは上場株式等の配当及び譲渡損益の間でのみ認められている損益通算について、特定公社債等の利子、それから譲渡損益まで損益通算範囲を拡大されたこと。また、非課税とされている公社債等の譲渡益につきまして、申告分離されたことに伴う条文の改正によるものでございます。

4ページから5ページにかけまして、附則第19条でございます。株式等によります、譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得の分離課税と、一般株式に係る譲渡所得とを別々の分離課税としたことによりまして、特定公社債等及び上場株式等に係る譲渡所得の分離課税と、一般公社債及び一般株式に係る譲渡所得の分離課税に改めることにしたことによる条例の改正でございます。

次に、6ページ、附則第19条の2も同様に株式等に係る譲渡所得等の分離課税について、上場株式等に係る譲渡所得の分離課税を新設したことにより、特定公社債等の譲渡所得等について所得割の課税対象とする条文の改正によるものでございます。

7ページ、附則第19条の3から、12ページ、附則第20条までは削除することによりまして、附則第20条の2を繰り上げ、13ページにございます附則第20条としたための条文の改正を行ったものです。

次に、14ページ、附則第20条の3を削除し、15ページ、附則第20条の4を繰り上げ、附則第20条の2として、規定を繰り上げたことによります条文の改正と。あわせて条約適用配当によります分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う改正であります。附則20条の5は削除するものでございます。

なお、附則でございますが、こちらは議案第67号の条例の一番後ろになりますが、この条例は平成28年1月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行するとなっております。

(1) 第47条の2第1項、第47条の5第1項の改正規定、それから第2項の規定、これにつきましては平成28年10月1日から。(2) 附則第7条の4第1項、同じく16条の3及び19条から20条の5まで

の改正規定並びに次の条であります第3項の規定につきましては、平成29年1月1日から施行されるものでございます。ただ、経過措置としまして、第2条にございます平成28年1月1日に施行された旧租税特別措置法41条の12、それから第7項に規定する割引債につきましては支払いを受けるべき、第7項に規定する償還差益に対して課税する個人の町民税については、なお従前の例によるとされております。

次に、2番としまして、この条例による改正後の町の条例、第47条の2及び第47条の5規定、これは平成28年度以降の地方税法317条の2、1項に規定する公的年金に係る所得に係る個人の町民税について、これの特別徴収について適用されるものでございます。同日前の年金に係る所得に係る個人の町民税の特別徴収につきましては従前の例によるとされております。

次に、3番としまして、条例の附則第7条の4、第16条の3、それから第19条から第20条の2までの規定中、個人の町民税に関する部分につきましては、平成29年度以降の年度分の個人町民税について適用されるものでございます。

平成28年度分までの町民税についてはなお従前の例とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第7、議案第68号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第68号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、原子力発電施設等立地地域の振興に関する特別措置法第10条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合などを定める省令等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） それでは、こちらも平成25年度地方税の改正に伴う税条例改正でございます。資料に沿ってご説明申し上げます。議案第68号資料をお開きください。

第1ページ第4条の2につきましては、平成25年3月31日まで行われた同意に限りまして、その日から起算して5年以内に対象施設を設置した事業者に対して、固定資産税が課税されることになった年度分から3箇年度分のものに限り、課税を免除する規定でござい

ます。これが適用期間の延長がされたことによりまして、今回改正するものでございます。

同じく、第5条の1項につきましても同様に、適用期間の延長をされたことに伴い改正するものでございます。

附則としまして、この条例は公布の日から施行し、改正後の浪江町税特別措置条例の規定は、平成25年4月1日から適用するというところでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小黑敬三君） 日程第8、議案第69号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第69号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方税法の一部を改正する法律の施行及び地方税法の一部を改正する政令並びに地方税法施行規則の一部を改正する省令が施行されるに伴い、条例の一部を改正するものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○議長（小黑敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） それでは、国民健康保険税の改正についてご説明を申し上げます。

議案第69号資料をお開きいただきます。まず第23条につきまして、平成25年6月にご承認いただきましたが、特定継続世帯に係る世帯別均等割額の減額につきまして、本来小数点以下について切り上げをするところ、四捨五入をしたために繰り上げるものでございます。資料下段のほうにございます、特定継続世帯の（ウ）1万2,337円であったものが1万2,338円となるものでございます。これは7割軽減による世帯のものでございます。

同じく2ページ、（ウ）特定継続世帯8,812円を8,813円とするものでございます。こちらは5割軽減の部分でございます。

次に、2ページ、こちらからは地方税法の改正によりまして、次のような改正になってございます。附則第3項でございますが、こちらは上場株式等に係る配当所得等の分離課税につきまして、特定公社債の利子が追加されたことに伴う文言の整理でございます。

第6項については、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度が、上場株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度と、一般課税等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度に改正されたことに伴いまして、国民健康保険税における所得割の算定における特例についても規定の整理を行うものでございます。

次に、3 ページ、附則第 7 項の上場株式等に係る譲渡所得の分離課税を新設したことによる改正の規定でございます。

第 8 項以降につきましては、規定の削除により、以下の規定について繰り上げをし、附則第 11 項につきましては、旧附則第 14 項の規定を繰り上げるものでございます。

なお、第 23 条については、公布の日から、附則については平成 29 年 1 月 1 日からの施行となっております。

次に、適用区分でございますが、この条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定につきましては、平成 25 年度以降の年度分の国民健康保険税につきまして適用して、平成 24 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるとされております。

2 として、この条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以降の年度分の国民健康保険税について適用して、平成 28 年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前によるものとされております。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第 9、議案第 70 号 平成 25 年度浪江町一般会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第 70 号 平成 25 年度浪江町一般改正補正予算（第 3 号）についてご説明いたします。

本案は、請戸共同墓地整備に関連する事業または墓地環境整備事業等の実施により、歳入歳出それぞれ 7 億 5,450 万 9,000 円を増額するものであります。

歳入の主なものは、東日本大震災復興交付金 1 億 8,455 万 3,000 円、原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金 2 億 6,456 万円の補正であります。

歳出の主なものは、請戸共同墓地整備に関連する事業費 2 億 3,069 万 2,000 円、町内 49 行政区の井戸水、沢水のモニタリング及び採水場所の空間放射線量測定を行う環境放射線モニタリング事業等の放射線対策費 999 万 9,000 円、墓地環境整備事業費等の補正であります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず予算書の 9 ページをお開きになってください。

款 1 町税でございます。項 1 町民税であります。目 1 個人、現年

課税分2,250万円、滞納繰越分800万円それぞれの補正増でございます。これは収入調定の状況によるものであります。目2法人であります。現年課税分324万円の補正増で、これも収入調定によるものであります。次に、項2固定資産税、滞納繰越分1,900万円の補正増で、収入調定の状況によるものであります。次に、項3軽自動車税、現年課税分450万円の補正減であります。震災減免によるものであります。

10ページをお開きいただきたいと思います。款9地方交付税であります。8,666万7,000円の補正増であります。これは特別地方交付税でありまして、請戸共同墓地関係事業に係る復興交付金補助裏分及び双葉地方広域市町村圏組合汚泥再生処理センターの構成市町村負担分となっております。補正後の地方交付税の総額は、43億8,686万3,000円となります。

次に、款12使用料及び手数料、目2土木使用料で349万7,000円の補正増であります。町営住宅使用料滞納分であります。

款13国庫支出金、項1国庫負担金、目1民生費国庫負担金936万3,000円の補正増であります。障がい者自立支援給付費の増によるものであります。その下11ページでございます。項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1東日本大震災復興交付金1億8,455万3,000円の補正増であります。これは請戸共同墓地関係の事業費分となっております。同じく項3委託金、目1総務費委託金、節3福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金4,127万1,000円の補正減で、本庁舎空調設備修繕工事で今回継続費を設定いたします。それに伴うものであります。同じく節4原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金で2億6,456万円の補正増であります。これは原発事故からの復興再生を加速するため、将来の帰還に向けて荒廃抑制、保全対策を実施するためのもので、今回、墓地環境整備委託料、電子式線量計保守点検委託料などの財源に充てるものとなっております。

次に、款14県支出金であります。目2民生費県負担金、節1社会福祉費県負担金429万7,000円の補正増であります。これは障がい者自立支援給付費で、対象人員の増に伴う給付費の増であります。次に、12ページをお開きいただきたいと思います。項2県補助金、目2民生費県補助金、節2児童福祉費県補助金346万5,000円の補正増であります。福島県安心こども基金特別対策事業補助金で、こども子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業委託へ充当するものであります。同じく節3災害救助費等県補助金1,693万円の補正増であります。福島県応急仮設住宅維持管理事業補助金となっております。

ります。目3衛生費県補助金、節1保健衛生費県補助金1,827万円の補正増であります。地方消費者行政活性化交付金でありまして、6月補正予算でゲルマニウム半導体検出器・環境放射能測定装置を計上しております。その際、財源は復旧・復興基金を充当しておりますが、今回この交付金が入るということで、この財源に活用できるため組み替えをするものであります。同じく節3環境放射線モニタリング事業交付金997万9,000円の補正増でありまして、井戸水、沢水などの環境放射線モニタリング業務委託料などの財源に充てるものであります。目5農林水産業費県補助金、節1農業費県補助金632万円の補正増であります。主なものは、震災対策農業水利施設整備事業補助金でありまして、ため池の耐震調査を行うための財源に充てるものであります。

その下13ページになります。款16寄附金、総務費寄附金600万円の補正増であります。ふるさと納税の増によるものであります。

款17繰入金、目2浪江町復旧・復興基金繰入金6,483万7,000円の補正減であります。ゲルマニウム半導体検出器・環境放射能測定装置が先ほどの地方消費者行政活性化交付金対象になったこと。さらに下水道事業特別会計と農業集落排水事業特別会計への繰出金の減によるものであります。補正後の基金残高見込みが55億8,825万8,000円となります。同じく目3東日本大震災復興交付金基金繰入金1億8,455万3,000円の補正増であります。請戸共同墓地関係事業費分となっております。補正後の基金残高見込み額が3,905万9,000円となります。

次、14ページをお開きいただきたいと思います。款19諸収入、目4奨学資金元金収入500万円の補正増でありまして現年度分であります。項5雑入789万4,000円の補正増でありまして、主なものは自立支援給付費国庫負担金追加交付金過年度分となっております。

次に、歳出でございます。15ページとなっております。歳出の中の職員の給料等につきましては省略させていただきます。

17ページをお開きいただきたいと思います。款2総務費、項1総務管理費、目2文書広報費、節11需用費792万円の補正増であります。印刷製本費で、こころ通信総集編を作成するためのものであります。目5財産管理費、節11需用費523万3,000円の補正増でありまして、消耗品費100万円でございますが、スタッドレスタイヤなどの購入であります。燃料費173万3,000円は本庁舎空調の燃料代、さらに光熱水費250万円は本庁舎の電気代などとなっております。同じく節13委託料255万4,000円の補正増であります。主なものとしたしましては、入札管理システム改修業務委託料で、現在の入札管理

システムサポートの終了となるため今回改修するということでの予算であります。目6仮庁舎管理費、節15工事請負費260万円補正減であります。仮庁舎改修工事は、二本松事務所西側に風除室を設けるもの。さらに仮庁舎倉庫建設工事は、現在倉庫として借用している建設技術学院、さらに上竹の倉庫、さらには本庁舎倉庫への搬入等をいたしまして、間に合うため補正減するものであります。目7企画費、節25積立金1億8,455万3,000円の補正増であります。東日本大震災復興交付金基金積立金で請戸共同墓地関係事業分となっております。

次に、21ページをお開きいただきたいと思います。款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節20扶助費2,370万円の補正増であります。これは障がい者自立支援給付費等給付事業で、対象人員の増による補正であります。次の22ページをお開きいただきたいと思います。同じく節23償還金利子及び割引料1,149万1,000円の補正増であります。ここでも主なものは自立支援給付費県負担金返還金985万9,000円で、平成24年度分精算によるものであります。次に目3老人保護措置費、節20扶助費136万円の補正増で、主なものは高松ホーム196万円の減、東風荘532万円の増、福島恵風園240万円の減で、措置実態による補正となっております。

次に、23ページでございます。目5老人医療給付事業費、19負担金補助及び交付金5,791万7,000円の補正増で、後期高齢者医療広域連合分賦金475万1,000円の減、後期高齢者療養給付費負担金6,266万8,000円、どちらも負担金の確定によるものであります。

24ページをお開きいただきたいと思います。目6災害救助費、節7賃金341万3,000円の補正増で、帰町準備室の臨時事務補助賃金442万5,000円は、一時立ち入りした際の休憩所であります貴布祢の臨時職員分ということで、当初生活支援課のほうで組んでおりましたのを帰町準備室に組み替えるものであります。健康保険課につきましては、被ばく検査の臨時職員賃金となっております。

その下、25ページでございます。節9旅費504万4,000円の補正増であります。総務課の普通旅費117万1,000円の補正増は、長期派遣者等の赴任旅費分、特別旅費229万3,000円の補正増は、長期派遣者等の移転料であります。同じく節11需用費であります。646万4,000円の補正増であります。総務課消耗品費100万円の補正増で職員宿舍分となっております。帰町準備室印刷製本費150万2,000円の補正は、立ち入りのしおりの改訂版の印刷であります。生活支援課消耗品費140万4,000円の補正増は、仮設住宅集会所共用部分の消耗品となっております。

次の26ページをお開きいただきたいと思います。同じく生活支援課修繕料100万円でございます。仮設住宅分の修繕料となっております。次に、節13委託料2億5,690万2,000円の増であります。主なものでありますが、町民税務課では墓地環境整備委託料ということで、共同墓地の環境整備であります。帰町準備施設では仮設トイレ維持管理清掃委託料、これはリース料の中での対応できるということでの減額となっております。健康保険課では、電子式線量計保守点検委託料、これは個人配付分の線量計であります。さらに医師委託料。産業・賠償対策課では、いこいの村なみえのねずみ駆除作業委託料。介護福祉課では避難住民要援護者情報集約システム構築委託料ということであります。ふるさと再生課では、請戸共同墓地実施設計業務委託料、請戸共同墓地境界測量業務委託料、請戸共同墓地用地取得に伴う所有権移転登記業務委託料などであります。次に、節14使用料及び賃借料1,217万5,000円の補正減となっております。総務課の仮設浄化槽リース料1,357万5,000円の補正減は請差によるものであります。節15工事請負費1億5,872万9,000円の補正増となっております。次の28ページをお開きになってください。総務課なのですが空調修繕工事で今回継続費設定をするということでの補正であります。ふるさと再生課では、請戸共同墓地整備工事であります。節17公有財産購入費1,630万円の補正増でありまして、公有財産購入費で、これも請戸共同墓地関係分であります。

29ページをお開きいただきたいと思います。項2児童福祉費、節20扶助費100万円の補正増で出産祝金であります。目3子ども医療費、節20扶助費100万円の補正増で子ども医療費であります。目4子育て支援事業費、節13委託料346万5,000円の補正増で、子ども・子育て支援新制度に係る電子システム構築等事業委託料で、これは平成27年度に本格スタートするためのニーズ調査をするものであります。

30ページをお開きになっていただきたいと思います。款4衛生費であります。項1保健衛生費、目6放射線対策費、節13委託料500万円の補正増であります。環境放射線モニタリング業務委託料で、各行政区の井戸水、沢水のモニタリング及び採水場所の空間線量測定などを行うものであります。同じく節18備品購入費405万1,000円の補正増であります。主なものは環境放射線モニタリング業務などに伴いましてかかります計測地点確認車両の購入などとなっております。

31ページをお開きいただきたいと思います。項2清掃費、節19負担金補助及び交付金4,052万8,000円の補正増であります。双葉地方

広域市町村圏組合負担金で、汚泥再生処理センター復旧工事調査費分となっております。

款 6 農林水産業費、目 4 農地費、節13委託料752万円の補正増であります。産業・賠償対策課では、調査測量設計委託料で川添字聖沢共有地に係るものであります。復旧事業課では、耐震調査委託料でため池の調査を行うものであります。32ページをお開きいただきたいと思います。目 6 農業集落排水事業費、節28繰出金673万4,000円の補正減で、農業集落排水事業特別会計繰出金であります。

次、その下33ページでございます。款 8 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節11需用費216万円の補正増で、光熱水費となっておりますして町内の防犯灯分の補正であります。項 4 都市計画費、目 2 公共下水道事業費、節28繰出金3,100万7,000円の補正減で、公共下水道事業特別会計繰出金となっております。

35ページをお開きいただきたいと思います。款10教育費、目 2 幼稚園振興費、節19負担金補助及び交付金498万円の補正増で、幼稚園就園奨励費の申請者増によるものであります。

36ページをお開きいただきたいと思います。款12公債費、節23償還金利子及び割引料3,397万5,000円の補正増であります。平成15年度浪江小学校大規模改修事業に係る義務教育債で、東邦銀行からの借り入れ分であります。

次に、6 ページに戻っていただきたいと思います。第 2 表の継続費であります。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、事業名が浪江町役場本庁舎空調設備修繕工事でありまして、総額が6,878万4,000円であります。年割額が、平成25年度2,751万3,000円、平成26年度4,127万1,000円とするもので、平成25年度から平成26年度までの継続費を設定するものであります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小黒敬三君） ここで10時35分まで休憩いたします。
(午前 1 0 時 2 0 分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前 1 0 時 3 5 分)

○議長（小黒敬三君） 日程第10、議案第71号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第71号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、国庫補助金の交付決定等により歳入歳出それぞれ170万円を増額するものであります。

歳入の主なものは、震災復興特定検診国庫補助金170万円の増額であります。

歳出の主なものは、免除証明書郵送料等、役務費223万2,000円の増額などであります。よろしくお願いいたします。

○議長（小黑敬三君） 日程第11、議案第72号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第72号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ112万円を増額するものであります。

歳入の主なものは、診療収入189万7,000円の増額などであります。

歳出の主なものは、看護師1名増による一般職給料86万6,000円の増額などであります。よろしくご審議いただきます。

○議長（小黑敬三君） 日程第12、議案第73号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第73号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ4,167万5,000円を増額するものであります。

歳入では、繰入金3,100万7,000円減、雑収入7,268万1,000円の増。

歳出では、公共下水道事業費4,366万6,000円の増、公債費199万1,000円の減であります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黑敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 5ページであります。主なものとして款5諸収入、節1雑入なのですが、賠償金7,426万2,000円ということが入りました。それを6ページ、款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目1下水道総務管理費、節25積立金7,246万4,000円。これは議案で提出してあります基金積立金であります。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第13、議案第74号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第74号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ160万円を減額するものであります。

歳入では、一般会計繰入金673万4,000円減、雑収入513万3,000円の増。

歳出では、農業集落排水事業費182万4,000円の減、公債費22万4,000円の増であります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 歳入であります。4ページをお開きください。款4諸収入、目1雑入、節1雑入513万3,000円ということで、主なものが賠償金ということで512万9,000円であります。

それで歳出であります。5ページをお開きください。款1農業集落排水事業費、項1農業集落排水事業費、目3農業集落排水総務管理費の節25積立金ということで513万円を積立金のほうに積み立てるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 日程第14、議案第75号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第75号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、介護保険事業保険給付の状況等と国庫補助金の確定により歳出を補正するものであります。

歳出の主なものは、総務費499万6,000円の増額、保険給付費1,810万7,000円の減額、諸支出金として災害臨時特例補助金の精算金1,810万7,000円の増額、予備費499万6,000円の減額であります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤尚弘君） それではご説明申し上げます。

4ページをお開きください。款2保険給付費、項1介護サービス等諸費、目1居宅介護サービス給付費3,000万円増、これはデイサービス等の利用の増によるものです。目3施設介護サービス給付費

マイナス4,975万7,000円、これは利用者の死亡等によるものであります。

5 ページをお開きください。款2 保険給付費、項2 介護予防サービス費等諸費、目2 地域密着型介護サービス給付費150万円、これはグループホーム等、認知症によるものであります。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金1,810万7,000円、これは前年度事業確定による国への返還金です。

6 ページをお開きください。予備費マイナス499万6,000円、これは歳出予算調整によるものです。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小黑敬三君） 日程第15、議案第76号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第76号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ100万円を増額するものであります。

歳入の主なものは、繰越金100万円の増額であります。

歳出の主なものは、免除証明書郵送料として役務費84万円の増額などであります。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（小黑敬三君） 日程第16、議案第77号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第77号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、水道事業収益的収入で2億6,156万8,000円、収益的支出で340万1,000円、資本的支出で71万6,000円の増額補正をするものであります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（小黑敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。

10ページをお開き願います。収益的収支であります。款1、項2、目2 雑収益2億6,156万8,000円の増でございます。これは東京電力からの原子力発電所事故による平成22年度3月分及び平成23年度会計13カ月分の浪江町水道事業における遺失利益分の損害賠償金によるものです。

続きまして、収益的支出であります。款 1、項 1、目 1 原水及び浄水費で125万4,000円の増額、これは職員の給与費の増額によるものです。続いて、目 2 配水及び給水費で156万5,000円の増額、こちらにつきましても職員の給与費の増額であります。続きまして11ページをご覧ください。目 4 総係費で395万5,000円の増額、こちらは同じく職員の給与の増額と会計制度の改正に伴うシステムの改修費用となっております。

続きまして、項 2、目 1 支払利息で337万3,000円の減額、こちらは特定災害地方公共団体に係る補償金免除繰上償還に伴う借換債の影響によるものです。

続きまして、資本的支出でございます。款 1、項 2、目 1 企業債償還金で71万6,000円の増額、こちらも特定被災地方公共団体に係る補償金免除繰上償還の影響によるものでございます。

よろしくお願いいたします。

○議長（小黑敬三君） 日程第17、同意第 8 号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 同意第 8 号 教育委員会委員の任命について、本案についてご説明申し上げます。

教育委員会委員の青田忠文氏が、平成25年12月23日をもって任期満了となることから、後任の委員の任命について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める青田忠文氏の略歴については、議案資料に記載のとおりであります。昭和44年 4 月以降、中学校教諭として38年間、学校に奉職された方でございます。現在教育委員会委員として本町の教育進行のためご尽力をいただいておりますが、引き続き教育委員会委員として任命したいと考えておりますので、ご賛同いただきますようお願いいたします。

○議長（小黑敬三君） 日程第18、報告第 2 号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 報告第 2 号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてご説明いたします。

財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の平成24年度の決算については、収入総額が 1 億1,897万円、支出総額が1,683万8,000円、東日

本大震災と原発事故の影響により当期利益金が1億213万2,000円となりました。この結果、繰越損失金1億1,187万1,000円に当期利益金を加えた期末未処理分損失金は973万9,000円となっております。

詳細については、産業・賠償対策課長に説明させます。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） それではご説明いたします。

別添資料によりまして、平成24年度事業報告並びに決算書によりご説明申し上げます。

1 ページをお開きください。初めに、事業報告の総括であります。3月11日の大震災、原子力発電所の事故により、浪江町全体が避難を余儀なくされ、休業状態にありますので内部事務に関する事項の主なものであります。

3 ページをお開きください。財産目録ですが、資産の部で流動資産が4,447万711円、固定資産が3,225万8,884円、合計が7,672万9,595円となっております。

負債の部ですが、流動資産が2,209万8,600円、固定負債が3,287万円で、負債の部合計が5,496万8,600円となり、差引正味財産は2,176万995円となっております。

4 ページの貸借対照表ですが、財産目録と重複いたしますので、説明は省略させていただきます。

5 ページをお開きください。損益計算書ですが、営業収益1億1,893万9,419円、営業費用が1,410万7,504円で、営業利益1億483万1,915円となります。営業外収益は受取利息で3万342円、営業外費用が借入金支払利息で273万58円となり、平成24年度収支差額は1億213万2,199円となっております。

次に、6 ページの当期純損失処分ですが、繰越損失金1億1,187万1,204円と当期利益金1億213万2,199円を合計した期末未処分損失金973万9,005円が次年度に繰り越しとなります。

7 ページ以下につきましては、収支決算対比等については記載のとおりでありますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上で、平成24年度財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況の報告を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明及び議案の説明が終わりました。質疑については18日に行います。

◎次回日程の報告

○議長（小黒敬三君） 休会中の委員会活動日程を申し上げます。休会中における各常任委員会の招集日は12日、13日で、総務常任委員会

が中会議室2。産業・建設常任委員会が小会議室A、B。文教・厚生常任委員会が中会議室3で開催します。時間はいずれも9時30分からです。各関係課長等につきましても、委員会への出席要請があった時にはよろしくお願い申し上げます。

また、全員協議会を本日午後1時から大会議室で開催いたしますのでご参集願います。

◎散会について

○議長（黒敬三君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ散会したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒敬三君） 異議なしと認めます。

◎散会の宣告

○議長（黒敬三君） よって、本日はこれをもって散会することに決定いたしました。

18日、午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

（午前10時55分）

平成 2 5 年 1 2 月 1 2 日（木曜日）	委員会
平成 2 5 年 1 2 月 1 3 日（金曜日）	委員会
平成 2 5 年 1 2 月 1 4 日（土曜日）	休 日
平成 2 5 年 1 2 月 1 5 日（日曜日）	休 日
平成 2 5 年 1 2 月 1 6 日（月曜日）	全員協議会
平成 2 5 年 1 2 月 1 7 日（火曜日）	全員協議会

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成 2 5 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程 (第 3 号)

平成 2 5 年 1 2 月 1 8 日 (水曜日) 午前 9 時開議

- | | |
|---------|--|
| 日程第 1 | 議長不信任案について |
| 日程第 2 | 資格決定の件 |
| 日程第 3 | 議案第 6 3 号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について |
| | 議案第 6 4 号 浪江町公共下水道事業基金条例の制定について |
| | 議案第 6 5 号 浪江町農業集落排水事業基金条例の制定について |
| | 議案第 6 6 号 浪江町災害危険区域に関する条例の制定について |
| | 議案第 6 7 号 浪江町税条例の一部改正について |
| | 議案第 6 8 号 浪江町税特別措置条例の一部改正について |
| | 議案第 6 9 号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について |
| | 議案第 7 0 号 平成 2 5 年度浪江町一般会計補正予算 (第 3 号) |
| | 議案第 7 1 号 平成 2 5 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 7 2 号 平成 2 5 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 7 3 号 平成 2 5 年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算 (第 3 号) |
| | 議案第 7 4 号 平成 2 5 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 7 5 号 平成 2 5 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| | 議案第 7 6 号 平成 2 5 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| | 議案第 7 7 号 平成 2 5 年度浪江町水道事業会計補正予算 (第 2 号) |
| 同意第 8 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 報告第 2 号 | 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状 |

況報告について

日程第 4 発委第 8 号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める
意見書（案）

日程第 5 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（１６名）

１番	渡 邊 泰 彦 君	２番	佐々木 勇 治 君
３番	鈴 木 幸 治 君	４番	小 黒 敬 三 君
５番	平 本 佳 司 君	６番	松 田 孝 司 君
７番	山 崎 博 文 君	８番	若 月 芳 則 君
９番	佐々木 恵 寿 君	１０番	山 本 幸一郎 君
１１番	泉 田 重 章 君	１２番	佐 藤 文 子 君
１３番	紺 野 榮 重 君	１４番	吉 田 数 博 君
１５番	三 瓶 宝 次 君	１６番	馬 場 績 君

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長	馬 場 有 君	副 町 長	檜 野 照 行 君
副 町 長	渡 邊 文 星 君	教 育 長	畠 山 熙一郎 君
代 表 監 査 委 員	山 内 清 隆 君	総 務 課 長	谷 田 謙 一 君
復興再生事務所長 兼 帰町準備室長	山 本 邦 一 君	復興推進課長	宮 口 勝 美 君
町 民 税 務 課 長	高 倉 敏 勝 君	産業・賠償対策課長	大 浦 泰 夫 君
ふるさと再生課長	岩 野 寿 長 君	復旧事業課長	中 田 喜 久 君
健康保険課長兼 津島支所長兼 仮設津島診療所事務長	紺 野 則 夫 君	介護福祉課長	佐 藤 尚 弘 君
生 活 支 援 課 長	佐 藤 良 樹 君	会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長	吉 田 公 明 君
教 育 委 員 会 長	鈴 木 敏 雄 君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	岩 野 善 一	次 長	清 水 佳 宗
---------	---------	-----	---------

書

記

中 野 夕 華 子

◎開議の宣告

○議長（小黒敬三君） おはようございます。ただいまの出席議員は16人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

〔「動議」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） ただいま16番、馬場績君から動議の件がありました。その動議の趣旨をお願いします。

16番。

○16番（馬場 績君） 議長不信任の動議を提出したいと思います。直ちに議事日程に追加し、議事日程にさせていただきたいと思います。お諮りください。

○議長（小黒敬三君） ただいま16番、馬場績君から議長不信任の議決について、動議が提出されました。この動議は1人以上の賛成者が必要であります。賛成の方おりますか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

議長不信任の決議についての動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、ただちに追加日程第1、議長不信任の決議についてを議題といたします。

〔小黒敬三君退席〕

○議長（小黒敬三君） ここで地方自治法117条の規定により、私は退席いたし、休議します。

（午前 9時02分）

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

（午前 9時03分）

○副議長（佐々木恵寿君） ここで議会運営委員会を開催したいと思いますので、暫時休議いたします。

（午前 9時03分）

○副議長（佐々木恵寿君） それでは再開いたします。

（午前 10 時 03 分）

◎議長不信任案について

○副議長（佐々木恵寿君） まず先ほどの議長発言を訂正させていただきます。先ほど、議長不信任案の動議を追加日程第 1 としましたが、日程の提案がまだなされていない状態でありましたので、議長不信任案動議を日程第 1 と訂正させていただきます。

それでは提案者の 16 番、馬場績君から提案理由の説明を求めます。16 番。

○16 番（馬場 績君） それでは議長不信任に関する動議の提案理由説明をさせていただきます。

去る、11月18日の臨時議会において、浪江町役場本庁舎の空調設備修繕工事の請負契約は、反対多数で否決されました。それは、地方自治法第92条の2に定める議員の兼業禁止、即ち地方公共団体に対し、請負をするものは法人の取締役、執行役員たることができないという規定に抵触していたという違法行為が明らかになったことであります。そのことが大きな理由の一つであります。

また、その日、11月18日現在、小黒君は、株式会社小黒設備工業の役員として登記されており、本人は翌日、退任の手続きをとったので問題はないなどと弁明しておりましたが、その事実は戻るものではありません。ここに、たまたま私が10月16日、この問題が起きる約1カ月前、議長席において来客のときに、小黒議長がこういう名刺もあるということでお配りしました。私にも頂戴ということでもらった名刺がここにありますが、株式会社小黒設備工業、取締役会長、小黒敬三。本社、浪江町高瀬。大熊営業所、双葉営業所、二本松事務所、それぞれの連絡先まで書かれております。

したがって、退任の手続きをとったからなんら問題はないということは詭弁でしかないと言いたいと思います。

そもそも議員の兼業禁止が地方自治法で厳しく定められているのはなぜか。議員は、請負契約の締結に対する議決権を付与されております。

したがって、直接、間接に請負契約の事業に影響を及ぼす立場にあることは言うまでもありません。同僚議員の皆さんにご理解いただきたいと思います。もし、今回の問題を容認するならば、同様のことが起きてもチェック機関である我々議会は、自らの手を縛り、異議を唱えることができなくなります。議会の責任と権限を自ら放

棄するものに等しいものであります。

いずれにしても、議長の要職にあるものが、議会運営や請負契約案件で除斥になるなど、前代未聞のことであります。私自身、これまでの議員生活の中では経験したことはありません。したがって、行政執行並びに議会をこれほど大きく混乱させたその政治的、道義的責任は極めて重大であると考えます。残念ながら、本人はその責任と自覚が欠如しており、だとするならば、議会の良識と責任において議長不信任、その断を下す必要があると考えます。

それは、息苦しい避難生活を続けながらも、復興、まちづくりと正常な議会運営を求める町民に対する議会の責任でもあると考えます。

以上の理由をもって、議長不信任提案の理由とさせていただきます。

○副議長（佐々木恵寿君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、本案に反対する方の発言を許可します。

1 番。

○1 番（渡邊泰彦君） ただいま馬場議員のほうから提案がありました。小黒議長への不信任案に対して、反対の討論をさせていただきます。

小黒議長への不信任の理由は、地方自治法第92条の2での議員の兼業禁止に当たるということ。もう一つは、議会全体の代表でありながら、議会の秩序を保持すべき小黒議長が議会を混乱させたと言ったことが大きな理由と今聞いておりました。

まず反対する1つ目の理由としましては、地方自治法第92条の2の議員の兼業禁止の規定ということに、小黒議長が私は該当してないのではないかと考えているわけです。第92条の2の判例は、日本全国たくさんございまして、町との取引関係が請負額が、会社の総売上上の50%を超えないことが兼業禁止の規定に該当するというボーダーラインが実は判例としてありまして、主として同一の行為をする法人というところで、このパーセンテージのところをだいたい全国の判例が出ております。その中で、株式会社小黒設備工業の町との請負額は、去年は13%、一昨年は24%、その前は1%と、判例から想定しても議員の兼業禁止の規定に該当しないのではないかとよく調べる必要があるのではないかとということが1つ目の理由です。

もう1つ目は、倫理的、道徳的なものなのですが、小黒議長は株

式会社の取締役を平成23年9月30日に退任していると。さらに、平成25年11月21日に登記されているということで、その退任の登記もなされているようであります。ですから、2年前に自動失職をしていることが判明しており、倫理的にも問題がないのかと考えております。

さらに、議会を混乱させた責任についてということなのですが、少なくとも私自身は、今まで3回、議会定例会に出ているわけですが、議員というのはいろんなことがあって当たり前のことでありまして、いろんなことを論議しながら良い方向に持っていくということが使命であります。ですから、浪江町の過去のいろんな議会を私も外から見ていたわけですが、決して今が混乱しているとは私自身は考えていないわけです。

ですから、私は今3つの理由をもってきちんと調査をしないといけない。それで何となくこういう形でということで、不信任決議案に賛成する気持ちがございませんので、反対の討論をさせていただきます。

○副議長（佐々木恵寿君） 次に、賛成する方の発言を許可します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） なしと認めます。これで討論を終わります。

日程第1、議長不信任案の決議についてを採決します。

〔「副議長」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 15番。

○15番（三瓶宝次君） 採決方法については無記名投票でやるべきと考えます。お諮り願います。

○副議長（佐々木恵寿君） 無記名投票との声がありました。

採決は、無記名投票で行うことに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

これにより投票を行います。議場を閉鎖します。傍聴人につきましても、ご移動、ご遠慮いただきたいと思います。

〔議場閉鎖〕

○副議長（佐々木恵寿君） それでは、ただいまの出席議員数は15人です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって立会人に8番、若月芳則君、及び10番、山本幸一郎君を指名します。

それでは投票箱準備をお願いします。

それでは投票箱の点検をいたしますのでお願いします。

[投票箱点検]

○副議長（佐々木恵寿君） 異状なしと認めます。

それでは、事務局より投票用紙を配ります。

[投票用紙配付]

○副議長（佐々木恵寿君） 念のために申し上げます。投票は無記名で行います。本案に賛成の方は、賛成、反対の方は反対と記載してください。

なお、賛成、反対以外の記載や白票は反対となります。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 配付漏れなしと認めます。

それではただいまから投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票願います。

[事務局長、点呼投票]

○副議長（佐々木恵寿君） 以上、投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○副議長（佐々木恵寿君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

それでは開票を行います。8番、若月芳則君、10番、山本幸一郎君、開票の立ち会いをお願いいたします。

[開票]

○副議長（佐々木恵寿君） 開票の結果を報告します。

投票総数 15票

賛成 5票

反対 10票

無効 0票

よって、本案は否決されました。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○副議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議長不信任の決議についての審議が終わりましたので、4番、小黒敬三君の入場を許可します。

議長を交代します。

[小黒敬三君復席]

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。

(午前10時24分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前 10 時 25 分)

○議長（小黒敬三君） 議事日程配付のため、暫時休議いたします。

(午前 10 時 25 分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

(午前 10 時 27 分)

◎議事日程の報告

○議長（小黒敬三君） 議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎資格決定の件

○議長（小黒敬三君） 日程第2、資格決定の件を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定により、私は退場いたします。

[小黒敬三君退席]

○議長（小黒敬三君） 暫時休議いたします。

(午前 10 時 27 分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

(午前 10 時 29 分)

○副議長（佐々木恵寿君） 地方自治法第106条の規定により、議長に事故があるときは副議長が議長の職務を行うとありますので、これから審議する日程第2に限り私が会議を進行します。

三瓶宝次君から、資格決定要求書が証拠書類とともに提出されております。その写しを配付します。

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。

(午前 10 時 30 分)

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

(午前 10 時 31 分)

○副議長（佐々木恵寿君） 三瓶宝次君から説明を求めます。

15番。

○15番（三瓶宝次君） ただいまお配りされております資格決定要求書についてご説明をいたします。ただいま議長である小黒敬三君の案

件が処理されましたけれども、この件については、当初から長年連続兼業の禁止に抵触し、継続されてきております。そういうことから、今回の資格決定要求書提出に至ったわけです。地方自治法の第92条の2の規定に抵触しておるわけです。したがって、その次に公職選挙法第104条にも抵触しておりまして、本来であればいわゆる町の工事入札に参加し、落札し、その工事をやることを禁止されておりました、地方自治法第92条についてはそのような状況であります。公職選挙法104条については、議員が当選した後、5日以内に選挙管理委員会にその職を辞したということの証拠書類をもって申し出をしなければならないという条項がありまして、それがいない場合は自動的に議員が失職するとうたっておりまして、このような状態が現在まで続いてきたわけです。

したがって、このことについて特別委員会を設置して実態を明らかにするということが必要かと考えたわけでありまして、その趣旨に沿って提出をさせていただきました。

○副議長（佐々木恵寿君） それではこれより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

ここで、小黒敬三君から自己の資格について弁明したいとの申し出がありますので、これを許可します。

小黒敬三君の入場を許可します。

〔小黒敬三君復席〕

○副議長（佐々木恵寿君） それでは小黒敬三君に資格についての弁明を許可します。

4番。

○4番（小黒敬三君） ただいま資格審査決定の要求書を出されたということで、誠にありがとうございます。議員の身分に関することに関しては、十分な証拠、そういった資料をもとに精査をしていただきたいということで、その精査に関しましては、私としても十分な資料等の協力を惜しまない考えであります。そしてまた、私にかかわることで、皆さんに貴重な時間をとっていただいているということに関しまして、改めて申し訳ないと思っております。

なお、委員会が立ち上がりましたら公平公正な審査のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○副議長（佐々木恵寿君） 小黒敬三君の退場を求めます。

〔小黒敬三君退席〕

○副議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

議員の資格決定については、会議規則第101条の規定により、委員会の付託を省略できないことになっています。したがって、本件については、6人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思います。

これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、6人の委員で構成する資格審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することに決定しました。

○副議長（佐々木恵寿君） 資料配付のため、暫時休議いたします。

（午前10時36分）

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

（午前10時39分）

○副議長（佐々木恵寿君） それでは、お諮りします。

資格審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、ただいま配付の名簿のとおり指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって資格審査特別委員会の委員は、配付した名簿のとおり選任することに決定しました。

ここで直ちに資格審査特別委員会を2階中会議室3で開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。

（午前10時40分）

○副議長（佐々木恵寿君） 再開いたします。

（午前10時48分）

○副議長（佐々木恵寿君） ただいま、資格審査特別委員会の委員長に三瓶宝次君、副委員長に山本幸一郎君が互選されましたので報告します。

〔小黒敬三君復席〕

○副議長（佐々木恵寿君） 暫時休議いたします。
(午前 10 時 48 分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前 10 時 49 分)

○議長（小黒敬三君） ここで11時5分まで休憩いたします。
(午前 10 時 49 分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前 11 時 05 分)

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第63号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第63号 延滞金の割合等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第64号 浪江町公共下水道事業基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 第2条の1、2項に関わってお尋ねしたいと思っています。賠償額を基金に一部または全部を積み立てるということで

ありますけれども、それはそれでわかりました。その上で、請求額と賠償額の問題ですけれども、賠償額は逸失利益として請求した全面賠償になりうる額になるのかどうか。なっているのかどうかということが一つです。

それから、積み立ての額についてでありますけれども、毎年度の歳出は、予算の定めるところということですが、それはもちろん予算に定めなければ歳入も歳出もないということですが、歳出額に、歳出予算の定めるところとはどういう算出になるのか。毎年度の算出の定めるところにより積立額が決まると。積立額はそういう中身で積み立てるということですが、賠償額との関係もありますけれども、歳出の定めるところ。それは全く行政会計でいえば右から左へ移した言葉ではありますけれども、歳出予算の定めるところにより、積み立てるということについてはどういうことなんでしょうか。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） まず1点目の逸失利益に対して要求通りなのかということですが、これについては逸失利益分につきましては要求通りであります。それで、資産に係る分については、別途今請求手続きを進めているところであります。

2点目の前、年度予算の歳出額を定めることにするということがなんですが、これにつきましては、予算の中で事業に係る運営とか維持管理及び建設に要する地方債等の償還財源に充てるということを決めていますので、その中で予算を計上して定めていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 基金条例の第2項です。基金として積み立てる額は、毎会計年度の公共下水道事業特別会計の歳出予算の定めるところによると。だから、会計の仕組みから言えば、歳出に上げなければ積み立てはできないけれども、ここに言う歳出予算をどういうふうに算定するんだということですよ。言っている意味わかるかな。

それから、賠償額については逸失利益、全額賠償になっているということで、資産賠償、償却資産のことだと思うんですが、このことについて2つお尋ねします。償却資産の賠償についてどうなっているか。それから償却資産の賠償の積み立てはどういうふうに考えているのか。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 第2条の2項につきましては、先ほど申し上げましたように予算の中に計上して、今後、予想される支出

分について、年度ごとに定めていきたいと考えております。

2番目の償却資産の積み立てにつきましては、今後、決定次第、同じように基金の中で運用していきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 資産賠償についても基金積立など運用を考えるということなのでわかりました。

繰り返しになりますけれども、第2条2項、特別会計の歳出予算の定めるところによると。何は。基金の積み立てはということです。だから基金を積み立てるには、当然歳出予算に計上するというのは当たり前です。その上で、当たり前のことをあえて条文化したわけではないんでしょう。歳出予算の定めるところにより、積み立てするということは、積み立てる歳出の算定を何か考えていて、その上で歳出予算に計上するということなのか。それとも、ただ会計の右と左の関係で入ったものは出す。出すためにこれだけの金を予算に計上するということなのか。そうではないでしょう。基金に積み立てるために歳出予算に計上するということだから、その基金積み立て、歳出予算の計上のはっきり言うとその根拠です。あくまでも事業会計の中で、これだけ必要残というか積み立て余裕が出てきたということでそういうふうにするのか。それとも、復興事業との関係で、年度計画でこれだけ積み立てるという目標計画のもとに積み立てるのか。そういう行政方針があってしかるべきだ。答えてください。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 要するに、賠償金の逸失利益が今支払われているわけですね。その金額から歳出予定額、これ端的に言えば償還があるわけです。その償還を基金といいますか賠償額に充てるということです。それから修繕費も出てくると思います。そういうものを基金から歳出予定に充てていくということです。例えば先ほど言った資産の賠償についても、これからいろいろ入金されてくると思うんです。それも賠償金になってきますけれども、その資産についても減価している。いわゆる価値が減っているものに対しては、ある程度補充修繕をしていかなくてもなりませんから、そういうものを基金から充てていく。残った分を積み立てていくということでご理解していただければと思います。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第64号 浪江町公共下水道事業基金条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第65号 浪江町農業集落排水事業基金条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第65号 浪江町農業集落排水事業基金条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第66号 浪江町災害危険区域に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） 16日に、現地で担当課長から説明も受けました。その上で何点かお尋ねしたいと思います。

第1条の災害危険区域の指定ですけれども、私聞き漏らしたのかどうか知りませんが、大きな資料がありますけれども、この危険区域の指定面積。津波による浸水面積と危険区域の指定面積はいくらなのかということです。

それから、指定をした基準についてお尋ねいたします。津波防災地域づくりに関する法律があることはご承知だと思います。そこでは、津波シミュレーションをすると。もちろんだという設定をするかということによっていくつも出てくるわけですが、お尋ねしたいのはこの法律にいう津波シミュレーションとの整合性はあるのかということです。

それから、現地の説明の際に、安全側に立って線引きをしたということですが、住民合意はあるのか。もし、住民合意の上にこういう設定をしたということであれば、少し理屈っぽくなりますけれども、いわゆる住民合意とはどういうことを言うのか。住民合意があったよ。住民合意できたのでこうしたよということだとすれば、では行政側が判断した住民合意とは何かということなのです。

それから、危険区域の範囲の丸の中に入るか入らないかでは大変な違いが出てくる。何が違うかということ、区域内であれば集団移転防災事業に参加できると。その外であれば参加できないと。それから被災地の買い取りについても、区域内であれば対象となると。区域外であれば対象とならないと。こういったさまざまな角度から広い意味で安全の側に立って設定したということになるのかもしれませんが、先ほどの住民合意との関係で、区域内に入るかは入らないかでは、今後の生活再建あるいは住宅再建に大きな影響が出てくる。最後にしますが、住宅意見をする場合、入らない場合には加算金、最大200万円だけになってしまうということなんですけれども、そういう入らない人が住宅再建をする。ローンもあるという人も当然出てくると思います。そういう場合の行政の支援をどんなふうに考えているのか。線引きをすればいいという問題では済まないと考えます。

○議長（小黒敬三君） 答弁調整のため、暫時休議いたします。
(午前11時22分)

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。
(午前11時24分)

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 質問の内容で確認していきたいと思いますが、4点ほどの質問でよろしかったでしょうか。

1点目が危険区域の面積と浸水面積がわかるかということなんです。浸水面積は約600ヘクタールになります。災害危険区域につ

いては赤の部分なので、今後詳細について詰めていくところがありますので今のところでは面積は確定しておりません。

2 番目なのですが、基準の判断ということで今回の東日本大震災を対象とした災害現況調査、これは国土交通省による調査なのですが、浸水深が2メートルを超えると建物の全壊割合が約30%、そして2メートルから2.5メートルで70%に及びます。そこで、本町は一定の安全を確保すると考えられますことから、浸水2メートルの範囲を基本として災害危険区域に指定したところであります。ただし、再建を考えている方につきましては指定しないこととなっております。

3 番目なのですが、住民の合意はあったのかということですが、まずは2回開催しました。1回目が、棚塩地区ですが9月28日に行いました。そしてあと請戸地区、10月10日と2回に分けております。あと津波で家屋が残っている方々については個別で対応させていただきます。

4 番目なのですが、区域に入れば、どういう支援が受けられるのかということですが、これはご指摘のとおり、防災集団移転促進事業及びがけ地近接等危険住宅移転事業ということで対象になりまして、そこから移転がなれば宅地の買い上げとかローンの支援という形になるわけです。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 最後のほうから。だから対象外の人達は、仮に住宅再建の支援金加算分を受けたにしても、最大200万円でしょうと。そうすると、入らない人達の住宅再建、生活再建が非常に困難になるのではないかと。指定は指定ですけれども、指定の裏にはそういう問題が出てくると。したがって町として、特別な対策を考える必要があるのではないかと。これは町長だね。

それから、災害危険区域の指定面積、申請面積は600ヘクタールという数字を把握していて、指定したのに指定面積がわからない。これから指定するわけだけれども、これだけ緻密な計画ができていくわけだから、危険区域の指定面積がわからないというのはわからないんだけど。それはいつの時点でわかりますか。我々も全体としてつかんでおく必要があるわけですね。

それから、浪江町の場合は2メートルを基本にしてシミュレーションしたということです。これも自然災害だからどこまで読み切れるかというのは全く未知数です。そんなことを言うと失礼かもしれないけれども、不透明な部分もあると思います。しかし、防災対策は1000年に一遍の津波も想定しながらやっていく必要があると思

ます。

そこで、なぜそういうことを聞いたかという、防潮堤の高さによって変わるわけね、結局。だから、それを想定した根拠、安全な側というけれども2メートルを超えたところでいいのかと。あるいは別な意味からは、なんでここまで否定するんだという意見もあるかもしれません。両方の側に立たなくてはならないけれども、考え方としては危険区域については、津波の高さ2メートルを超えるという想定をしたとすれば、それも防潮堤の高さによって変動の幅が極めて大きくなるのではないかな。町が設定した、判断した根拠なるものは、確たることは言えないと思うけれども、これで安全の側だと判断できますかという広い意味での問題提起です。

それから住民合意、棚塩地区では対象者何名で、何人が参加しましたか。同じく請戸についても教えてください。それで、全員集まるということは考えられないです。そこでこれだけの危険区域を設定したわけだけれども、住民合意が成立したということかもしれません。あえて繰り返しますけれども、それぞれの地区で1回だけの集まりを開いて、それで住民合意ができたと判断したとすれば、これも一歩踏み込んだわけだけれども、住民合意ありと行政が判断したその物差しはなんですか。わかりますね。

○議長（小黒敬三君） 町長。

○町長（馬場 有君） 災害危険区域の指定されておる66号の資料を見るとわかりますけれども、すべての区域内に家屋が入ってありました。全て入っていました。したがってその格差は、いわゆる区域外の家屋との格差は起きないということでご理解いただきたいと思えます。

○議長（小黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 2点目の災害危険区域の面積はということですが、これにつきましては第2条の2項、3項にあるように、これから告示を行っていく関係で、詳細な地番等の図書を作成しまして決定していくものであります。その中では、面積が示されるのではないかと考えております。

3点目なのですが、防潮堤の対策ということで今進めているわけなのですが、この防潮堤はあくまでも津波に備えたものではありません。それを考えますと、やはり今回浸水区域を想定して2メートルということで考えております。

4点目なのですが、人数については今調べていますので、それで1回でいいのかということになります。これは当然1回では皆さんに周知することは難しいと考えております。今後危険区域の指定に

つきましては、今後、告示の中で皆さんに示していきたいと思えます。そして区域の周辺の方々がいるわけなのですが、その方々については個別で対応していきたいと考えております。

各地区の出席者数につきましては、今調べておりますのでお待ちください。

○議長（黒敬三君） 暫時休議いたします。

（午前 1 1 時 3 5 分）

○議長（黒敬三君） 再開いたします。

（午前 1 1 時 3 6 分）

○議長（黒敬三君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（中田喜久君） 最後の各地区で説明を行った出席者の人数であります、これは調べておりますので、わかり次第報告したいと思えます。

○議長（黒敬三君） そのほか質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第66号 浪江町災害危険区域に関する条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 7 号の質疑、討論、採決

○議長（黒敬三君） 日程第 3、議案第67号 浪江町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 續君） 私は、税条例の改正については、非常に難解で理解に苦しんでいるわけですが、簡単なことをお聞きいたします。47条の 2 項で、公的年金に関わる個人町民税の特別徴収。年

金口座から特別徴収をするということだと思うんです。

その上で、老齢年金給付もいうということなんですけれども、年金によっては減免になって、個人町民税の均等割もかからないという人がいるのかもしれませんが、特別徴収対象者で均等割の対象年金者はどれぐらいおりますかと。

それからわからなければいいという質問の仕方は、聞くほうとしても問題あると思うんですけれども、もしわかっていたら年金の低い人で、ことしもまた年金1%引き下げになりました。年金が下がる、天引きされるということで、税金を納めなくていいということではないけれども、そういう低年金者の特別徴収については本人の申し出があれば、直接納付もあるということなのかどうなのか。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） まず第1点目の年金徴収者数でございますが、ちょっとつかめておりませんのでお時間いただければと思います。

第2点につきましても、年金の直接納付、それから特別徴収につきましても、細かい数字、我々のところでまだつかまえておりませんので、お時間いただければと思います。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 町民税務課も忙しいから、なかなかそこまではつかみきれないということかもしれませんが、別にあなたを責めるわけではないよ。やっぱり議案として出す場合には、私の顔見ながら、どういう質問が来るかということぐらい考えて、答えられるようにしてください。

なお、今の件については、今すぐ出せないということであれば、あしたまで会期ありますから、できればあしたまで議長を通じてご回答お願いいたします。

○議長（小黒敬三君） 数字に関してはのちほどということで。以上でよろしいですか。

その他質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第67号 浪江町税条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第68号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番。

○16番（馬場 績君） この条例にいう対象物件はどのくらいありますか浪江町で。今はこっちに来ているからだけでも。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） 現在はこちらに来ているということで、固定資産税は課税しておりませんのでこちらは現在はありませんが、まず浪江日立化成、それから日本ブレーキ、それからエスエス製菓が対象となっております。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第68号 浪江町税特別措置条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第69号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

ここで町民税務課長より、発言の訂正を求められております。

町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） 先日、議案上程の際、第23条につきまして、世帯別「均等割」と私説明申し上げましたが、「平等割」の

間違いでございましたので、発言を訂正させていただきます。よろしくをお願いします。

○議長（小黒敬三君） これより質疑を行います。質疑ありませんか。
16番。

○16番（馬場 績君） 7割軽減、それから5割軽減、今回それぞれ1円ずつ1円が増えたと、増額されるということですがけれども、これを見る限り2割軽減の分がないんですけれども、地方税法一部改正では2割軽減については対象としないということも考えられるわけですが、そのことについてお答えください。

それから、ここでいう7割、5割、23条のイ、それから（2）のウの件数についてちょっとお答えください。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） それではお答えします。

まず第1点についてでございますが、この特定継続世帯、2割軽減の世帯について、こちらの数値については誤りがなかったということでそのままの上程でございます。

それから件数でございますが、5割軽減世帯が7世帯ございます。それから7割軽減世帯が36世帯ございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） それぞれ対象者に通知は済んでいるんですか。

○議長（小黒敬三君） 町民税務課長。

○町民税務課長（高倉敏勝君） こちらの減免につきましては、通知は、まだ差し上げてございません。こちらについては課税をしてございませんので、あくまでも私どものほうの計算上の訂正ということになります。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第69号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第70号 平成25年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

○議長（小黒敬三君） ここで昼食休憩を午後1時15分までといたします。

（午前11時49分）

○議長（小黒敬三君） 再開いたします。

（午後 1時15分）

○議長（小黒敬三君） 議案第70号について、質疑ありませんか。
16番。

○16番（馬場 績君） 6ページの継続費6,878万4,000円で、平成25年度、平成26年度に分割されております。そこでお尋ねしますけれども、今朝から議論してまいりました11月28日、議案第62号の契約高は6,195万円でした。これと何が違うのかということです。それから、入札はいつ予定しているのか。

23ページ、災害救助費で補正が4億1,400万円で給料、あるいは職員手当で1,800万円ほど減額補正になっておりますけれども、これはどういう中身。今の勤務体制からいうと考えられないわけですが、なぜこれだけの減額補正なのかということです。

それから30ページ、放射線対策費予算提案のときも委託料500万円の中身としては各行政区の井戸水の調査だということでした。各行政区というのは、町内49の行政区なのか、それとも限定的なのかについてお答えいただきたいと思います。

それから31ページです。双葉地方広域市町村圏組合の負担金で4,000万円ほど補正増です。提案理由の説明では、汚泥処理センターの浪江町分ということですが、今年度の各町村の汚泥処理量はどれくらいかと。要するに避難をしているわけですが、通常と比べてどれくらいかということをお判断したいと思いますので、負担金の対象となる汚泥処理量わかればお答えいただきたい。

それから32ページ、林業総務費、捕獲隊の謝礼で43万2,000円、報償費ということになっています。これはイノシシと猿とを鳥獣駆除の捕獲に対する謝礼だと思いますが、以前議会でも議論になりましたように、捕獲してもしなくても経費はかかると。

したがって、固定費的な謝礼も考えるべきではないかという意見

も出されましたけれども、補正予算増になった中身、それからこれまでの質疑で出された問題が改善されているのかどうかということについてお尋ねいたします。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それではお答え申し上げます。

6 ページの継続費でございます。平成25年度、平成26年度ということでの継続費を設定するということでもあります。そういうことで、前回の11月の入札で否決されたということで、同じ内容での入札はできませんので、若干設計の中身を変えたところでもあります。そういうことでの総額の変更がございます。

また、入札の時期なんです、予算を通して早急にしたいということで、年明け早々には入札にもっていきたいと考えているところでもあります。

さらに、23ページの給料関係でございます。給料全体について説明を申し上げます。おただしは災害救助費の給料、手当関係云々ということだったのですが、議員御存じのように、今回毎年なんです、12月で給料関係の補正予算をしております。それは当初予算の段階での給料というのは前年の人数配置でやっているものですから、12月で毎年補正をしているという内容がございます。まず一番大きいのが給料手当関係でもそうですが、早期退職者が4名ほど出ました。定年退職者以外で早期退職が4名出ております。そういう方の分の減額があったということが一番大きいものとなっております。さらに人事異動によって人の動きによっての予算減があったという内容となっております。

よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（小黒敬三君） 埴町準備室長。

○埴町準備室長（山本邦一君） 30ページの放射線対策費についてお答えいたします。各行政区とはというご質問でございますが、今回のモニタリング調査、全行政区を対象として井戸水等の調査を行いたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） 質問にお答えいたします。

32ページ、報償費の43万2,000円でございますけれども、これは9月の定例議会でもいろいろ議論いただきました案件につきまして、10月までさかのぼりまして出動手当ということで報償費の報償金、1回につきまして1,000円を計上させていただきました。週に3回出動ということで、一月4週で6カ月間、10月から3月までの6カ月間ということで、1回につきまして1,000円の43万2,000円と

いう形で今回計上させていただきました。

また、改善方法はということでございますけれども、10月以降、捕獲隊を実施されておりました、その内容につきましては想定以上に今捕獲がされております。その処分方法につきましては、9月議会でも御答弁申し上げましたけれども、8,000ベクレル以下であれば、南部衛生センターに持ち込んで焼却という形での取り決めはさせていただきましたけれども、現実的に8,000ベクレルを下回った場合に、持ち込みする際につきましては解体した状態で可燃ごみ袋の中に入れての搬入という前提条件がございまして、なかなかその1頭を確保した形の中での解体というのは非常に困難だということが現実的に起きております。現時点におきましては、マリンパークの一角をお借りしまして、そちらのほうに仮埋め立てという形になっておまして、その埋め立てにつきましても頭数が多いことによりまして、手作業での埋め立てが非常に困難だということが今現実的に起きてきております。一部の方々のご協力をいただきながら、重機等の提供をいただいております状況もございますけれども、これにつきましては今後予算計上する中において、借り上げをするか買い上げをしていくのか。また、何度か集めての処分という形になれば、保冷库等も必要になってくるかと思っておりますので、その辺も含めまして、新年度予算ので計上させていただければと考えております。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 31ページの19負担金補助及び交付金の4,052万8,000円の関係でございますけれども、これは双葉地方広域市町村圏組合の汚泥再処理センター復旧工事費の調査費負担金でございます。この負担割合ですけれども、均等割8%、それから人口割12%、利用割が80%という中での負担金の金額でございます。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 継続費について再質問いたします。11月の契約金額は6,200万円ほどでした。今回は6,800万円、同じもので再入札というわけにはいかないということで設計変更があった。設計変更があるということですが、空調設備で600万円の増額というのは、かなりの改修繕ではないかと思えます。改めて設計変更の中身についてお答えいただきたい。

それから同一内容、同一業者の再入札はあり得ないということですから、確認の意味でお尋ねいたします。今回の継続費は、事業費が6,800万円です。事業としては年度明けということになるわけですから、議会に対してはあくまでも空調設備修繕工事6,800万円に相当する部分で契約案件が示されるものと思えますけ

れども、それでよろしいのかどうかということです。お答えください。

それから、早期退職4名ということで、相当職員にも負担がいつていると。心身共に疲れているということの一つの表れだと思います。一般質問のときの町長答弁でしたか、職員もやっぱり相当避難によるダメージが大きいという答弁もありましたけれども、そこですましておくわけにはいけないと思うのです。職員の健康管理について早期退職4名が出たということ踏まえてどのように健康管理、あるいは勤務状況の改善。例えば本庁舎に勤めている人も、福島市とか二本松市とか郡山市から勤めている人がいるという以前の答弁もありました。現地の職員宿舎があればいいというだけではないのかと思いますけれども、総体、総合的な職員の健康管理が大事だと思いました。

したがって、職員に健康で仕事をしてもらうために、町としてはどういう対策を考えているのか。これ以上、ベテラン職員が辞められると、あるいは若い職員が辞めるということになれば戦力後退ということになるので、非常に大事な人事管理になってくると思います。

それから、双葉地方広域市町村圏組合の負担金については処理はしてないということですね。補修工事の調査費の各町村割ということですから。汚泥処理はやっていないと。今後、施設の修理をしてこれから始まるということよろしいのかどうか。

それから、30ページの井戸水の検査ですけれども、各行政区。この予算だと、各行政区何カ所の検査になるのか。当然のことながら情報公開がなされると思いますけれども、情報公開に対する対応についてお答えください。

それから、捕獲隊の問題。現場の声を踏まえて改善すべきだということに一步答えたという点では評価しますけれども、こちらから行って1回1,000円あげて3回、週に3回といったのか。1回1,000円というのはいかがなものかなと思うんだけれども。捕獲隊の要望に応えるべく補正を計上したわけだけれども、鳥獣も増えていると。処理についても極めて困難を極めていると。山を歩いて解体して埋め立て処理までするということ、非常に大変なことだろうと思います。そういう実態を踏まえて、さらなる改善が求められているのではないかと思いますけれども、今回はこういう補正ですけれども、今後どういうふうにされるのかお答えください。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それではお答えを申し上げます。

継続費の関係なのですが、議員おただしの継続費、前に否決したときの契約が6,200万円ではなかったかということなのですが、今回は予算でやっていますので、設計をして予算措置をするようになっていきます。中身なのですが、現実的には3階、4階の還風機という空気を送る装置を今回抜いたという形になっております。そういう中での予算の中身となっております、6,200万円の落札額とは全く違いますので、その辺の誤解はないようお願いしたいと思います。

さらに、早期退職関係の4名ですが、具体的な中身なのですが、このうち結婚による早期退職が1名おりました。さらに家庭の事情ということで早期退職が1名、そして定年にはならないのだけれども、定年間際ということで1年ないし2年前に退職したという2名が出たという内容でありまして、必ずしも4名が健康管理の問題での退職ではないということでもあります。

なお、健康管理の対策なのですが、現在、まず浪江町の本庁舎での業務にも一部移ったということで、住むところの確保ということで宿舎の確保もしております。さらに、通常健康診査、人間ドック、さらに脳ドックということでの健康管理。また、メンタルヘルスも今年度2回実施して、心の病。相当心の中の疲れ、疲労も出てきておりますので、そういう健診も実施して健康管理に当たっているという内容であります。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 環境放射線のモニタリング検査でございますが、各行政区可能な限り2地点ほど選定いたしまして検査を行いたいと考えております。さらに検査結果につきましては、その推移等も大字どこどこ、どこどこ地内というような表記で公表したいと考えております。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 双葉地方広域市町村圏組合の負担金の関係でございますけれども、今回の負担金は、あくまで汚泥再処理センター、いわゆる復旧工事費の町費のみでございます。処理量にかかる負担金ではないということでございますのでご理解願います。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） それでは捕獲隊についてお答えいたします。議員おただしのおり、現時点では6名の捕獲隊員で活動されています関係上、どうしても週3回、これがある程度今の段階では限界といえますか、めいっぱいの状況にあります。今後

つきましては捕獲隊と協議をしながら、捕獲隊の隊員数を増加できるかどうかといったことも踏まえまして、今後、捕獲隊と協議をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 16番。

○16番（馬場 績君） 捕獲隊の問題ですけれども、そこまで一步改善されたということは評価しました。その上で、浪江町内にいての活動ではないと。それぞれ避難先から現地に行くということなので、正直改善されたとはいえ、まだまだではないかと思います。さらなる改善をするのかどうかお答えください。

それから、井戸水の調査ですけれども、推移というのは検査結果の推移でしょう。これも今回初めて出てきた予算なので、継続してやるべきではないかと思います。だから、同じ地点でいいのかどうかも含めて継続調査、希望者ということになるといろいろ対応が大変にはなると思いますが、帰町準備ということを考えた場合、もっと幅を広げていく必要があるのかと思います。その上で、継続の問題と拡充の問題についてお答えください。

それから、繰り返しになりますけれども、広域圏負担金の問題で汚泥処理施設の修繕費だということは1回目の答弁でわかったわけです。ということは、あえて確認しますが、まだ双葉広域圏の汚泥処理施設は稼働していないんですねということを確認しましたので、私の確認でいいのかどうかお答えください。

それから、空調設備の入札ですけれども、これも当然の話ですが、議会に提案される予算案件というのは、工事そのものは年度明けになるわけけれども、入札は一本。当然のことながら議会に一本で上がってくるということでよろしいですか。

○議長（小黒敬三君） 総務課長。

○総務課長（谷田謙一君） それでは空調関係でございますが、議員おただしのとおり議会にかける案件ということを考えております。

○議長（小黒敬三君） 帰町準備室長。

○帰町準備室長（山本邦一君） 環境モニタリングでございますが、国の交付金のほうで対応する予定でございますが、国のほうには5年間の実施計画書を提出しているところでございます。

さらに定点で推移を見たいということでございますが、その他個別の水質検査については、現在ゲルマニウム検出器の購入を予定していますので、そちらのほうで対応したいと考えております。

○議長（小黒敬三君） 産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（大浦泰夫君） 捕獲隊につきましては、町と捕獲隊と今後多面的に協議をしながら、目的達成できるように努めて

まいりたいと考えております。

○議長（小黒敬三君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（岩野寿長君） 再々質問の中の、汚泥再処理センターの稼働の関係でございますけれども、稼働はしてございませんのでご理解願いたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（小黒敬三君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第70号 平成25年度浪江町一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第71号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第71号 平成25年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第72号 平成25年度浪江町国民

健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第72号 平成25年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第２号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第３、議案第73号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第73号 平成25年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第３号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第３、議案第74号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第２号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第74号 平成25年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第75号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第75号 平成25年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議案第76号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第76号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第76号 平成25年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

◎議案第77号の質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、議案第77号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第77号 平成25年度浪江町水道事業会計補正予算（第2号）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、議案第77号は原案のとおり可決されました。

◎同意第8号の質疑、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第3、同意第8号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

「なし」と呼ぶ者あり

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより、同意第8号 教育委員会委員の任命についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり同意を与えることに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小黒敬三君） 起立多数であります。

よって、同意第8号は、原案のとおり同意を与えることに決しました。

◎報告第2号の質疑

○議長（小黒敬三君） 日程第3、報告第2号 財団法人福島なみえ勤労福祉事業団の経営状況報告についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

以上で報告を終わります。

◎発委第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小黒敬三君） 日程第4、発委第8号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）を議題といたします。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（小黒敬三君） 提出者の議会運営委員会委員長、馬場績君から提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会委員長、馬場績君。

〔議会運営委員長 馬場 績君登壇〕

○議会運営委員長（馬場 績君） それでは、提案理由の説明をさせていただきます。

この案件については、過般の全員協議会で浪江町議会でも反対の立場を明らかにして意見書を上げるべしという意見がありました。その後、12月6日、参議院で真夜中に強行採決されました。事態は変わったわけです。我々議会運営委員会でも議論いたしまして、政府と国会に対して廃止の措置を求めるという態度を明らかにすべきではないかということで意見書案を作り、全員協議会でも議論して、今日の本会議提案に至ったわけであります。

いずれにしても、現在、将来の人権と民主主義にかかわる極めて重大な法律であります。このまま放置するわけにはいかないということで、大きく言えば国民の人権と日本の民主主義を守るという立場から、この法律を即刻廃止すべきだと。それを政府と国会に求める意見書であります。

同僚議員のご理解をお願いする次第です。

○議長（小黒敬三君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、発委第8号 特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書（案）を採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（小黒敬三君） 起立多数です。

よって、発委第8号は原案のとおり可決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（小黒敬三君） 日程第5、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題といたします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに議会報編集特別委員会委員長、資格審査特別委員会委員長からお手元に配付しました申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査・調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小黒敬三君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了しました。

◎町長あいさつ

○議長（小黒敬三君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期、定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月10日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見、ご提言につきまして、今後の町政執行、または被災者対策に十分生かしてまいりたい

と考えております。

特に本会議にてご審議いただきました浪江町災害危険区域に関する条例の制定につきましては、津波により全域が浸水し、壊滅的な被害を受けた沿岸地域を、住民の安全を確保するため、住宅の新築等を禁止する災害危険区域に指定し、地区住民の集団移転を促進するものであります。これは、津波被害により住む家を失った方々に、移転候補地等を提供することにより、今後の生活設計を立てる上で、町としてその方向性を示すことができるものと考えております。

また、浪江町復興計画に基づく復興まちづくり計画が、来年3月にご提案いただけることになっておりますので、集団移転事業と同時並行で進めることとし、再生に向けた動きを本格化してまいります。

行政経営方針でも、浪江町民一人ひとりの選択を可能とするために、復興の動きを可視化することを平成26年度の目標に掲げ、今後の事業実施に際しては、目で見えて体感できる施策を展開し、復興の加速化に向けて町一丸となって取り組んでまいります。

議員各位のなお一層のご理解ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、年の瀬も迫り、慣れない避難地で3度目の冬を迎えようとしていることは極めて残念であります。議員の皆様には健康に十分留意されまして新年を迎えられますようお祈り申し上げます、閉会のあいさつとさせていただきます。

◎閉会の宣告

○議長（**小黑敬三君**） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成25年浪江町12月定例会を閉会いたします。

（午後 2時00分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成 2 5 年 月 日

浪江町議会議長 小 黒 敬 三

浪江町議会副議長 佐 々 木 恵 寿

署 名 議 員 渡 邊 泰 彦

署 名 議 員 佐 々 木 勇 治

署 名 議 員 鈴 木 幸 治